

災害時保健活動マニュアル

愛知県

はじめに

愛知県では、東海地震、東南海地震など大規模地震発生の切迫性が高まつてきており、従前にも増して地震防災対策の強化が図られてきています。

その中で、愛知県地域防災計画を全面的に見直しその実効性を高めるため平成14年11月に「あいち地震対策アクションプラン」を策定しました。このプランは①防災協働社会の形成、②防災型まちづくりの推進、③災害対策活動への備えを3つの目標に掲げ、40の対策アクションを定めて、地震防災対策を計画的・効果的に進めていくものです。

今回、「被災後の生活安定対策の準備」として、地震災害時の被災者の健康管理を、各地域において保健師が迅速・適確に行うための指針として、「災害時保健活動マニュアル」を作成することとしました。

地震発生時、混乱が予測される中で、地域の第一線で被災住民の生命を守り、健康回復及び生活の再建にあたる自治体保健師への期待は高いものがあります。しかし、地域においては、平常時からの体制整備、被災状況に応じた迅速な初動態勢の確立、市町村・保健所保健師が被災地で協働して行う活動の進め方など、実際に保健活動を行うために検討を要する課題が多くあるとの声を聞きます。そこで、これらの実情を把握し、災害時の保健活動体制を構築していくために県として標準化を示すマニュアルを策定しました。

これを指針として、市町村・保健所において、地域特性に応じた実践的なマニュアルが作られ、被災住民への健康支援が行われることを期待しております。

さらに、災害時の保健活動は関係機関・関係職種と協働した活動であり、このマニュアルが災害対策の中に位置付けられ、総合的な防災活動の推進に貢献できることを希望しています。

最後に、作成にあたり御尽力を賜りました委員各位を始め、貴重な御意見をいただきました関係の皆様方に感謝申し上げます。

平成16年3月

愛知県健康福祉部理事

藤岡正信

目 次

はじめに

I	マニュアルのねらいと基本的考え方	1
1	本マニュアルのねらい	1
2	災害時保健活動の基本的考え方	1
3	本マニュアルの特徴	2
4	災害時保健活動体制<保健活動の位置づけ>	4
II	災害に対する保健活動の概要<時期別、機関別>	5
1	平常時からの体制整備	5
2	災害発生から復興期までの保健活動	7
III	災害に対する保健活動の実際	9
1	平常時からの体制整備<機関別>	9
(1)	各機関の支援体制の整備	9
(2)	災害時要援護者の支援体制の整備	12
(3)	防災に関する知識普及啓発	14
(4)	東海地震警戒宣言発令までの対応	17
2	災害発生時の保健活動の展開<時期別、機関別>	18
(1)	県庁における保健活動	18
(2)	被災地における保健活動<保健所、市町村>	23
ア	第1期 一生命・安全の確保	(災害直後から概ね2日) 23
イ	第2期 一心身・生活の安定への支援	(概ね3日目から2週間) 27
ウ	第3期 一日常生活への移行・生活への支援	(概ね2週間から災害対策本部解散まで) 31
エ	第4期 一人生・地域の再建への支援	(災害対策本部解散後の復旧・復興期) 36
(3)	保健活動の役割分担と内容	38
IV	保健活動のための記録及び報告用紙	39
1	記録及び報告用紙一覧	39
2	記録及び報告用紙の用途について	39
(1)	一般的な注意事項	39
(2)	各種記録用途	39
	災害時要援護者登録台帳(カード)様式1	42
	災害時保健活動ボランティア登録カード様式2	43

地域活動記録 様式3	44
避難所活動記録(日報) 様式4	45
仮設住宅活動記録 様式5	47
健康相談票 様式6-1	48
経過用紙 様式6-2	49
健康調査連名簿 様式7	50
災害初動時情報 様式8	51
保健活動日誌 様式9	52
巡回健康相談実施集計表 様式10	53
保健活動ボランティア活動記録 様式11	54

V 参考資料

資料1 医療救護活動の概要	55
資料2 防疫・保健衛生活動の概要	59
資料3 ボランティア活動の概要	61
資料4 平常時の情報収集項目一覧	62
資料5 保健活動に必要な物品	63
資料6 災害拠点病院等施設一覧	64
資料7 災害時要援護者緊急連絡カード(本人用)	67
資料8 災害時に備えたい準備用品一覧(一般住民用)	68
資料9 啓発用パンフレットのポイント(一般用・災害時要援護者用)	69
資料10 避難所の保健活動の内容	74
資料11 仮設住宅の保健活動の内容	76
資料12 災害後の心理的回復プロセスとストレス反応	78
資料13 災害救援者の心理的影響のチェックリスト	79
資料14 対象別保健指導のポイント	80
資料15 東海地震警戒宣言発令までの対応	85

参考・引用文献一覧

災害時保健指導マニュアル作成検討委員会設置要綱
災害時保健指導マニュアル作成検討委員会名簿

I マニュアルのねらいと基本的考え方

1 本マニュアルのねらい

(1) 地震発生時に保健師が行う保健活動に焦点をあてる

本マニュアルは、愛知県内において大規模地震が発生した際、その災害による被害を最小にし、その後の地域住民の健康回復、生活再生への可能性を最大にするため、県内の行政機関に働く保健師あるいは応援に駆けつけた保健師がどのように行動すべきかを具体的に示すものである。

なお、災害発生直後は被災住民の生命と安全の確保が課題となり、救命救急活動が最優先して進められる。保健活動は、その後起こってくる様々な健康問題に対応する中長期的な活動である。

(2) 市町村及び保健所の活動体制づくりに活用できる

地震は発生した地域の実情によって被害の様相が異なるため、市町村及び保健所はそれぞれの地域の特性をふまえて、地震の型や規模から被害の拡がりや深刻度を予測し、予防対策を含めた保健活動を展開する必要がある。

本マニュアルは、各市町村が、地域の実情に応じた活動体制づくりや独自のマニュアル作成を行う際の指針となることを目指している。

2 災害時保健活動の基本的考え方

(1) 市町村と保健所の協働

市町村は、災害対策基本法において、住民にもっとも身近な基本的な地方公共団体と位置づけられ、防災の第一次責務者として防災活動を実施し、平常時から住民に対する健康被害予防のための情報提供の役割を担っている。

しかし地震発生直後には、直接被害を受けた市町村が一時的に機能を果たせなくなることが十分考えられる。保健所には「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正（平成12年3月）により、「地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化」が追加された。保健所は、災害時の地域における健康問題の情報収集、健康危機管理の総合的技術的拠点として機能し、一時的に弱まった市町村の保健衛生面の機能を補完・代行することが求められる。保健所と市町村が相互に必要な情報の伝達、技術的援助の提供などを通して有機的に協働することは、災害保健活動において不可欠である。

保健師の役割に関しては、被災地域を最も理解している市町村保健師が、住民への個別で直接的な活動を行うことが望ましい。保健所保健師はそれを支援するために機能することが期待され、具体的には、避難所等における集団への支援あるいは医療等に関する情報提供、他機関への連絡、人材に関する調整等を通してである。

(2) 行政機関の保健師の役割

地震は特別な事態であるが、そこに必要な保健活動は他の保健活動と同様に、予防からリハビリまでのプロセス、あるいは備えから評価までのサイクルに基づいて考えることができる。また個々の住民や家族への健康支援と環境改善など公衆衛生学的支援の2つの視点からの支援が必要である。

災害発生現場においては、人命救助のための医療活動が最も優先されるが、これまでの災害を振り返る中で、中長期的に見た保健活動の重要性が確認されてきた。行政機関で働く保健師は、災害のごく初期の混乱の中にあっても、少しでも住民の生活の日常性や健康的な領域に目を向け、それを保持増進できるよう働きかける役割を持つ。

(3) 他の職種との協働及び災害対策としての一貫性

実際の災害時保健活動は多くの人々の協力や組織的な連携で成り立つ。「あいち地震対策アクションプラン」に基づく本マニュアルは、保健師の活動に焦点を当てているが、保健活動に携わる他職種にもこの内容を提示し、意見の調整を図り、協働して保健活動に取組むことが望ましい。

また、保健活動を進めるにあたっては、「地域防災計画」をはじめとする下記のマニュアル等を参照しながら活動する必要がある。

<関連するマニュアル類>

- ・「地域防災計画」愛知県、各市町村
- ・「市町村災害弱者支援体制マニュアル」愛知県、平成13年
- ・「危機管理マニュアル」 愛知県、平成10年
- ・「災害時の地域精神保健福祉活動について（ガイドライン）」愛知県、平成15年（検討中）
- ・「激甚災害時初動活動マニュアル」愛知県、平成11年
- ・「避難所運営マニュアル」愛知県、平成10年

など

3. 本マニュアルの特徴

本マニュアルは、先に述べたマニュアル作成のねらいと災害時保健活動の考え方に基づいて、災害各期における保健活動を、保健師の動きを中心に具体的に記述している。主な特徴を以下に示す。

(1) 平常時および地震発生後の時期に分けて保健活動を示す。

ア 本来その地域がもつ特性即ち地域の地理的・文化的背景が、災害時に受けるダメージの量や質、復興のプロセスに大きく関連する。「平常時の保健活動」を重要と考え、日頃保健師が把握している情報や地区活動（環境を整える取り組み、支援ネットワークの構築など）が災害時の保健活動に生かせるよう方向を示す。

イ 災害(地震)発生後の時期を、初動期から第1期（災害直後から概ね2日）、第2期（概ね3日から2週間）、第3期（概ね2週間から災害対策本部解散まで）、第4期（災害対策本部解散後の復旧・復興期）に分け、各時期の重点活動を掲げた上で、具体的な保健活動を示す。

(2) 保健活動の記述については、災害現場において携帯・活用可能な簡潔さと特定の時期や活動場所に応じた具体性の両面から工夫する。

ア 活動の方向性を示す役割や連絡体制、必要な情報や物品などについては、図表を用いて、把握・活用しやすい工夫をする。

イ 災害時保健活動に携わる保健師の役割を、県庁、県保健所、市町村に分けて示す。次に実際の保健師の活動であるが、これは住民側のニーズに従うため、保健所や市町村という所属を超えて必要とされる役割(共通項目)を先に示し、続いて各所属の保健師として必要となる活動をあげる。

ウ 避難所や仮設住宅における活動については、各時期の保健活動を示す中で別途スペースを割いて具体的に表し、その内容に沿って活動がしやすいような記録用紙を添付する。

*本マニュアルでは、活動場所に応じて、避難所や仮設住宅に出向いて行う個別支援を巡回健康相談、被災地域に出向いて行う個別支援を家庭訪問と呼んで便宜上区別している。

エ 地域が丸ごと被害に遭うような災害発生時には、被災地内の職員による活動が機能し得ないこともある。被災地外の保健師が要請を受けて活動に従事する場合にも、行動しやすい内容とする。

(3) 災害発生時における支援はすべての地域住民が対象ではあるが、様々な観点から特に配慮すべき対象（災害時要援護者）への支援方法を示す。

ア 災害時要援護者を、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、乳幼児、妊娠婦、慢性疾患患者および日本語を母国語としない人々とする。

イ 避難所や仮設住宅において災害時要援護者を把握し、継続的な支援ができるように、対象別の具体的な保健指導の視点を示し、記録用紙を工夫する。

ウ 災害時要援護者に対する状態確認、具体的支援を保健分野の枠組みを超えて理解し、実践するために、「市町村災害者支援体制マニュアル」（平成13年、愛知県作成）を参照する。

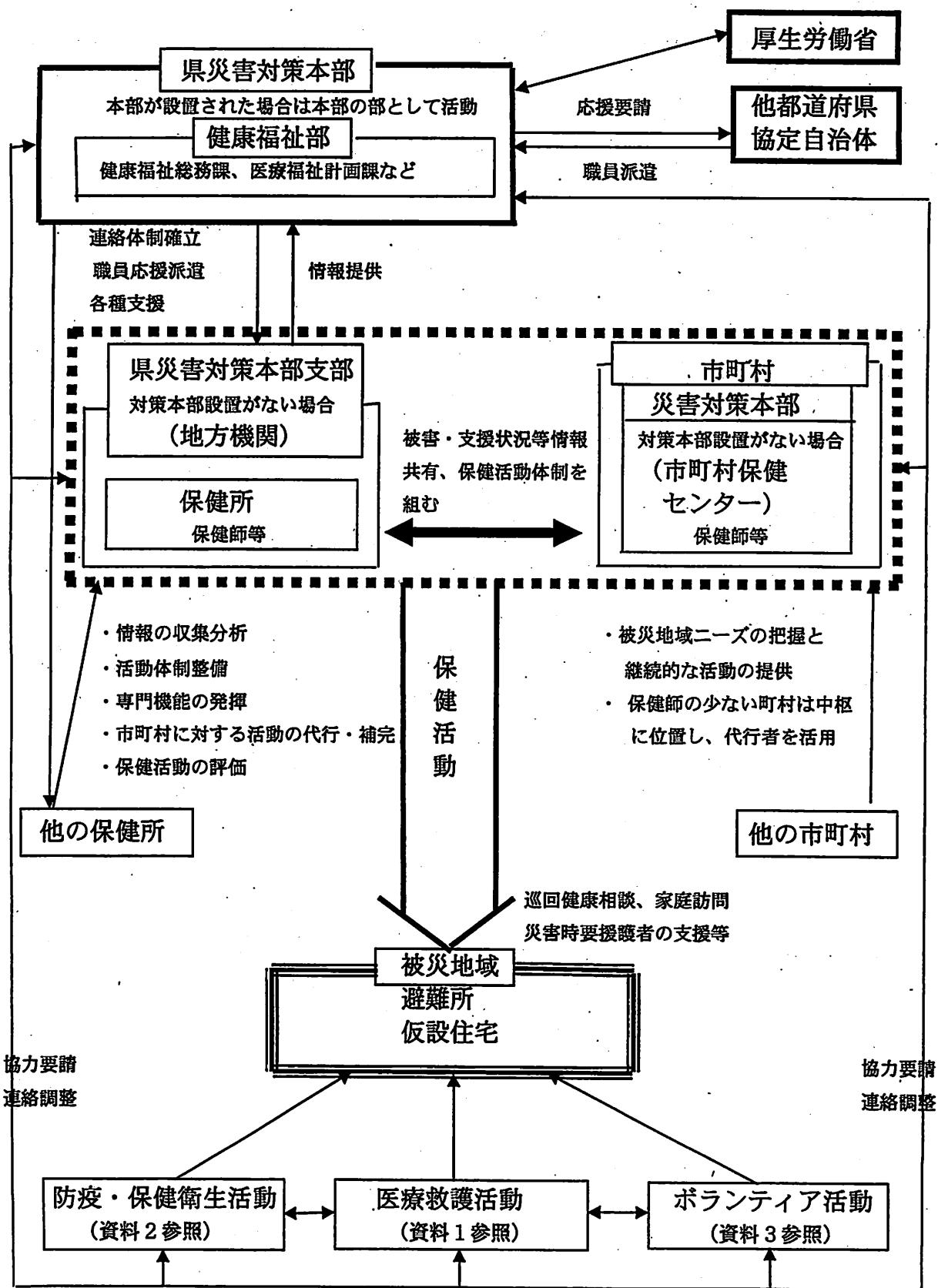
*「市町村災害者支援体制マニュアル」においては災害時に特に援助を要する人々を「災害弱者」としている。

(4) 被災住民だけでなく、被災地で援助活動を行う人々の健康を守る視点も示す。

災害保健従事者が互いに援助者側のセルフケアやストレスに关心を持ち、保健活動が展開できることが必要であり、本マニュアルではその視点にも言及している。

4 災害時保健活動体制<保健活動の位置づけ>

「本マニュアルのねらい」のとおり、災害により被害を受けた地域住民の健康回復、生活再生を図るために保健活動を中心とした活動体制を明記する。



II 災害に対する保健活動の概要〈時期別・機関別〉

1 平常時からの体制整備

災害発生時の保健活動を迅速かつ適確に展開するには、不測の事態に備えるための訓練と、平常時からの保健活動体制の整備を充実することが重要である。その対応は次のとおりである。

項目	県 庁（医療福祉計画課）	保 健 所	市 町 村	
(1) 各機関の支援体制の整備	組織、命令系統、役割の明確化と共通理解 (p 9)	1 防災局、部内関係各課との連携による役割確認と共通理解 2 課内の役割分担及び従事内容の明確化、代行者についての取り決め 3 応援・派遣保健師の体制と条件の整備 4 保健所との連絡網の整備及び連絡体制の確立	1 保健所内の連携体制の整備 2 保健活動マニュアルの常備と動ける体制づくり 3 課内での役割分担と従事内容の明確化、代行者についての取り決め 4 管内の保健、医療、福祉関係機関との連携体制整備 5 保健センターとの連絡体制の明確化 6 管内市町村の地域防災計画の把握	1 市町村内での連携体制の整備 2 担当内での役割分担と従事内容の明確化、代行者についての取り決め 3 保健所との連絡体制の明確化 4 保健・医療・福祉関係機関、地域住民を含めた関係機関と連絡体制及び役割の明確化 防災会議の開催 5 保健活動マニュアルの整備と体制づくり
	情報伝達体制の整備 (p 10)	1 職員、関係機関への情報伝達網の周知と定期的更新 2 保健活動に必要な情報把握及び報告様式の整備（市町村からの把握用）	1 職員、関係機関への情報伝達網の周知と定期的更新 2 災害時用携帯電話やファクシミリの整備 3 保健活動に必要な情報把握及び報告様式の整備	1 職員、関係機関への情報伝達網の周知と定期的更新 2 災害時用携帯電話やファクシミリの整備 3 住民への情報伝達方法（無線、有線回線含む）の確認と活用 4 保健活動に必要な情報把握及び報告様式の整備
	支援団体の把握と役割の確認 (p 11)	1 ボランティアの受け入れ状況と役割の確認 2 県内外のボランティアの受け入れ窓口の把握と必要時活用できる体制の整備	1 保健所と関わりのあるボランティア団体の把握と役割確認（精神保健・難病関係等）	1 市町村ボランティア受け入れ窓口との連携体制の整備 2 保健従事者ボランティアの対応体制の検討 3 民生・児童委員、ボランティア団体との連携 4 支援が得られる団体の把握
	保健活動に必要な情報・物品の整備 (p 12)	1 各保健所への必要物品の整備（携帯品はp 6 3資料5参照） 2 応援・派遣に必要な物品・情報の整備	1 必要物品の整備と更新（携帯品はp 6 3資料5参照） 2 関係機関（医療機関、社会福祉施設、医療機器取扱い業者等）のリスト作成と定期的な更新 3 市町村と定期的に関係機関等のリストの情報交換 4 保健活動に必要な情報・物品の一括保管と保管場所の周知	1 必要物品の整備と更新（携帯品はp 6 3資料5参照） 2 関係機関（医療機関、社会福祉施設、医療機器取扱い業者等）のリスト作成と定期的な更新 3 保健活動に必要な情報・物品の一括保管と保管場所の周知
(2) 災害時要援護者の体制整備	災害時要援護者の所在把握と安否確認、避難誘導体制の整備 (p 13)	1 優先度の判断基準の作成による災害時の保健活動の円滑化	1 必要時、保健所と市町村が患者の情報を共有できる体制を整備 2 保健所で把握している要援護者を支援する機関との迅速な連携・連絡体制づくり 3 プライバシーに配慮した個人情報の開示方法・範囲の確認 4 結核・難病患者、在宅酸素療法患者、精神障害者など緊急対応が必要とされる地区別対象者別リストの作成 地図上でのマッピング *災害時要援護者登録台帳（p 4 2様式1参照）	1 保健、福祉、介護部門との安否確認対象者の明確化 2 居宅介護支援事業者との迅速な情報入手体制の確立 3 プライバシーに配慮した個人情報開示方法・範囲の確認 4 高齢者、身体・知的障害児者、精神障害者、乳幼児、外国人など緊急対応が必要とされる地区別対象者別リストの作成 地図上でのマッピング *災害時要援護者登録台帳（p 4 2様式1参照） 5 視覚、聴覚障害者等の情報獲得体制の整備 手話奉仕員・手話通訳者、視覚障害者ガイドヘルパーの把握 6 民生委員、町内会役員等と安否確認の体制を整備

項 目		県 庁 (医療福祉計画課)	保 健 所	市 町 村
(3) 防 災 に 関 す る 知 識 普 及 啓 発	関係機関、職員への啓発・研修 (p 14)	1 災害時保健活動マニュアルの普及 2 研修の実施 (災害時の保健活動の心構え・姿勢・ポイント、災害時に起こりうる医療上・生活上の障害の理解、PTSD、体制の整備など)	1 地域関係機関・関係者を集めた会議等の活用 2 職員研修(図上演習等の実施) 3 市町村職員へ災害時対応に関する研修を開催(災害時に起こりうる医療上・生活上の障害の理解、PTSD、体制の整備など) 4 不測の事態に対応でき、臨機応変に動けるよう研修内容を検討 5 災害時保健活動マニュアルの普及 6 各市町村におけるマニュアル作成への支援	1 地域関係機関、住民代表(自治会、民生委員、保健推進員など)を構成員にし、会議を開催 2 職員研修(図上演習等の実施) 3 不測の事態に対応でき、臨機応変に動けるよう研修内容を検討
	地域住民等への教育 ・災害時要援護者への教育 ・一般住民への教育 ・ボランティアへの教育 (p 15)	1 防災啓発指導用パンフレット整備 2 災害に関する研修会用講師リスト作成	(災害時要援護者への教育) 1 保健所が把握している患者家族(結核・難病・精神障害者・在宅酸素療法患者、長期療養児など)へセルフケア能力(災害に備え、自分を守る方法・知識)を高めるための教育の実施 2 保健所が関わる災害時要援護者向け健康教育パンフレットの作成と活用 災害時の準備、災害発生時の避難場所の周知 (一般住民への教育) 1 災害に備えての準備や災害時に適切な保健行動がとれるよう知識普及(感染症予防・生活環境調整・災害時のストレス反応の理解・災害時の医療体制と受診の方法) (ボランティアへの教育) 1 保健所が関わるボランティア(精神保健・難病等)の研修の実施 ①災害による心身と環境の変化 ②災害時の活動の心構え ③自分のことは自分の責任で対応(食糧の確保) 2 不測の事態に際して、臨機応変に自主的に動けるような教育内容の検討	(災害時要援護者への教育) 1 市町村が把握している患者家族(高齢者、乳幼児、身体・知的・精神障害者など)へセルフケア能力を高めるための教育の実施 2 視覚・聴覚障害者、外国人向けのパンフレットの作成と活用 3 災害時の準備、災害発生時の避難場所の周知 (一般住民への教育) 1 災害に備えての準備や災害時に適切な保健行動がとれるよう知識普及(感染症予防・生活環境調整・災害時のストレス反応の理解・災害時の医療体制と受診の方法) 2 健康教育パンフレット整備と活用(p 6 9資料9参照) (ボランティアへの教育) 1 防災部門・社会福祉協議会等との連携によりボランティア研修への参画 ①災害による身心と環境の変化 ②災害時の活動の心構え ③自分のことは自分の責任で対応(食糧の確保) 2 不測の事態に際して、臨機応変に自主的に動けるような教育内容の検討

2 災害発生から復興期までの保健活動

第1期 ~災害の規模や程度がわからず、建物や道路の崩壊、けが人や死者の発生、ライフラインの切断などによる混乱と不安の時期~ (災害直後から概ね2日)			
<重点活動> 生命・安全の確保への支援のため、初動態勢の確立と保健活動の実践			
県 庁 (p 18) (医療福祉計画課)	保健所・市町村の共通項目 (p 22)	保 健 所 (p 25)	市 町 村 (p 26)
1 施設設備の確保と執務体制の起動 2 災害・職員参集状況など情報の収集及び地域(保健所、市町村)への伝達 3 地域(保健所、市町村)における職員確保及び応援・派遣体制の運用	1 所属施設や設備の安全確認 2 保健師の出勤状況等の確認及び保健活動の体制整備 3 所内・所外連絡体制の確立 - 命令・指揮系統の確立 - 関係機関との連絡など - ミーティングの開催 4 地域巡回活動の実施(現地状況把握) 5 保健活動に必要な災害情報の収集・整理 6 避難所への巡回健康相談に向けての検討・準備 7 保健活動に必要な物品の点検・調達(P.62,63 資料4,5参照) 8 地域巡回活動の中で緊急援助者への早期対処 9 災害時要援護者の安否、健康状態の把握及び安全の確保 10 開業事業中止の連絡 11 住民へ必要な情報の伝達	1 県庁との連絡調整 2 管内市町村の情報収集(被害状況や必要なマンパワーの状況等) 3 管内各市町村の保健活動方針の確認と役割分担の明確化 4 応援・派遣保健師の必要性・役割の検討と活動計画作成 5 避難所への巡回健康相談体制の編成・検討 6 専門相談機関としての健康相談窓口の設置	1 必要時、救護班設置の調整 2 地域の被災状況、派遣依頼等のニーズ把握及び保健所への報告 3 避難所への巡回健康相談等の活動方針と方法の決定 4 健康相談窓口設置
第2期 ~外部からの応援が増え、避難所の状況も少しずつ安定して、生活再建に向けての活動が活発になる反面、身体状況の悪化やストレスの増大する時期~ (概ね3日から2週間)			
<重点活動> 心身・生活の安定への支援のため、避難所・地域の要援護者に対する保健活動の実践			
県 庁 (p 20) (医療福祉計画課)	保健所・市町村の共通項目 (p 27)	保 健 所 (p 29)	市 町 村 (p 30)
1 広域的・総合的な視点から活動に必要な災害情報の収集及び地域(保健所、市町村)への提供 2 部内関係課との情報交換と連携 3 地域で行う保健活動の支援 - 現地視察 - 職員の心身の健康管理 - 中長期的な活動計画立案 - 応援・派遣体制の運用 - 予算措置 4 活動のために必要な人的・物的資源の確保と調整 5 適切・効果的なマスコミへの対応	1 保健師の活動体制の確保と整備 2 必要な関係機関(医療機関、精神保健福祉センター、市町村福祉課、在宅介護支援センター等)と連携を密にした活動 3 避難所における巡回健康相談の実施 4 避難所生活環境の把握と対応 5 災害時要援護者への家庭訪問の実施 6 住民へ保健医療福祉及び生活情報の提供 7 被災者の精神面への援助 災害後のストレス反応と PTSD (p.78 資料12参照) 8 保健活動に必要な物品の点検・調達 9 責任者によるマスコミへの対応 10 職員の心身の健康管理 11 健康相談窓口の対応	1 管内市町村の情報収集、管内全体の保健活動方針・体制の調整 2 県庁からの情報を市町村へ伝達及び市町村ニーズを県庁に報告 3 地域、避難所等における結核患者、難病患者、長期療養児、精神疾患、精神障害者への早期の訪問や相談による健康状態の把握と対応 4 市町村と連携した巡回健康相談の実施 - 専門チームや関係機関とも必要時連携 5 応援・派遣保健師及び専門ボランティア等を含めた巡回健康相談チームの調整とオリエンテーションの実施	1 保健所への状況報告と支援の依頼 2 市町村の担当部署・災害対策本部へ住民の健康ニーズの連絡と改善調整 3 応援・派遣保健師の受け入れ体制の整備 4 地域、避難所等における災害時要援護者の健康状態把握と対応 5 パンフレット等配布等による疾病予防のための健康教育の実施 夏:食中毒 冬:インフルエンザ 等

第3期 ~住民の疲労と将来への不安も日々強くなり、日常生活も不規則なことから様々な問題が発生しやすい時期~

(概ね2週間から災害対策本部解散まで)

<重点活動> 日常生活への移行・安定支援のため、仮設住宅・避難所・地域における保健活動の実践

県 庁 (P 21) (医療福祉計画課)	保健所・市町村の共通項目 (P 31)	保 健 所 (P 33)	市 町 村 (P 37)
<ul style="list-style-type: none"> 1 活動に必要な災害関連情報やニーズの収集及び地域（保健所、市町村）への還元 2 部内関係課との情報交換と連携の強化 3 地域で行う保健活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・職員の心身の健康管理 ・中長期的な活動計画立案 ・応援・派遣体制の運用 ・学習会の企画開催 ・活動状況の分析 4 適切・効果的なマスコミへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 1 平常事業への移行準備及び開始 2 必要な関係機関（医療機関、精神保健福祉センター、市町村福祉課、在宅介護支援センター等）と連携を密にした活動 3 住民の生活の場（地域・避難所・仮設住宅）に出向いて保健ニーズの把握とその対応 4 記録された災害時における保健活動等のデータ整理・分析 5 住民への保健医療福祉及び生活情報の提供 6 マスコミを活用した地域の健康情報の発信 7 職員の心身の疲労への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 1 管内市町村の情報を収集、管内全体の保健活動方針・体制の調整 2 地域、避難所、仮設住宅における結核患者、難病患者、長期療養児、精神疾患、精神障害者への継続訪問・療養指導 3 応援・派遣保健師がフォローしていたケースの地区担当保健師への引き継ぎ 4 応援・派遣保健師の活動の評価 5 県庁からの情報の市町村への伝達及び市町村ニーズを県庁に報告 6 精神保健福祉ボランティアの活動の調整と評価 7 PTSD等被災者こころのケアの支援活動の強化 8 活動の継続支援終了に向けての関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康相談、健康教育、保健指導の継続 2 保健所との協力による地域、避難所、仮設住宅全世帯への健康調査と継続訪問指導の実施 3 住民へ保健医療福祉及び生活情報の提供 4 保健所への状況報告 5 災害時要援護者の台帳整備及び継続支援

第4期 ~仮設住宅への入居や他地域への避難により、近隣の関係が変化し、知人・友人が少なくなる。また、家族の中でも職場を失う、財産を失う、肉親を失うなどの出来事により、

地域、家族両面で役割の喪失や交替が生じる~

(災害対策本部解散後の復旧・復興期)

<重点活動> 人生・地域の再建への支援のため、新たなコミュニティづくりをめざした保健活動の実践

県 庁 (P 22) (医療福祉計画課)	保健所・市町村の共通項目 (P 36)	保 健 所 (P 37)	市 町 村 (P 37)
<ul style="list-style-type: none"> 1 部外、部外関係課との情報交換と連携 2 地域で行う保健活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地での情報交換会の開催 ・長期的な活動計画立案 ・職員の心身の健康管理 ・学習会の企画開催 ・活動のまとめの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健医療福祉等関係機関と常に連携をとり、地域再建支援への施策検討 2 保健・福祉施策等を一本化した総合的活動の展開 3 被災者の健康状態の把握と対応 4 見守りや安否確認の体制づくりへの推進 5 住民へ保健医療福祉及び生活情報の提供 6 職員の心身の疲労への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 1 管内市町村の情報収集、管内全体の保健活動方針・体制の調整 2 県庁からの情報を市町村へ伝達及び市町村ニーズを県に報告 3 市町村と協力した新たな健康課題への取り組み 4 PTSDへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健所への状況報告 2 住民へ保健医療福祉及び生活情報の提供 3 健康相談の実施 4 新たな健康課題の発掘及び対応 5 災害時要援護者への継続支援 6 新たなコミュニティづくりへの支援 7 被災者同士の交流支援 8 関係機関との連携強化

III 災害に対する保健活動の実際

1 平常時からの体制整備 〈機関別〉

災害時の保健活動を迅速かつ効果的に展開するためには、平常時からの保健・医療・福祉の関係機関、関係団体、地域住民等を含めた活動体制の強化や平常時の保健活動の充実、災害に備えての訓練等が重要である。あわせて、職員の健康管理及び心のケア対策についても事前の学習を必要とする。

(1) 各機関の支援体制の整備

災害に備え、各機関の果たす役割を明確にし、相互に理解しておくことが必要で、特に指揮命令系統を明確にしておくことが重要である。

実際に災害が発生した場合には臨機応変に動く必要が生じるため、さまざまな状況をシミュレーションしながら、情報伝達方法の検討や必要な物品の整備を行うことが必要となる。

組織、命令系統、各機関の役割の明確化と共通理解

災害発生時に備え、組織、命令系統及び各機関の役割を明確化し、共通理解を得ておくための対応は次のとおりである。

【 県庁 】

- 1 防災局・部内関係課と検討を行い、各課の役割を明確にし、共通理解を図る。
- 2 課内の役割分担と従事内容を明確にする。総括、庶務、情報収集分析の担当を配置する。また、担当が不在時の代行についても取り決めをしておく。
- 3 初動時また長期的支援を考慮した応援・派遣保健師の体制や条件を整備する。特に、県保健師の応援体制については、班編成などのシミュレーションをし、案を準備しておく。
- 4 保健所の地域保健課との24時間の連絡網を整備し、体制をつくる。

【 保健所 】

- 1 保健所内での連携体制を整備し、保健活動に関する指揮命令系統を一本化し、責任者が不在の場合の代行者を決める。
- 2 災害時保健活動マニュアルを常備し、いつでも動ける体制をつくる。
- 3 課内での役割分担（総括、情報集約・報告、現地派遣など）と活動内容を明確にし、担当が不在時の代行についても取り決めをしておく。
- 4 管内の保健・医療・福祉機関との連携体制を整備する。
 - 24時間の連絡網を整え、情報の一元管理をする体制をつくる。
 - 連絡会議などを開催し、初動時の体制・役割について検討し、活動体制の整備をする。

- 5 保健センターとの連携・連絡体制を明確にしておく。
- 6 管内の市町村の防災計画を把握する。

【 市町村 】

- 1 市町村内各課との連携体制を整備するとともに各課の役割を明確にし、保健活動について理解を得る。
- 2 担当内での役割分担や従事内容を明確にし、担当が不在時の代行について取り決めをしておく。
災害時の保健活動のリーダーや指揮命令系統を明確にし、責任者が不在時の代行者を決めておく。
- 3 保健所との連絡体制を明確にし、適切な情報提供ができ、保健活動の体制が早期に整えられるようにしておく。
そのためにも保健所との連絡会議等を開催する。
- 4 保健・医療・福祉部門および地域住民を含めた防災会議を開催し、それぞれの役割を明確にすると共に、地域住民の協力が得られるようにする。また、社会福祉施設、医療機器取扱い業者等と緊急時の受け入れや利用者への措置が迅速に行える体制を整える。
災害時要援護者について、市町村の福祉・介護保険部門との迅速な情報入手体制を整備する。
- 5 県の災害時保健活動マニュアルや市町村防災計画を参考に、市町村の特性に応じたマニュアル（災害時要援護者対応を含めた）を整備すると共に、保健活動の体制を検討する。

情報伝達体制の整備

県・保健所・市町村間における情報伝達体制と住民への伝達方法の整備を確立することが重要である。

県・保健所・市町村間の災害時の情報集約・伝達の手段は、情報が経過を追って目で確認できるファクシミリが有効である。

【 県庁 】

- 1 職員、関係機関への情報伝達網は、職員のほかに関係機関を含めて作成し、定期及び変更時に更新し、周知を図る。
保健活動に必要な情報伝達経路を整備し、保健所や市町村からの情報が漏れなく、スムーズに流れるようとする。
- 2 保健活動に必要な情報収集及び活動報告様式を整備し、県・保健所・市町村での情報が正確に収集・伝達できるようにする。

【 保健所 】

- 1 職員、関係機関への情報伝達網は、職員のほかに関係機関を含めて作成し、定期及び変更時に更新し、周知を図る。
市町村へ保健所の担当者を周知（リストの作成、配布、毎年更新）する。
- 2 災害時用携帯電話やファクシミリを整備しておく。
- 3 保健活動に関する情報収集及び活動報告様式を整備し、災害発生時に迅速に報告できるように職員に周知する。

【 市町村 】

- 1 職員、関係機関への情報伝達網は、職員のほかに関係機関を含めて作成し、定期及び変更時に更新し、周知を図る。保健活動に関して保健所との連絡窓口を決める。
- 2 災害時用携帯電話やファクシミリを整備しておく。
- 3 地域にある住民への情報伝達の方法（無線・有線回線を含めて）を確認し、災害時に利用できるようにする。
- 4 保健活動に関する情報収集及び活動報告様式を整備し、災害発生時に迅速に報告できるように職員に周知する。

支援団体の把握と役割の確認

支援が得られる団体は、関係機関のみならず、地域住民、ボランティア団体など多岐に渡るため、それぞれの団体の把握と役割を確認しておく必要がある。

把握した情報を各機関が有効・迅速に活用できるような一元管理が必要である。

【 県庁 】

- 1 災害時には、県災害対策本部応急対策部ボランティア情報係が立ち上がるることを理解し、被災市町村のボランティアの受け入れ状況と役割を確認しておく。
- 2 県内外の保健従事者のボランティア団体やNPO団体を把握し、必要時に活用できるような体制を整備する。（他県・看護協会等保健師）

【 保健所 】

- 1 保健所と関わりのある難病患者支援・精神保健福祉ボランティアなど保健従事者のボランティアやNPO団体を把握し、役割を確認するとともに必要時に活用できるようにする。（p 43 様式2参照）

【 市町村 】

- 1 災害時は、地域ボランティア支援本部が立ち上がるることを理解し、ボランティアの受け入れ状況と役割を確認しておく。
- 2 保健従事者ボランティアに対する対応の体制を検討する。

- 3 民生・児童委員や保健連絡員など保健活動に協力参加しているボランティア団体などと連携を図り、緊急時の協力体制について明確にする。
- 4 災害時活用できるボランティア団体を把握し、要時活用できるようにしておく。(p 43 様式2 参照)

保健活動に必要な情報・物品の整備

各機関に応じた必要物品を整備し、定期的に点検し、必要時に支障なく使用できるようにする。また、災害時の機動力として自転車は有効であるため、必要時確保できる体制を整えておく。

【 県庁 】

- 1 各保健所に必要な災害物品の標準化を図る。(携帯電話、携帯ラジオ等)
- 2 応援・派遣に必要な情報・物品について保健所・市町村に確認し、必要なものは整備しておく。

【 保健所 】

- 1 必要な物品の整備と更新（血圧計、衛生材料、消毒薬、使い捨てカメラ、雨具など）を定期的に行う。
- 2 関係機関（医療機関・社会福祉施設・医療機器取り扱い業者等）のリストを作成し、定期的な更新をする。
- 3 保健所が持っている関係機関のリスト等の情報と市町村が持っている関係機関等の情報交換を定期的に行う。
- 4 保健活動に関連する情報、記録類、物品などの管理責任・点検担当を決め、災害に関しての物品等は、一括して保管し、保管場所を周知しておく。

【 市町村 】

- 1 必要な物品の整備と更新（血圧計、衛生材料、消毒薬、使い捨てカメラ、雨具など）を定期的に行う。
- 2 関係機関（災害拠点病院・協力病院・その他医療機関・社会福祉施設・医療機器取り扱い業者等）のリストを作成し、定期的な更新をする。
- 3 保健活動に関連する情報やデータ、記録類、物品などの管理責任・点検担当を決め、災害に関しての物品等は一括して保管し、保管場所を周知しておく。

(2) 災害時要援護者の支援体制の整備

災害時要援護者については、災害による生活環境の変化に伴う心身のストレスの出現、食生活の乱れ、治療中断等による病状の悪化や新たな合併症の発症が予測されるため、平常時から状況を把握すると共に、関係機関や各種団体と、災害に備えて連絡体制を整えておく必要がある。

活動にあたっては、「市町村災害弱者支援体制マニュアル」に沿った活動を各市町村の実態に合わせて展開できるよう整備する。

災害時要援護者の所在把握と安否確認、避難誘導体制の整備

行政が把握している以外にも災害時要援護者が存在することも認識し、医療機関をはじめとする関係機関と連携して、所在把握や支援体制について整えておくことが必要である。

【 県庁 】

- 1 保健師が把握している災害時要援護者に対する安否確認優先度の判断基準を作成し、災害時の保健活動の円滑化を図る。
優先度として、①医療依存度②疾病の特性③生活の自立度④世帯構成⑤災害時の援助者の有無⑥年齢などを考慮した判断基準を検討する。

【 保健所 】

- 1 必要時保健所と市町村が災害時要援護者の情報を共有できる体制を整備しておく。
- 2 保健所が把握している災害時要援護者について関係機関との迅速な連携・連絡がとれるような体制作りをする。
- 3 個人情報については、プライバシーに配慮し、本人・家族に事前に情報開示の方法や範囲について確認し、災害時要援護者登録台帳（カード）を活用して記録しておく。（p 42 様式 1 参照）
- 4 保健所が把握している結核治療者、難病患者、在宅酸素療法患者、人工呼吸器装着患者、精神障害者など緊急対応が必要とされる者のリストを地区別・対象者別に作成する。リストについては、重要書類のため、取り扱いに十分注意し、定期的に情報更新する。なお、把握している災害時要援護者の住所地を地図上でマッピングしておく。

【 市町村 】

- 1 市町村が把握している災害時要援護者について関係機関との迅速な連携・連絡がとれるような体制作りをする。
- 2 保健、医療、福祉、介護保険部門等がそれぞれ把握する災害時要援護者について所在を明確にし、情報を共有できる体制を確認しておく。
- 3 居宅介護支援事業者から迅速に情報入手ができるよう体制をつくる。
- 4 個人情報については、プライバシーに配慮し、本人・家族に事前に情報開示の方法や範囲について確認し、災害時要援護者登録台帳（カード）を活用して記録しておく。（p 42 様式 1 参照）
- 5 高齢者、身体・知的障害児者、腎透析患者、精神障害者、乳幼児、外国人など緊急

対応が必要とされる者について、地区別対象者別にリストを作成する。リストについては、重要書類のため、取り扱いに十分注意し、定期的に情報更新する。なお、把握している災害時要援護者の住所地を地図上でマッピングしておく。

- 6 視聴覚障害者や日本語を母国語としない人々の情報獲得体制の整備として、ボランティアセンターなどとの連携により、通訳や手話奉仕員・手話通訳者、ガイドヘルパーなどのボランティアの登録名簿を把握する。
- 7 民生委員、町内会役員などと災害時要援護者について安否確認の体制づくりをしておく。

(3) 防災に関する知識普及啓発

平常時から防災に関する教育を幅広く実施し、災害に備えての準備をしておく必要がある。教育の実施にあたっては、関係する各課・関係機関と協同して実施することが効果的である。

関係機関・職員への啓発・研修

災害時の保健活動が円滑に進むよう関係機関及び職員への啓発活動を行い、災害時の保健活動の心がまえや災害時に起こりうる医療上・生活上の障害を理解し、保健衛生、環境整備や心のケアに配慮した適切な対応ができるようにする。

【 県庁 】

- 1 県および市町村保健師に対して、愛知県災害時保健活動マニュアルの普及と平常時の体制づくりのための研修を実施する。
- 2 災害時の活動について実務的な研修（災害時の保健活動の進め方、災害時に起こりうる医療・生活上の障害の理解、こころのケアについて等）を実施する。

【 保健所 】

- 1 地域関係機関・関係者を集めた会議等で、災害をテーマに、防災に関する知識の普及啓発をする。
具体的な活動体制については、保健所保健医療福祉サービス調整推進会議や管内保健福祉関係者との連絡会議等を活用し、検討する。
- 2 職員研修として、災害を想定した具体的なシミュレーションを行う。
- 3 市町村関係者へ災害時の保健活動についての研修（災害時要援護者に起こりうる医療・生活上の障害の理解、PTSD の理解と対応、救急法の技術取得など）を実施する。
- 4 不測の事態に際して、臨機応変に対応できるよう研修内容の検討を行う。
- 5 災害時保健活動マニュアルの普及を行う。
- 6 各市町村に対し、災害時保健活動マニュアル作成支援を行う。

【市町村】

- 1 地域関係機関や住民代表（自治会、民生委員、保健推進員など）を構成員とした会議や研修会を実施し、防災教育や災害時の保健活動、健康管理等について知識の普及を行う。
- 2 市町村保健師間で災害発生時の対応についての勉強会やシミュレーションを実施し、災害時の活動が円滑に行えるようにする。
- 3 不測の事態に際して、臨機応変に動けるよう研修内容を検討する。

地域住民等への教育

災害直後の初動態勢が整うまではある程度時間を要するため、その間、地域を守る主役は住民自身であることや、お互いの安否を確認できるつながりを持つことの必要性を認識してもらう。

災害に対しての準備、避難場所や健康に対応する相談窓口の周知、災害後のストレス反応の理解と対応、災害時の医療体制と受診方法などについて教育を行う。

併せて、災害時要援護者がセルフケア能力を高められるように教育を行う。

【県庁】

- 1 教育、研修に必要なパンフレット、資料を整備し、活用を促す。
- 2 災害に関する研修会用の講師リスト作成をし、活用を促す。

【保健所】

(災害時要援護者への教育)

- 1 災害時要援護者に、災害に対する備えや自ら身を守るために知識や方法を助言する。
 ●災害時に家族以外に手助けをしてくれる人を日頃から確保しておくように助言する。
 ●独居などにより身近に援助者がいない災害時要援護者には、家の中での普段の居場所など詳細な状況も把握しながら、災害時の体制について情報を提供し、支援者の活用等について確認する。
 ●高度医療機器等を装着している医療依存度の高い人に対して、災害発生時に起こり得ることを予測し、備えることの必要性を周知する。
 ●災害時要援護者の緊急時の移動方法や支援者、連絡先、かかりつけ医などを記載した緊急連絡カードの携帯を促す。(p 70 資料 9 参照)
 ●災害に備えての備蓄準備（飲料水等）、地震発生時の具体的な行動のしかたについて助言する。
- 2 保健所が関わっている災害時要援護者用に災害時に備えておくべき事項についてパンフレットを作成し、健康教育をする。
 (p 67 資料 7、p 70 資料 9 参照)

(一般住民への教育)

- 1 災害に備えての備蓄・避難所の周知をはじめ災害時に適切な保健行動がとれるよう知識普及を行う。教育の内容は、関係課と連携し、感染症予防、生活環境・衛生状態の変化への対処、災害後の心身のストレス反応の理解と対応、災害時の医療体制と受診方法等についての内容を盛り込む。

(ボランティアへの教育)

- 1 保健所が関わっているボランティア（精神保健・難病等）の研修を実施する。
 - ①災害による心身と環境の変化
 - ②災害時のボランティアとしての活動の心構え
 - ③自分のことは自分の責任で対応（食糧の確保）
- 2 不測の事態に際して、臨機応変に自主的に動けるような教育内容を検討する。

【市町村】

(災害時要援護者への教育)

- 1 市町村が把握している災害時要援護者に、災害への備えや身を守るための知識や方法を助言する。
 - 災害時要援護者の緊急時の移動方法や支援者、連絡先、かかりつけ医などを記載した緊急連絡カードの携帯を促す。（p 70 資料9 参照）
 - 災害発生時に家族以外の手助けをしてくれる人や支援組織を周知しておく。
 - 独居などにより身近に援助者がいない災害時要援護者には、家の中での普段の居場所など詳細な状況も把握しながら、災害時の体制について情報を提供し、支援者の活用等について確認する。
 - 高度医療機器等を装着している医療依存度の高い人に対して、災害発生時に起こり得ることを予測し、備えることの必要性を周知する。
- 2 視覚・聴覚障害者用・外国語による表示（パンフレット）周知を行う。
- 3 災害時の準備や災害発時の避難場所を周知し、避難方法について対象者と共に検討しておく。
 - 災害に備えての備蓄準備（飲料水等）、地震発時の具体的な行動のしかたについて助言する。

(一般住民への教育)

- 1 災害に対する備蓄・避難所の周知をはじめ災害時に適切な保健行動がとれるよう知識普及を行う。教育の内容として、感染症予防、生活環境、衛生状態や災害後の心身のストレス反応、災害時の医療体制と受診方法等についての内容を盛り込む。
- 2 健康に関するパンフレットを準備し、活用する。
イシフルエンザ、心の健康、腰痛・肩こり、食中毒予防、下痢、かゆみ、不眠等の内容を含む。

(ボランティアへの教育)

- 1 防災部門・社会福祉協議会などとの連携をとりながら、ボランティアへの研修に参画する。
 - ①災害による心身と環境の変化
 - ②災害時のボランティアとしての活動の心構え
 - ③自分のことは自分の責任で対応（食糧の確保）
- 2 不測の事態に際して、臨機応変に自主的に動けるような教育内容を検討する。

(4) 東海地震警戒宣言発令までの対応

東海地震警戒宣言とは

「2～3日以内（又は数時間以内）にマグニチュード8程度の大地震が発生し、愛知県内の強化地域で震度6弱以上の地震の揺れに襲われる恐れがある」という警告で、気象庁の地震観測データに異常が見られた場合に内閣総理大臣により発令される。

東海地震の事前情報に「東海地震注意情報」が新設され、防災準備行動を前倒しにした国の地震防災基本計画の修正があり、平成16年1月5日から新しい情報体制に移行することになった。これにより、注意情報の段階で、県をはじめとする防災関係者は、警戒宣言の前に防災対策の準備に入り、初動態勢の再確認や住民への呼びかけを行うこととなっている。

警戒宣言発令までの経過と対応

	県庁	保健所	市町村
東海地震 観測情報	警戒宣言発令までの情報の各段階に応じた対応ができるように体制を整え、職員への周知を図る。		
	警戒宣言発令までの情報経過と防災準備について住民に周知する。		
東海地震 注意情報 発令時	災害時の 初動態勢 の確認	1 職員は原則的に職場に参考集し、連絡体制を確保する。 2 保健所で開催予定の事業を中止し、周知する。 3 保健事業開催中に中止が決定した場合、道路情報や交通機関を確認し、住民が安全に帰宅できるように配慮する。帰宅できない場合は、市町村の帰宅困難者の避難所を紹介する。	1 職員は参考集し、連絡体制を確保する。 2 開催予定の保健事業を中止し、住民へ周知する。 3 保健福祉事業開催中に中止が決定した場合、道路情報や交通機関を確認し、住民が安全に帰宅できるように配慮する。 4 災害発生時の体制の確認と準備をする。 5 帰宅困難者の避難所を確認し明示する。
警戒宣言発令	災害体制を始動する。		
	保健福祉事業参加者の避難を誘導する。		

2 災害発生時の保健活動の展開＜時期別、機関別＞

(1) 県庁における保健活動

ア 第1期 ~災害の規模や程度がわからず、建物や道路の崩壊、けが人や死者の発生、ライフラインの切断などによる混乱と不安の時期~ (災害直後から概ね2日)

重点活動

早期に組織を立ち上げ、被災状況や被災地のニーズなど、情報の収集に努め、被災地において迅速に初動態勢の確立が図られるよう必要なマンパワー、資源の確保及び調整を図る。

1 施設設備の確保と執務体制の起動

●施設設備の安全確認と確保を図り、平常時からの取決めを、早期に具体化し、執務体制を整える。

*各種災害時対応マニュアル、記録・報告様式などを整備する。

*総括、情報統計担当、庶務担当等、効果的な役割分担を確認する。

2 災害・職員の参集状況など情報の収集及び地域（保健所、市町村）への伝達

●対策本部、部内関係課、関係機関などから情報を収集し、災害の規模、被災状況、関係機関のニーズなどを把握する。

●初動時における保健師等の業務稼動状況などを市町村→保健所→県庁と受け (p51 様式8)、初動態勢の確立を含む保健活動計画を立案する。

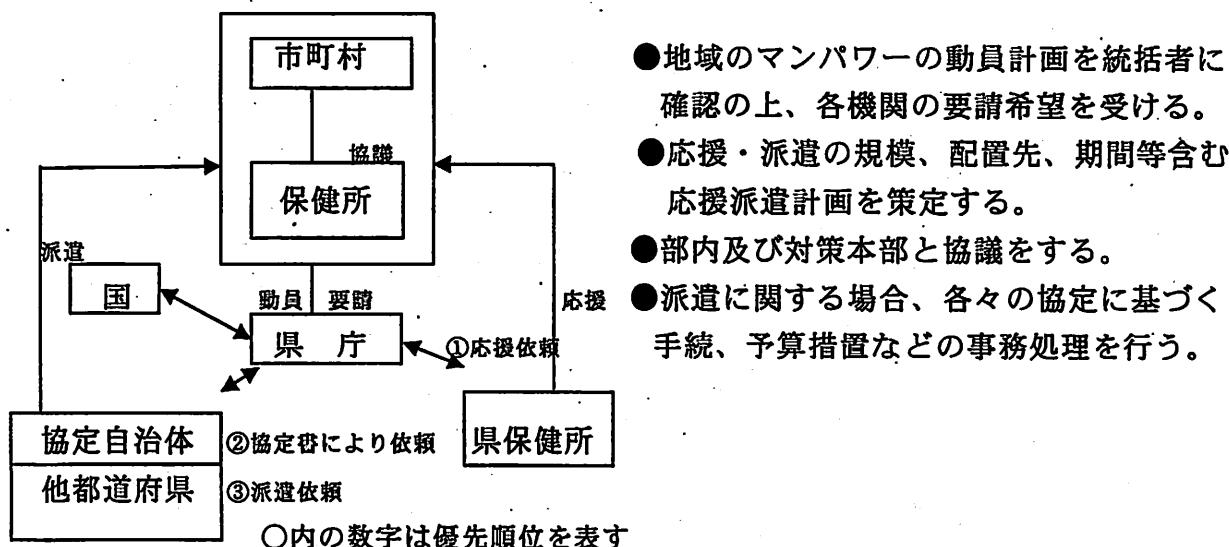
*勤務時間外の災害の場合、保健所・市町村保健師の安全や参集状況を確認する。

3 地域（保健所、市町村）における職員確保（応援派遣体制の運用）

●災害の規模と態勢に応じて、応援保健師の確保と他都道府県に対する派遣の必要性を判断し、部内及び対策本部と協議の上、応援及び派遣保健師の受入体制の整備を行う。

●応援及び派遣を行う場合、以下の手順（図）を考慮する。

応援・派遣の手順



●応援・派遣保健師の受入体制の整備について、次の準備をする。

◆受入れ体制の準備◆

- ① 応援・派遣保健師の勤務体制を組む
- ② 業務内容を明らかにする（地域と調整の上）
- ③ 必要物品を揃える
- ④ 移動などに必要な機材（主に自転車）を整える
- ⑤ 担当地域の概要が理解できる資料を整える
- ⑥ 地域に入る方法を検討する
- ⑦ 応援・派遣保健師間及び県庁との連絡網を作成する

- ① ②：被災地における日常の保健事業、避難所・地域での巡回健康相談の規模や活動内容などを把握し、地域と調整の上、チーム編成を行う。
- ③：災害時訪問鞄、腕章、名札など
- ⑤：保健所業務概要、保健活動のまとめ、地域被災状況など

●応援・派遣保健師に対し、簡単なオリエンテーションを行い、活動内容の細かい点については被災現地で説明が受けられるように、関係機関と調整を図る。

*応援・派遣保健師は被災地の関係機関統括者の指揮下に入り、指示命令を受ける。現地の了解を得た上で、専門性を發揮した主体的な活動に心掛ける。

●応援・派遣保健師の要請被災地への配置については、下記の要点に考慮して行う。

◆配置の要点◆

- ① 応援・派遣の初期や終結期には的確な状況判断や調整力を必要とするため、できるだけベテランの保健師を配置させ、若手保健師とペアを組めるように配慮する。
- ② 応援保健師には勤務経験や土地勘の有る者を優先して配置する。
- ③ 応援・派遣保健師の役割としては、避難所等への集団的支援が適している。（被災者への個別支援は現地保健師の対応が適している）
- ④ 応援・派遣期間については、被災状況や災害のステージなどにより活動内容や疲労度が異なるため、状況を見て、柔軟に検討する。
- ⑤ 被災現地において、引継ぎが効果的に行われるよう、スライド日を設ける。
被災現地での業務の効率性や継続性を考慮すると、週単位の期間設定が望ましい。

●応援・派遣保健師への連絡は定期的に行い、課題があれば調整を図る。

●派遣保健師の食事や宿泊場所等の確保については、対策本部などの指示を受け、調整を図る。

イ 第2期 ~外部からの応援が増え、避難所の状況も少しずつ安定して、生活再建に向けての活動が活発になる反面、身体状況の悪化やストレスの増大する時期~

(概ね3日から2週間まで)

重点活動

部内各課、関係機関と連携を強化し、第1期に引き続き必要なマンパワー、資源の確保及び調整を図り、被災地の避難所、地域での巡回保健活動にあたる保健師（応援・派遣保健師も含む）の支援を行う。

- 1 広域的・総合的な災害情報の収集及び地域（保健所、市町村）への提供
 - 対策本部、部内関係課、関係機関などから保健活動に必要な情報やニーズができる限り広域的・総合的に収集し、適宜地域に提供する。
 - *収集及び把握が必要な情報については、「地域活動記録」項目を参考にする。
- 2 部内関係課との情報交換と連携
 - 特に、医療（救護）、健康対策活動、精神保健福祉活動、防疫活動の担当課とは連携を密に、地域において総合的な活動が行われるように報告、連絡に心掛ける。
- 3 地域で行う保健活動の支援
 - 被災地へ出向き、情報交換会を開催するなど、積極的に被災地での保健活動の状況を把握し、課題の調整や指導を行う。
 - また、常時、インターネット等を活用して地域との連絡に努める。
 - 活動に当たる保健師の健康管理に考慮する。
 - *各機関の統括者が保健師の状況を見て、過重な業務にならないように、また、PTSDの予防体制をつくり、長期化する活動に対して配慮がなされていることなどを確認し、指導する。
 - 被災地の活動状況について、保健所をとおして報告を受け、活動継続のために中長期的な活動計画を策定する。
 - 現地に出向き、保健所・市町村保健師との情報交換の場を持ち、今後のあり方についての検討会を開催する。
 - 特に、部内関係課と協議し、定例事業の開始方法について検討をする。
 - 応援・派遣保健師の配置体制について再検討をする。
 - 活動の推進のために予算措置が必要であれば行なう。
- 4 保健活動のための人的・物的資源の確保と調整
 - 各機関で活動する保健師自身の飲料水、食糧の確保や活動に必要な備品、医薬品などの確保状況を把握し、必要があれば、必要物資の確保・調整に努める。
 - 引き続き、応援・派遣体制の調整を行う。
- 5 適切・効果的なマスコミへの対応
 - マスコミ対応は対策本部、部内関係課、関係機関などと調整の上、窓口を一本化し、管理監督者が対応する。
 - 記録された被災地における保健活動状況についてまとめ、マスコミ対応の資料を作成し、適切で効果的な情報を提供する。

ウ 第3期 ~住民の疲労と将来への不安も強くなり、日常生活も不規則なことから様々な問題が発生しやすい時期~
 (概ね2週間から災害対策本部解散まで)

重点活動

避難所から地域（仮設住宅）へと保健活動が継続・拡大する中、被災地で保健活動にあたる保健師（応援・派遣保健師も含む）の支援を引き継ぎ行う。

また、関係者との協議により保健活動の全体を評価し、中長期的な計画立案の作成を行う。

1 活動に必要な災害関連情報やニーズの収集及び地域（保健所、市町村）への還元

- 対策本部、部内関係課、関係機関などから保健活動に必要な情報やニーズを収集し、適宜地域に提供する。

* 収集及び把握が必要な情報については、「地域活動記録」項目を参照する。

2 部内関係課との情報交換と連携の強化

- 特に、医療（救護）、健康対策活動、精神保健福祉活動、防疫活動の担当課とは連携を密に、地域において総合的な活動が行われるように報告、連絡に心掛ける。

3 地域で行う保健活動の支援

- 被災地へ出向き、情報交換会を開催するなど、積極的に被災地での保健活動の状況を把握し、課題の調整、指導を行う。

また、常時、インターネット等を活用して地域との連絡に努める。

- 活動にあたる職員の健康管理に考慮する。

* 各機関の統括者が保健師の状況を見て、過重な業務にならないように、特に、PTSDへの予防対策について、長期化する活動に対しの配慮がなされていることを確認し、指導をする。

- 被災地の活動状況について、保健所をとおして報告を受け、活動継続のために中長期的な活動計画を策定し、提示する。

- 応援・派遣保健師の配置体制について再検討をする。

- 学識経験者を招いての学習会を企画し、活動のあり方や方向性についての示唆を得る。できれば、学習会は被災地で開催することが望ましい。

- 記録された被災地における保健活動状況について報告を受け、データ整理・分析を行い、まとめを作成する。

4 マスコミの対応

- マスコミ対応は対策本部、部内関係課、関係機関などと調整の上、窓口を一本化し、管理監督者が対応する。

- 記録された被災地における保健活動の状況についてまとめ、マスコミ対応の資料を作成し、適切で効果的な情報を提供する。

- エ 第4期** ~仮設住宅の入居や他地域への避難により、近隣の関係が変化し、知人・友人が少なくなる。また、家族の中でも職場を失う、財産を失う、肉親を失うなどの出来事により、地域、家族両面で役割の喪失や交替が生じる時期~

(災害対策本部解散後の復旧・復興期)

重点活動

被災地において、新たなコミュニティづくりを目指した保健活動が行われるよう、地域の総合的な健康生活支援対策の強化を目標に進める。

1 部外、部内関係課との情報交換と連携

- 新たなコミュニティづくりに参画する部所及び関係機関と積極的な連携を図り、地域において総合的な活動が行われるように情報交換、情報提供を行う。

2 地域で行う保健活動の支援

- 被災地の視察を行い、情報交換会を開催するなど、積極的に被災地での保健活動の状況を把握し、課題の調整、指導を行う。
- 被災地の活動状況について、保健所をとおして報告を受け、地域の総合的な健康生活支援対策の強化となる新たな活動を含めた長期的な活動計画を策定し、提示する。
- 地域再建に必要な新たな活動について、地域の実情に応じた施策化を図り、予算措置などの事務処理を行う。
- 被災地で行われる健康調査などを積極的に支援する。
- 学識経験者を招いての学習会の企画を行い、活動のあり方について方向性の示唆を得る。できれば、学習会は被災地で開催することが望ましい。
- 記録された被災地における保健活動状況について報告を受け、データ整理分析を行い、まとめを作成する。

（2）被災地における保健活動＜保健所・市町村＞

ア 第1期 ~災害の規模や程度がわからず、建物や道路の崩壊、けが人や死者の発生、ライフラインの切断などによる混乱と不安の時期~ (災害直後から概ね2日)

重点活動	生命・安全の確保に対する支援のための初動態勢の確立と保健活動の実践
この時期は、救護活動が主になる。保健活動としてはまず災害情報を収集し、初動態勢を確立したら保健師による地域巡回活動を開始する。緊急援助者への早期対処と災害時要援護者の安否確認を行い、今後の活動計画につながる地域の災害情報を把握する。	

【保健所と市町村の共通項目】

1 所属施設や設備の安全確認

- 所属施設の破損箇所を点検し、電気・水道・ガス等の設備の利用可能状況を確認する。二次災害を起こさないように、危険箇所は張り紙等で周知する。
- 電話・FAX等の利用可能状況について確認する。

2 保健師の出勤状況等の確認及び保健活動の体制整備

- 保健師自身の被災状況や出勤等の状況確認をし、施設毎の規則に従って報告する。
- 稼働保健師人数を確認し、災害初動時情報(p51 様式8)等により、市町村は保健所へ、保健所は県庁へそれぞれFAXにて第1報を入れる。把握した情報を整理し、保健活動の必要量を考慮し、体制整備に努める。

3 所内・所外連絡体制の確立

- 施設所内の指揮命令系統の確立について、常時の体制が整わないことが予測されるが、リーダー不在時は予め決められた代行者及び方法で即時の決定・指示を行う。リーダー的保健師が必ず1人は所内に残り、情報の集約、判断、調整、指示を行う。
- 施設所内でのミーティングを行い、情報の共有、活動の方針の決定、計画作成、役割分担を行う。
- 関係機関との連絡について、誰がどこの誰に連絡する必要があるのかを明確にする。
- 携帯電話・緊急連絡先等の一覧カードを各自携帯する。

4 地域巡回活動の実施

- できるだけ早期に、2人以上の体制で現地に赴き、状況把握を行う。地域巡回活動の体制は、保健師のみでなく、事務職員、栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉相談員など他の職員も含めると視点が多角的になって効果的である。
- 現地、避難所では、保健活動計画作成に活かすための情報を積極的に収集する。同時に、生命・安全の確保支援のために優先すべき対応が必要な場合もあり、状況判断し、進めていくことが必要となる。

5 保健活動に必要な災害情報の収集・整理

- 地域活動記録(p44 様式3)を活用し、以下のような項目を把握する。全ての情報を直接収集するのではなく、災害対策本部や他部局・課からの情報を効果的に活用するとともに、得られた情報は、情報管理担当に逐次報告する。

◆地域全体の把握◆

- a 被害状況（死者・負傷者・被害家屋・ライフライン等）
- b 道路状況と交通機関の運行状況
- c 医療機関・福祉施設・在宅ケアシステムの稼働状況
- d 救護所・避難所の数と場所
- e 動けるマンパワーの種類と数
- f 災害対策本部の数と場所
- g 避難していない人の状況

●他部局・課から得られる情報の収集・整理を行う。

●情報の整理・保管としては、避難所・地域毎にファイルで整理すると活動状況がわかり、活動方針がたてやすい。

6 避難所への巡回健康相談活動に向けての検討・準備

●地域巡回活動（現地状況把握）や他部局・課、他機関等の情報から総合的に判断し、避難所における巡回健康相談活動の体制や方針等を検討し、準備を開始する。

7 保健活動に必要な物品の点検・調達

●災害用の物品類を確認し、不足物品を調達する。

記録書類・情報資料（社会資源一覧）・救急用品・看護用品・医薬品等

保健活動に必要な物品の点検(p 62 資料4、p 63 資料5 参照)

8 地域巡回活動の中で緊急援助者への早期対処

●地域巡回活動中、必要な場合は、避難誘導を行い、負傷した人、状態の悪い人等については、必要な対応の後、医療救護班等へつなげる。

●必要時は、医療救護班が優先順位の高いところから効果的に巡回できるように経路の情報提供を行ったり、ガイド役として一緒に行動する。

●緊急援助者については、必要時、病院収容、施設入所など関係機関と連携をとる。

9 災害時要援護者の安否、健康状態の把握及び安全の確保

●災害弱者支援体制マニュアル(市町村で作成)等に基づき、決められた対象については平常時に準備された災害時要援護者登録台帳（カード）(p 42 様式1) やマッピングされた地図などの活用により安否確認を行う。

●できるだけ早期に短期間で安否確認する必要性があることから、緊急性の高いケースから順に分担して同時進行で行うとよい。

＜分担例＞

現地へ出向く人；避難所、地域にて、本人・家族に安否確認、民生委員、町内会長、自治会役員や住民リーダーなどから情報収集

所内に残る人；電話にて、本人・家族の安否確認、在宅介護支援センター、訪問看護ステーションなど関係機関からの情報収集

- 健康状態と被災状況等も併せて把握し、必要に応じて医療救護班等へつなぐ。本人や家族の意向を確認の上、受診や施設入所等の検討を行ったり、現在の生活を続けていく上で必要な体制づくりなどを福祉・介護保険分野の保健師など関係者・関係機関と連携して進めていく。
- 災害時要援護者の安否確認等の際、飲食物が行き渡っているか、不足する生活用品はないかなども確認する。

10 開催事業中止の連絡

- 住民に対し、事業中止の連絡をする。（貼り紙・有線放送・電話・広報車等）

11 住民へ必要な情報の伝達

- 情報を早期に一元的に被災者に提供するために、情報が地域でどのように流れているのか、どのような方法で確実に情報が伝わるのかなどを把握する。
- 住民に提供できる情報は、情報の入手元を明らかにした上で、情報提供する。

【保健所】

保健所保健師は、震度6弱の地震が発生した場合または交通機関等が途絶えた場合激甚災害時参集場所登録に従って参集する。それ以外は勤務地の保健所に出勤する。

1 県庁との連絡調整

- 県から市町村への情報伝達と市町村ニーズの県への報告
- 2 管内市町村の情報収集（被害状況や保健指導に必要なマンパワーの状況等）
 - 様式(p 51 様式8)により、市町村の情報を収集する。
- 3 管内各市町村の保健活動方針の確認と役割分担の明確化
 - 保健活動方針、内容、体制について各関係者と話し合い、役割分担を明確にする。
- 4 応援・派遣保健師の必要性・役割の検討と活動計画作成
 - 保健活動の方針の決定、計画作成、役割分担により、応援・派遣保健師の必要性を検討し、調整を図る。
 - 応援・派遣保健師の役割を明確にし、活動計画を作成する。
 - 応援・派遣保健師は地域の状況に詳しくなく、住民との信頼関係も築かれていないため、避難所等巡回健康相談などの集団的関わりの中で役割發揮が望ましい。

5 避難所への巡回健康相談体制の編成・検討

- 市町村のニーズに応じて、巡回健康相談体制の編成、効果的な巡回経路等の検討を行う。
- 市町村保健師がチームに含まれるようにすることが望ましい。
- 応援・派遣保健師が入るときは、地元保健師とペアになるよう配慮する。

6 専門相談機関としての健康相談窓口の設置

- 保健所専門職（医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉相談員、保健師等）と協議をし、対応方針を明らかにする。
- 市町村の健康相談窓口を支援する体制を考える。
- 必要時、精神保健福祉センターや関係機関等との連携をとる。

【市町村】

1 必要時、救護班設置の調整

- 救護班の設置が必要な場合は、災害対策本部の指示に従って設置し、必要な役割を遂行する。

2 地域の被災状況、派遣依頼等のニーズ把握及び保健所への報告

- 様式8(p51)により、地域の情報を把握し、保健所に報告する。
- できるだけ現地に赴き、2人以上の体制で現地の状況把握を行う。
- リーダー保健師は、状況把握の結果から、保健活動方針・内容・体制を決定し、保健所に報告する。

3 避難所への巡回健康相談等の活動方針と方法の決定

- 現地の状況把握の情報から、巡回健康相談等の活動方針を明確にし、どのような経路で、どのような班編成で行うのかを決定し、保健所に伝えるとともに、必要な応援や物品の準備・手配を行う。

4 健康相談窓口設置

- 電話相談と来所相談の対応者を決めておく。

参考

[第1期の避難所活動]

この時期の避難所は、人々の出入りが激しく、また、被災の不安や興奮・茫然自失状態や入所できた安堵感等複雑な心理状態にある。生活環境もほとんど整備されておらず、生活時間も不規則で避難所全体が混乱した状況下におかれている。

①予め医療救護所の設置場所、医療救護班の動きを把握しておく

②避難所入所時の住民の健康状態の確認

　健康状態の確認と応急手当→必要な人は救護所につなげる

　ハイリスク者の健康状態の把握→必要な場合は救護所や主治医等に受診同行、連絡
　入院・入所の必要者の関係機関との連絡調整

③生活環境の確認及び整備への支援指導

　トイレ・入浴設備状況の把握及び整備

④室内の環境整備

　ハイリスク者の居住スペースの確保

⑤避難所内各関係者との連携を密にし、避難者の心身の安定を図る医療・生活に関する
　情報の提供

⑥学童・生徒等への配慮

イ 第2期 ~外部からの応援が増え、避難所の状況も少しずつ安定して、生活再建に向けての活動が活発になる反面、身体状況の悪化やストレスの増大する時期~ (概ね3日から2週間)

重点活動	心身・生活の安定への支援のため、避難所及び地域における災害時要援護者への保健活動の実践
この時期は地域における継続ケアの必要なケースに対する訪問指導と、避難所における巡回健康相談が行われる。避難所では①慢性疾患の悪化防止 ②日常生活での保健予防活動の実施 ③プライバシーへの配慮 ④避難者の自主活動の支援、等が重要である。	

【保健所と市町村の共通項目】

1 職員の活動体制の確保と整備

- 活動体制の安定に向けて、職員の勤務、申し送りとミーティング、情報の記録・集計・ファイリングなどのシステムを整える。
- 災害対策業務の状況により、勤務時間外、休日等における勤務割りを行い、迅速、的確に対応する。
- リーダー保健師は、職員の健康状態や業務量を考慮し、無理や負担が生じないよう勤務体制を整える。
- 応援・派遣保健師を受け入れる場合、その専門性を発揮できるような環境づくりをし、オリエンテーションを必ず実施し、チームの構成員の一員として毎日のミーティングにも参加してもらう。
- 専門職ボランティアの問い合わせが、直接保健所・市町村に入った場合、保健活動の業務量を考慮して、関係機関、部署と連絡を取り合って窓口を決め、対応する。専門職ボランティアは自立的行動をとることが原則であるが、オリエンテーション、コーディネートは窓口となるところの統括者が実施する。

2 必要な関係機関（医療機関、精神保健福祉センター、市町村福祉課、在宅介護支援センター等）と連携を密にした活動

- 保健活動を進めていく際には、常に関係機関との連携を密にし、役割を確認し合い、活動の隙間や重複がないよう効果的な活動を目指す。

3 避難所における巡回健康相談の実施(避難所の保健活動の詳細は、p 30 及びp74 資料10参照)

- 公衆衛生的立場から避難所における住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。また、個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動をとれるよう援助する。

4 避難所生活環境の把握と対応

- 避難所生活の環境・防疫・疾病等を把握し、課題の整理と対策の検討を行い、必要な部署・対策本部等へ改善を働きかける。

5 災害時要援護者への家庭訪問の実施

- 優先度の高い順に自宅に残る本人・家族等を訪問し、安否確認、健康状況の確認、対応を行う。

- 問題点の解決に向けて、必要な関係機関等への情報提供と検討を行う。

6 住民へ保健医療福祉及び生活情報の提供

- 災害活動をとおして得られた情報や医療機関（診療科目別）の稼働状況、福祉施設への入所可能状況、保健・福祉サービスの実施状況等と暮らしに役立つ生活情報などをまとめた一覧表やポスター・チラシなどをあらゆる機会を用いて住民に効果的に提供する。インターネット・ホームページも効果的に活用する。
- 情報提供の際には、視覚・聴覚等の障害者や日本語を母国語としない人等へ配慮し、ボランティアの活用等伝達手段を工夫する。
- 優先して行うべき情報収集・分析項目は何かという判断を、迅速かつ正確に行なうことが重要である。
- マスコミの活用

FM放送、ケーブルテレビ等による地域情報の放送が有効である。文字放送の活用も有効である。

7 被災者への精神面の援助

- 災害後の心理回復過程及びその個人差（p 78 資料2参照）について理解し、状況に応じて住民に伝える。
- 異常な事態への正常な反応である「災害後のストレス反応」と「PTSD」を区別して対応する。（p78 資料1 2参照）
無気力になったり、不安感が高まったり、過敏な行動をおこすような反応は、誰でも起り得る正常な反応として理解してもらう。
- 無理に災害体験の細部を聞き出したり、感情を吐き出させたりすることは予後を悪化させることになりかねないので、注意が必要である。
- 定期的に継続して巡回することにより被災者の「安心感」につなげることを心がける。

8 保健活動に必要な物品の点検・調達

- 災害用の物品類を確認し、不足物品を調達する。
記録書類・情報資料（社会資源一覧）・救急用品・看護用品・医薬品等
保健活動に必要な物品の点検（平常時 p 12 参照）

9 責任者によるマスコミへの対応

- マスコミ対応については、窓口を一本化し、管理・監督職で対応する。
- 災害の事実関係や援助者に関する情報提供など迅速、公正な報道は有益であるが、行き過ぎた取材は、住民の精神不安を悪化させる。特にカメラのフラッシュなどの光や音刺激により、PTSD 症状の悪化につながる可能性もあることから、注意が必要である。

10 職員の心身の健康管理

- 統括者は職員の健康保持を十分考慮し、過重な業務にならないような勤務体制とする。
- 定期的なミーティングを開催し、情報の共有化を図るとともに、所属長は職員に対してタイムリーな指示や助言を行い、職員の持病管理及び感染予防、災害による PTSD の予防に努め、長期化する災害対策業務に適応できる体制をつくる。
- 災害による心理的影響を大きく受けている職員を把握し、その程度をチェックリスト(p 79 資料 13参照)等活用し、対処の目安とする。

11 健康相談窓口の対応

- 担当者を決めて対応し、相談内容に合わせて情報を提供しやすいように整理する。
- 相談内容について、記録・集計をして、所内ミーティングにおいても話題提供し、課題検討を行うとともに、必要時関係機関等へ情報提供する。

【保健所】

1 管内市町村の情報収集、管内全体の保健活動方針・体制の調整

- 管内保健活動の方針、内容、体制について関係者と話し合い、役割分担を明確にする。

2 県庁からの情報を市町村へ伝達及び市町村ニーズを県庁に報告

- 保健活動に活かせる情報は、市町村へ伝え、市町村の活動状況、課題、ニーズ等様式を活用して県庁へ報告する。

3 地域、避難所における結核患者、難病患者、長期療養児、精神疾患精神障害者等の健康状態の把握と対応

- 平常時に準備してある災害時要援護者登録台帳(カード)(様式 1)に基づき、電話・家庭訪問、避難所での面接等を行う。避難所で面接する場合は、プライバシー確保に細心の注意を払う。

- 市町村等から結核患者、難病患者、長期療養児、精神疾患精神障害者等への対応について相談を受けた時は、専門性を發揮し、療養指導を行う。

- 必要時、医療機関等関係機関へ連絡、連携を行い、適切な指示を受ける。

4 市町村と連携した巡回健康相談の実施

- 日々の状況変化、把握ケースの状況等について、市町村への報告を確実に行い、情報の共有化を図るとともに、問題の早期解決に向けての話し合い、計画、実施、評価を行う。

5 応援・派遣保健師及び専門ボランティア等を含めた巡回健康相談チームの調整とオリエンテーションの実施

- 応援・派遣保健師及び専門ボランティア等の役割調整をする。

- 地区の状況・社会資源等を含めたオリエンテーションを実施する。

- 引き継ぎが負担になることがないよう、応援・派遣保健師間の引き継ぎを重視し、地元保健師がその報告を受け、補足説明をするような工夫をする。

【市町村】

1 保健所への状況報告と支援の依頼

●必要時活動状況の報告や必要な支援について保健所に依頼する。

2 市町村の担当部署・対策本部へ住民の健康ニーズの連絡と改善調整

3 応援・派遣保健師及び専門ボランティア等の受け入れ体制の整備

4 地域・避難所等における災害時要援護者の健康状態把握と対応

●電話、家庭訪問、健康相談などの他に、関係機関や地域の関係者（町内会や民生委員等）からの情報提供など効率的に把握できるようにしておく。

5 パンフレット配布等による疾病予防のための健康教育の実施

夏；食中毒 冬；インフルエンザ など

破傷風予防（後片付けの際のケガの手当）、腰痛予防など

参考

【第2期の避難所活動】

避難所の状況も少しずつ安定し、仕事や家の片づけなどで日中出かける被災者も多く、生活の再建にむけた活動が活発になる。その反面、被災者の身体状況が悪化し、有症状者が増加し、高齢者及び要援護者の状態が悪化してくる。プライバシーのない生活でのストレスが増大してくる時期もある。

①避難者全員の簡単な健康調査を実施

要指導者・要援護者の確認及び援助

要援護者への介護支援の確保

②予防活動の実施

風邪・食中毒・感染症予防の健康教育

精神保健相談及びカウンセリング

老人・乳幼児・学童等の生活リズムの安定及び心身の健康保持増進

寝たきりの予防

慢性疾患の悪化防止

③生活環境の点検・整備への援助

生活環境の整備（トイレ、手洗い、照明、温度、換気、ゴミ、分煙、ペット）

④プライバシー保護への環境整備

着替えや寝たきり者のおむつ交換・清拭・授乳時のプライバシー保護

洗濯干し場の工夫・思春期・夫婦等の性の問題への配慮

⑤避難者の自生活動への援助

⑥住民への広報活動

⑦子供たちへの対応（遊びの工夫）

ウ 第3期 ~住民の疲労と将来への不安も強くなり、日常生活も不規則なことから様々な問題が発生しやすい時期~ (概ね2週間から災害対策本部解散まで)

重点活動	日常生活への移行支援のための仮設住宅及び地域における保健活動の実践
	<p>この時期は、住民の疲労と将来への不安が日々強くなり、日常生活も不規則なことから様々な問題が発生しやすい時期と予測される。被災者の心身の健康回復を図るためにには、生活ができるだけ、普段の状態に戻すことが大切である。また、医療やケアの必要な人に継続したサービスが提供できるよう、ボランティアや関係者との連携やコーディネートが重要である。避難所においては少しずつ仮設住宅への入居がはじまり、退所者がでてくる。避難所に残される人には、①自治活動の支援 ②ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実 ③健康増進への支援 が重要である。</p>

【県と市町村の共通項目】

1 平常事業への移行準備及び開始

- 地域住民の日常生活状況や避難所、仮設住宅における被災者の帰宅状況をみながら、平常事業への移行準備をし、順次開始する。

2 必要な関係機関（医療機関、精神保健福祉センター、市町村福祉課、在宅介護支援センター等）と連携を密にした活動

- 保健活動を進めていく際には、常に関係機関との連携を密にし、役割を確認し合い、活動の隙間や重複がないよう効果的な活動を目指す。

3 住民の生活の場に出向いての保健ニーズの把握及びその対応

- 皮膚・口腔等の清潔保持、慢性疾患コントロール、感染症予防、幼児の退行現象など被災者のニーズや相談に応えていくために、定例の健康相談、健康診査、健康教育を早期に開始する。被災者がからだとこころの健康について気軽に相談できる場をつくる。

- 住民の生活の場は第2期の避難所、地域に加えて、仮設住宅という新たな場ができる時期で保健活動もその対応が必要になってくる。入居後、新しい環境に適応し、健康な生活が送れるよう、速やかに保健所、市町村は全戸訪問を実施する。（仮設住宅の保健活動の詳細はp 76に別記）

- 被災地において、怪我などといった目に見えるものは、誰もが気づき援助が必要であることがわかる。一方、精神的な問題は顕著な兆候を示さずに、何となく眠れない等の訴えに隠されている場合が多い。このように対象者本人も気づかない状況の中で、保健師は問題の本質は何かを見極め援助することが必要である。

現状をとらえ、今後どのようなことが新たにニーズとして起こってくるのか、また、起りうるのか、ニーズを予測する。

- 子ども・障害者等の生活は、できるだけ早く平常と同じ状態に戻す。

関係者やボランティア等と協力し、保育園や高齢者・障害者のデイケア等の活動を早急に開始する。

4 記録された災害時における保健活動等のデータ整理・分析

- 記録用紙に記録された各種保健活動のデータを、誰にでも必要な情報がわかるように、分析・保管・伝達方法を工夫することが必要である。

5 住民への保健医療福祉及び生活情報の提供

- 医療機関（診療科目別）の稼働状況・診療状況や福祉施設への入所可能状況、保健・福祉サービスの実施状況等と暮らしに役立つ生活情報などをまとめた一覧表やポスター・チラシなどあらゆる機会で広く住民に効果的に提供していく。
- 情報提供の際には、視覚・聴覚等の障害者や日本語を母国語としない人等への配慮をし、ボランティアの活用や伝達手段を工夫する。
- 最優先して行うべき情報収集・分析項目は何かという判断を、迅速かつ正確に行なうことが重要である。

6 マスコミを活用した地域の健康情報の発信

- 地域のマスコミの利用のための準備
- FM放送等による地域情報の放送が有効である。地域内のラジオ局、テレビ局との連携を取るための準備をしておくことが必要である。
- 地域の被災状況及び被災者の状況について、正確に沈着かつ冷静に対応する。
- 管内の地方局との連携による生活情報の提供を行なうこともできる。文字放送の活用も有効である。

7 職員の心身の疲労への対応

- 各所属の保健師自身はもちろんあるが、各々の職場で支援活動を行っている職員の心身の疲労に対して、交代するなどして早めに休息を取るよう声かけをする。
場合によっては、その職員の所属の上司へも理解を得、配慮してもらえるような働きかけをする必要がある。
- 統括者は職員の健康保持を十分考慮し、過重な業務にならないよう、実態に即した勤務体制とする。
- 定期的なミーティングを開催し、情報の共有化を図るとともに、所属長は職員に対してのタイムリーな指示や助言を行い、職員の持病管理及び感染予防、災害によるPTSDの予防に努め、長期化する災害対策業務に適応できる体制をつくる。
- 心理的影響を大きく受けている職員の把握を行い、その程度をチェックリスト（p79 資料13参照）等活用し、対処の目安とする。

【保健所】

- 1 管内市町村の情報収集、管内全体の保健活動方針・体制の調整
 - 管内保健活動の方針、内容、体制については、被災状況に応じて当初の話し合いによる役割分担を見直し、調整する。
- 2 地域、避難所、仮設住宅における結核患者、難病患者、長期療養児、精神疾患、精神障害者への継続訪問・療養指導
 - 災害時要援護者である難病・結核・精神障害者等保健所管轄の患者の安否確認、及びフォローワー体制づくり（保健所が責任を持ってフォローする対象）を市町村と連携して行う。
 - 早期に訪問し本人と直接面接を行い、内服薬の有無・服薬確認・症状の把握等を含めた療養指導を行う。
 - 診療所の被災や交通途絶により、通院や継続的服薬が困難な結核患者、難病患者、精神障害者に対応すると共に、震災によるショックや、避難所生活によるストレス、今後の生活に対しての不安に対応する。
- 3 応援・派遣保健師がフォローしていたケースの地区担当保健師への引継ぎ
 - 地域、避難所、仮設住宅における被災者で、フォローが必要なケースについて、応援・派遣保健師の引き上げ時期を目途に、現地で使用している様式に記載されている内容をもとに、地区の担当保健師へ引継ぎをする。
- 4 応援・派遣保健師の活動の評価
 - 現地からの情報を的確に判断し、応援・派遣保健師の活動上の問題の有無、応援・派遣体制の見直し、再編、終了について現地と協議の上決定する。
 - 活動については、原則として定時報告を受ける。記録等の重複記載、無駄のないよう現地で使用している様式を活用し、その結果をまとめる。また、派遣者の目から客観的にみての感想、意見もまとめておくと評価に役立てることができる。
- 5 県庁からの情報の市町村への伝達及び市町村ニーズを県庁に報告
 - 保健活動に活かせる情報は、市町村へ伝え、市町村の活動状況、課題、ニーズ等、様式を活用して県庁へ報告する。
- 6 精神保健福祉ボランティアの活動の調整と評価
精神保健福祉ボランティアの活動内容を検討・調整し、その活動の結果を評価する。
- 7 P T S D等被災者のこころのケアの支援活動の強化
- 8 活動の継続支援終了に向けての関係機関との連絡調整
 - 県及び各市町村の対策本部の動きを見ながら、また、医療救護所・避難所・仮設住宅の開設状況、利用状況を把握した上で、支援終了に向けて各関係機関と連絡調整をし、支援終了時期を決定する。

【市町村】

1 健康相談、健康教育、保健指導の継続

- 精神、栄養、歯科担当者等の専門職との連携

被災者の健康状況に応じて、精神、栄養、歯科担当者等の専門職と連携し、チームで健康相談、健康教育、保健指導を実施する。

2 保健所との協力による地域、避難所、仮設住宅全世帯への健康調査（p50 様式7 健康調査連名簿を使用）と継続訪問指導の実施

- 被災に加えて、避難所・仮設住宅という生活環境の変化による心身の疲労やストレス及び食生活の乱れ、治療中断等による循環器疾患、糖尿病等慢性疾患の病状悪化や新たな合併症が予測されるため、地域の被災者を含めた全世帯への健康調査を実施する。

- 継続的な保健師、栄養士による訪問指導を実施するとともに、医療が中断されている場合は、速やかにかかりつけ医等の受診可能医療機関を紹介し、受診を勧奨する。

3 住民への保健医療福祉及び生活情報の提供

- 被災地では、「どこの医療機関で診察してもらえるのか」「仮設住宅の申し込みはどこで受け付けているか」など、保健医療福祉及び生活に密着した情報をわかりやすく提供する。

4 保健所への状況報告

5 災害時要援護者の台帳整備及び継続支援

参考

[第3期の避難所活動]

この時期は、避難所の自治が確立し、避難者と施設・ボランティア・救護班等との役割分担もでき、避難所の運営がスムーズに実施されてくる時期である。一方、長期にわたるプライバシーのない生活や人間関係の疲れ等でストレスがピークに達する時期である。

①自治組織化への援助

②要援護者への援助

デイサービス・デイケアの活用

寝たきり者・障害者の生活の質の向上

保健・医療・福祉の連携の基にケアシステムを再建

③ストレス等精神保健相談体制の充実

心の健康に関する健康教育

巡回健康相談や夜間相談体制の整備

④健康増進への援助

定例事業の情報提供・PR

健康教育・健康サークル等活動の推進

⑤生活環境の整備

（トイレ、手洗い、照明、温度、換気、ゴミ、分煙、ペット）

⑥仮設住宅入居にむけての援助

⑦住民への保健医療福祉及び生活に関する情報の広報活動

⑧子供たちの生活の日常性を取り戻すための援助（遊びの工夫）

参考

[この時期の仮設住宅活動]

①健康・食生活調査の実施と要援護者に対する継続支援

②生活環境の点検・整備への援助

住宅構造上の使いにくさの点検と改善の工夫（段差、トイレ、浴室等）

住宅周辺の環境整備

③定例健康相談、健康教育の実施

④高齢者、単身者への見守りや声かけの体制等新たなコミュニティづくりへの支援

⑤健康生活支援の為の関係機関の連絡、協力体制の整備

⑥新規患者発生への対応

- エ 第4期 ~仮設住宅の入居や他地域への避難により、近隣の関係が変化し、知人・友人が少なくなる。
また、家族の中でも職場を失う、財産を失う、肉親を失うなどの出来事により、地域、家族両面で役割の喪失や交替が生じる時期~ （災害対策本部解散後の復旧・復興期）

重点活動 人生・地域の再建への支援のため、新たなコミュニティづくりをめざす

この時期は仮設住宅への入居や他地域への避難により、近隣の関係が変化し、知人・友人が少なくなる。被災のショックに加え、職場を失う、財産を失う、肉親を失う、などの喪失のショックから住民が早く立ち上がるようなサポートシステム及び、プログラムを地域で展開する必要がある。仮設住宅においても、精神保健活動に重点をおき、新たなコミュニティづくりをめざしながら日常生活への支援を行う。

【保健所と市町村の共通項目】

- 1 保健医療福祉等関係機関と常に連携をとり、地域再建支援へ向けての施策検討
 - 保健医療福祉等関係機関と密に連携をとり、地域再建支援に向けての施策を検討する。
- 2 保健・福祉施策等を一体化した総合的活動の展開
 - 地域再建支援へ向けた会議を開催し、関係機関が一体となって活動を展開していく。
- 3 被災者の健康状態の把握と対応
 - 地域の住環境の悪化や被災者の健康状態の悪化が予測されるため、地域住民、避難所、仮設住宅の避難者の健康調査等を保健所と市町村で協力のもと実施し、実態を把握し、対応を図る。
- 4 見守りや安否確認の体制づくりへの推進
 - 仮設住宅入居者、単身者などは孤独な生活を余儀なくされているとともに、アルコール依存症や心身疲労に伴う持病の悪化が懸念される。地域住民と関係者が一体となった見守りや安否確認の体制づくりが必要である。
- 5 住民への保健医療福祉及び生活情報の提供
 - 仮設住宅周辺の交通機関等の地理情報、医療機関情報（診療科目別医療機関の診療状況）、福祉施設への入所可能状況、保健・福祉サービスの実施状況等と暮らしに役立つ生活情報などをまとめた一覧表やポスター・チラシなどをあらゆる機会を用いて住民に効果的に提供する。
 - 情報提供の際には、視覚・聴覚等の障害者や日本語を母国語としない人等へ配慮し、ボランティアの活用や伝達手段を工夫する。
 - 最優先して行うべき情報収集・分析項目は何かという判断を、迅速かつ正確に行なうことが重要である。
- 6 職員の心身の疲労への対応
 - 平常業務を行なながらの地域の復興に向けての支援は職員にとって過重となる。被災の影響にも配慮し、職員自身に対する健診や相談の機会を増やす、早めの休養をとるなど、職員全ての健康管理を行う。また、常にバランスを見て、業務量の調整などを考慮する。

【保健所】

- 1 管内市町村の情報収集、管内全体の保健活動方針・体制の調整
- 2 県庁からの情報を市町村へ伝達及び市町村ニーズを県庁に報告
- 3 市町村と協力した新たな健康課題への取り組み
●被災者の健康についての実態調査結果から、新たな健康課題を分析するとともに専門家を交えた関係機関との連絡会議を開催し、対策と役割について協議する。
- 4 PTSDへの対応

【市町村】

- 1 保健所への状況報告
- 2 住民へ保健医療福祉及び生活情報の提供
●新しく移住してくる人、転出する人など、地域の人々も変わる中、ニーズも多様化することが考えられるので、必要な情報をまとめて提供できるよう作成していく。
- 3 健康相談の継続
- 4 新たな健康課題の発掘及び対応
- 5 災害時要援護者への継続支援
- 6 新たなコミュニティづくりへの支援
- 7 被災者同士の交流支援
- 8 関係機関との連携強化

(3) 保健活動の役割分担と内容

被災地における保健活動<保健所・市町村>として、各時期に行うべきことについては、前章で述べたが、役割分担することは重要不可欠である。第1期は、マンパワーも整わないことが多いが、第2期以降避難所の保健活動も始まり、応援・派遣保健師も加わるなど、人の動きが活発・複雑化する中で、参考となる役割分担の一例を紹介する。各保健所・市町村の状況に合わせて役割分担表を作成しておき、その都度、臨機応変に活用させる。

スタッフ 保健師 (現場に出向く保健師)	リーダー 保健師 (現場をコーディネートする保健師)	係長・課長 (全体を統括する保健師)
1 住民の健康管理	1 派遣・応援保健師等への現地オ リエンテーション	1 情報管理
① 生活者全体の健康 状況、課題把握	2 住民の健康管理	① 活動諸様式の確認、準備
② 健康相談、健康教育	① 生活者全体の健康状況、課題把 握	② 現地との情報確認、報告、 助言
③ 環境整備	② 健康相談、健康教育	③ 全体情報の整理
④ 専門チームとの連 絡、調整	③ 環境整備	④ 健康課題の分析
⑤ 責任者職員、自治会 役員、住民リーダー 等との連絡、調整	④ 専門チームとの連絡調整	⑤ 各会議、機関への情報開示
⑥ 社会資源活用、調整	⑤ 責任者職員、自治会役員、住民 リーダー等との連絡、調整	2 体制づくり
⑦ 活動記録	⑥ 社会資源活用、調整	① 活動配置調整
⑧ カンファレンス	⑦ 活動記録	② 派遣・応援受け入れ体制整 備
2 情報収集	⑧ カンファレンス	③ 派遣・応援者等へのオリエ ンテーション
3 リーダー保健師へ の報告、相談	3 情報収集	④ 活動方針提示
4 所内カンファレン スへの参画	4 避難所毎の健康課題の把握と 解決	⑤ 他の係・課との連携、調整
5 巡回健康相談等必 要物品の点検	5 避難所毎の社会資源の把握、 活用調整	⑥ 他機関との連携、調整
	6 避難所保健活動スタッフの調 整、カンファレンス等の企画 実施	⑦ 管内市町村との連携、調整
	7 専門チーム（救護、精神保健 福祉、歯科保健、栄養チーム 等）関係機関との現地連携体 制づくり	⑧ 県庁（保健所）への報告、 調整
	8 自治会、責任者と連携した避 難所の健康づくり	⑨ スタッフの勤務体制の調 整
	9 生活衛生品の点検	3 職員の健康管理 ・職員の心身疲労への対処
	10 所内カンファレンスへの参画	4 必要物品、設備の整備
		5 所内カンファレンスへ の参画

IV 保健活動のための記録及び報告用紙

1 記録及び報告用紙一覧

平常時	災害時		
	全体	避難所	仮設住宅
① 災害時要援護者登録台帳 (カード) ② 災害時保健活動ボランティア登録カード	③ 地域活動記録 ⑧ 災害初動時情報 ⑨ 保健活動日誌 ⑩ 巡回健康相談実施集計表 ⑪ 保健活動ボランティア活動記録 *	④ 避難所活動記録 (日誌) ⑥ 健康相談票、経過用紙 ⑦ 健康調査連名簿	⑤ 仮設住宅活動記録

* は災害時における保健婦活動マニュアルに関する研究報告(全国保健婦長会)の資料 p50 を活用した。
番号は様式と一致する。

2 記録及び報告用紙の用途について

(1) 一般的な注意事項

- ・記録の項目について、全部記入することを目標にせず、活動をしながら、情報を集め、記録に残していくことを心掛ける。
- 各自が活動の中で得た範囲の情報を記入し、記録を活用して皆で地域の姿を把握することが、記録の第一の目的となる。
- ・どの記録にも「印象」欄を設けている。活動の中で強く感じたこと残しておくことが、活動を行っていく上で非常に重要となる。

(2) 各種記録用途

「災害時要援護者登録台帳（カード）」様式1

- ・要援護者の把握と支援を行う際の優先度を決めて、災害時に効率よく安否確認できるためのものである。
- ・情報は変化のあったたび追加修正し、最低年1回は確認を取るようにする。
- ・支援には専門職を始めボランティアなども関わるため個人情報の管理に留意する。
- ・家族の要望を受けとめ、情報の公開についても意思確認をしておく必要がある。

「災害時保健活動ボランティア登録カード」様式2

- ・保健活動に協力する意思のある専門職ボランティアを登録し、各々の専門性が効果的に發揮できるようにする。

「地域活動記録」様式3、「避難所活動記録(日報)」様式4

「仮設住宅活動記録」様式5

- ・被害や住民の健康などの状況把握と保健活動(指導)を同時に記録する。
- ・そのままFAX送付等で報告に用いる事ができる。つまり誰から誰への報告、相談内容であるのかを、記載者が意識しやすいものとする。

「地域活動記録」様式3

- ・地震発生後の地域の健康課題を把握・解決するために用い、また必要に応じて情報集約場所への報告に用いる。
- ・特に第1期は毎日記録し、その後は必要に応じて記録する。
- ・災害や復興の時期によって把握すべき事項が異なるため、必要事項があれば修正・追加する。

「避難所活動記録(日報)」様式4

以下の目的に添って活動した内容を記録・報告する。

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所における住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

「仮設住宅活動記録」様式5

以下の目的に添って活動した内容を記録・報告する。

仮設住宅活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から仮設住宅における住民の生活を把握し、予測される問題と解決方法、地域の復興に向けての課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

「健康相談票・経過用紙」様式6

- ・どの場所(避難所・仮設住宅・自宅)であってもまたどの方法(訪問・面接・電話)であっても、健康相談の際に用いる。世帯の把握にも用いることができる。

「健康調査連名簿」様式 7

- ・避難所等において、全体の健康調査を行う際に使用する。継続支援が必要な対象者には健康相談票を作成する。
- ・乳幼児・高齢者・介護認定者、慢性疾患患者など、特定の対象者を把握する場合にも使用できる。

「災害初動時情報」様式 8

- ・災害発生直後の被災地の概況と活動稼動状況をできるだけ早期に把握し、地域での保健活動の初動体制の整備に生かすものである。
- ・FAX送信を原則とし、まず市町村から保健所に送付、保健所から管内を取りまとめ（各市町村の原本を使用）県庁へ情報伝達をする。
- ・出来るだけ早期に情報の集約が可能になるよう、第1報で全てを記入する必要はない。状況が明らかとなった時点で、必要情報を追加伝達できるような様式とした。

「保健活動日誌」様式 9

- ・被災地で行った保健活動全般を記録し、被災地での活動の評価や課題の整理、成果をまとめるために活用する。
- ・記録は統括者が記入することが望ましい。

「巡回健康相談実施集計表」様式 10

- ・避難所・仮設住宅・地域において、健康課題を持った者に行なった相談の概況を報告する。
- ・被災地での活動の成果をまとめるために活用する。

「保健活動ボランティア活動記録」様式 11

- ・被災地での活動を把握し、成果をまとめるために活用する。

災害時要援護者登録台帳(カード)

様式1

氏名		住所		校區		疾病		優先度	
生年 月日 H	T S 年 月 日	世帯 主名		電話 ファックス メールアドレス					
通院医療機関	病院科 クリニック、医院								
服用中の薬剤									
避難場所									
緊急連絡先	平日昼間 夜間・休日								
ADLの状況 移動手段 携帯する機器等	1 生活自立度 (自立・一部介助・全介助)								
	2 移動方法 (徒歩・杖歩行・車いす・担架) 自立・一部介助・全介助								
	3 医療機器の種類 (在宅酸素・人工呼吸器・発電機・バッテリー・アンピューバック・吸引器・経管栄養用品・ストーマケア用品)								
	4 食事の留意点 (自立・一部介助・全介助 普通・軟食・流動食・経管栄養・IVH)								
	5 排泄 (自立・一部介助・全介助 おむつ使用・失禁・便秘)								
	6 入浴 (自立・一部介助・全介助)								
緊急時配慮を要する事項									
その他 特記事項	介護者・避難時付き添い者名								
* 災害緊急時に安否確認や、他から問い合わせがあった場合に限り、住所、氏名等を公表してもよいですか。									
1 災害派遣の保健、医療関係者 2 民生委員 3 町内役員 4 ボランティア	可 · 不可								
災害時の安否状況と対応	(確認年月日 年 月 日)								

災害時保健活動ボランティア登録カード

様式2

登録番号

受付日 H 年 月 日

ふりがな 氏名		職業		年齢		性別	男 ・ 女
個人団体別	個人・団体(団体名))
自宅住所							FAX TEL
連絡先 (勤務先等)	勤務先・学校名 〒						FAX TEL 携帯TEL
資格・免許・特技	資格: 看護師・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・医師・精神保健福祉相談員 その他() 免許: 普通自動車運転免許・大型特殊免許・その他() 特技: ()						
ボランティア経験	なし あり 対象: 乳幼児・障害者・高齢者・その他 () 内容: 施設内での介助・外出援助・おむつたたみ・安否確認と声かけ その他()						
活動希望	活動可能期間 平成 年 月 日から 年 月 日						
活動内容:							
ボランティア 保険への加入	ボランティア保険への加入 ボランティア保険: 加入済み・これから加入予定 災害ボランティア保険: 加入済み・これから加入予定						

様式3

地域活動記録

発信元()→送信先()

- ・地震発生後の地域の健康課題を把握・解決するのに用い、また必要に応じて情報集約場所への報告に用いる
- ・特に第1期は毎日記録し、その後は必要に応じて記録する。
- ・災害や復興の時期によって把握すべき事項が異なるため、必要事項があれば修正・追加する。

地域名		記録日時 年 月 日 時		記録者 (立場)
被害状況	死傷者数 人 負傷者数 人 その他(住民の様子・家屋状況・がけ崩れ等)			対策本部の組織
住民の避難状況	避難所数 ヶ所 (備考 人(状況 人(状況 人(状況 人(状況			避難していない人の状況
組織的活動状況	班・組織づくり、リーダーの有無等の状況			組織活動等の状況
ライフライン・交通の状況	可・不可	不可の場所	見通し等	遮断道路・通行上の注意・交通機関の機能など
電話				
電気				
水道				
ガス				
保健医療福祉の機能やマンパワーの稼動状況	医療機関・救護所(数・場所・名称) 福祉機関(数・場所・名称) 在宅ケア(数・場所・名称) 保健活動(第2期以降は詳細に)			ボランティアを含むマンパワーの種類と数 名称(個人・団体)、人数、支援内容等
必要物品	不足している医薬品・衛生用品など			
情報伝達	住民への情報・伝達すべき内容			
課題と対策	住民のニーズ・優先すべき健康課題			
印象・その他申し送り事項等				

避難所活動記録(日報)

年月日	記載者(所属・職名)
-----	------------

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所における住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避 難 所 の 概 況	避難所名	所在地 電話・FAX	避難者数: 昼 人・夜 人 施設の広さ
	交通状態(避難所と外との交通手段)		施設の概要図(連絡系統などを含む)
	優先すべき健康課題		
組織 や 活動	管理統括・代表者の情報 氏名(立場) その他		
	連絡体制／命令・指揮系統		
	ボランティア		
	自主組織		
	医療の提供状況 救護所: 有・無 地域の医師との連携: 有・無		
	現在の状態		
環境 的 側 面	ガス・電気・給水の状況		
	冷暖房・照明・騒音		
	食事(回数、配食者、主な内容、炊き出し状況)		
	清掃・ごみ処理の状況		
	トイレ・手洗いの状況		
	入浴・清潔・洗濯の状況		
	プライバシーへの配慮の状態		
	ペットの状況		
	その他		
防疫 的 側 面	空気の流れや換気、湿度、粉塵		
	喫煙者の状況(たばこによる影響など)		
	風邪様症状(咳・発熱など)		
	食中毒様症状(下痢・嘔吐など)		
	その他		

様式4

	本日の状態				対応・特記事項
対象特性的側面(配慮を要する人々)	高齢者 ()人				
	乳幼児 ()人				
	妊産婦 ()人				
	障害者 ()人				
	単身者 ()人				
	要介護者 ()人				
	その他				
疾病問題	(難病、痴呆、精神疾患、慢性疾患、結核など)				対応・特記事項
	氏名	疾患名	治療継続状況	困っていること	在宅酸素・透析・人工呼吸器等の使用者の有無・対応など
避難所特有の健康問題	人数の把握	15歳以下	16~64	65歳以上	対応・特記事項
	便秘				
	頭痛				
	食欲不振				
	不眠				
	不安				
	その他				
まとめ	全体の健康状態				
	活動内容				
	印象				
	課題／申し送り				

様式 5

仮設住宅活動記録

記載者(所属・職名)

年月日

仮設住宅活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から仮設住宅における住民の生活を把握し、予測される問題と解決方法、地域の復興に向けての課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の組織・活動・環境	仮設住宅(地区)名	所在地		入居戸数: 戸／住民数: 人	
	地区担当保健師	巡回計画		仮設住宅の情報(規模、周辺の交通・環境など):	
	優先すべき健康課題				住宅内の制限事項:
	自治会 有・無(年月)	集会所 有・無()		近隣の医療機関名:	
	自治会長名	住居番号: 電話: ()		近隣の公共施設名:	
	自治会副会長	住居番号: 電話: ()		行政の支援(保健・福祉・医療・警察・教育・他):	
	自主組織(定例的会合、イベントなど)				ボランティア活動状況:
					特記事項、援助の必要性など
	入居者の状況	世帯の種類・数	対象数	主な援助内容	
		単身世帯(者)			
〈再掲 65歳以上単身世帯(者)〉					
〈再掲 65歳以上ののみの世帯〉					
乳幼児がいる世帯					
〈再掲母子・父子世帯〉					
要援護者のいる世帯					
未入居世帯					
要援護者数と継続の必要性	その他				
	種別	対象数	相談数	継続の必要な対象者	
	感染症			合計 人	
	結核			氏名:	
	精神				
	心身障害				
	成人				
	妊産婦				
	乳児				
	幼児				
	ねたきり				
その他					
合計					
まとめ	全体の健康状態・印象				
	活動内容				
	課題／申し送り				

様式6-1

健康相談票

保管先

方法 ・面接 ・訪問 ・その他 ()	対象者 ・乳幼児 ・妊産婦 ・ねたきり ・難病 ・高齢者 ・その他	担当者(立場)
		相談日: 年月日 場所:

基本的な状況	氏名	男・女		生年月日 M・T・S・H 年 月 日	歳			
	元の住所			連絡先				
	①現住所			連絡先				
	②新住所			連絡先				
	把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先			家族について				
被災の状況								
身体的・精神的な状況	既往歴	現在治療中の病気		内服薬、医療機材・器具	医療機関			
	現在の状態(自覚症状)				具体的な自覚症状(参考) 頭痛・頭重／不眠／倦怠感 ／吐き気／めまい／動悸・ 息切れ／肩こり／関節痛／腰 痛／目の症状／咽頭の症状 ／咳／痰／便の性状／食欲 ／体重減少／精神運動減退 ／空虚感／不満足／決断力 低下／焦燥感／ゆううつ／ 朝方ゆううつ／精神運動興 奮／希望喪失／悲哀感			
日常生活の状況		食事	移動	着脱	排泄	意思疎通	保清	その他
	自立							痴呆等の有無
	一部介助							
	全介助							
	備考 必要器具など							
個別相談活動	相談内容				指導内容			
					今後の計画 ・解決 ・継続			

樣式 6-2

健康調査連名簿(用途:全員把握、乳幼児、高齢者、その他)

・避難所等において、全体の健康調査を行う際に使用する。継続支援が必要な場合は○印を付し、健康相談票を作成する。

・乳幼児・高齢者・介護認定者、慢性疾患患者など、特定の対象者を把握する場合にも使用する。

連番	市・町・村	場所(避難所・仮設住宅名)		把握年月日			担当者(所属)			
		年齢 (生年月日)	性別	対象(状態・疾患など)			年	月	日	
	氏名	乳幼児	高齢者	その他 註)	家族・介護 者の状況	以前、保健師等 の関与有りに○	相談内容・問題点	援助内容	要継続 は○	備考(住所など)
1		男・女								
2		男・女								
3		男・女								
4		男・女								
5		男・女								
6		男・女								
7		男・女								
8		男・女								
9		男・女								
10		男・女								
11		男・女								
12		男・女								
13		男・女								
14		男・女								
15		男・女								

註)その他には具体的な対象者を記載する。妊娠婦、介護認定者、精神保健、難病、慢性疾患、心身障害、感染症など

災害初動時情報(FAXで送信)

様式8

報告経路：市町村(保健センター) → 保健所 → 県庁(医療福祉計画課)

第1報 (第1報においては、わかるものだけでよい。)

施設名	発信日時 年 月 日 時	発信者
活動体制	保健師稼動状況 保健所 人/ 人(内訳) 市町村 人/ 人(内訳)	要望事項
	保健師安全確認状況	
	活動の現況	
	被災地域	
	避難所	
その他		

第2報 (第1報に追加情報があれば、送信する。)

施設名	発信日時 年 月 日 時	発信者
活動体制	保健師稼動状況 保健所 人/ 人(内訳) 市町村 人/ 人(内訳)	要望事項
	保健師安全確認状況	
	活動の現況	
	被災地域	
	避難所	
その他		

第3報 (第2報に追加情報があれば、送信する。)

施設名	発信日時 年 月 日 時	発信者
活動体制	保健師稼動状況 保健所 人/ 人(内訳) 市町村 人/ 人(内訳)	要望事項
	保健師安全確認状況	
	活動の現況	
	被災地域	
	避難所	
その他		

保健活動日誌 年 月 日(天候) 記録者:

様式9

活動項目	従事者	活動内容	課題及び引継ぎ事項等
総括			
情報管理			
コーディネート			
健康相談 (巡回健康相談) (所内健康相談) (その他)			
家庭訪問			
健康教育			
その他			
応援・派遣保健師など状況		特記事項	
ボランティアなど状況			

巡回健康相談実施集計表

様式 10

年 月 日 ()	対応場所	箇 所 数	巡回相談状況													従事者種別数			
			件数		種 別										保健師	精神保健福祉相談員	栄養士	歯科衛生士	その他
			実	延	乳 幼 児	妊 産 婦	高 齢 者	介 護 認 定 者	心 身 障 害	精 神 保 健	難 病	感 染 症	慢 性 疾 患	その 他					
	避難所																		
	仮設住宅																		
	地域																		
	避難所																		
	仮設住宅																		
	地域																		
	避難所																		
	仮設住宅																		
	地域																		
	避難所																		
	仮設住宅																		
	地域																		
	避難所																		
	仮設住宅																		
	地域																		
	避難所																		
	仮設住宅																		
	地域																		
	避難所																		
	仮設住宅																		
	地域																		

保健活動ボランティア活動記録

様式II

登録番号		氏名	男女	年齢	歳
年月日 曜日	活動場所				
活動時間 時間	活動内容（対象者、実施したこと）				
年月日 曜日	活動場所				
活動時間 時間	活動内容（対象者、実施したこと）				
年月日 曜日	活動場所				
活動時間 時間	活動内容（対象者、実施したこと）				

V 參 資 料

医療救護活動の概要

「愛知県地域防災計画—地震災害対策計画一」(第4編第12章P206~210)より一部抜粋

I 基本方針

震災時の大規模災害については、医師会、日赤、災害拠点病院、国立病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努める。

- 1 初期は、地元医師会・災害拠点病院が医療活動を行う。
- 2 県医師会、日赤、国、県等の医療救護班は、災害対策本部等の指示、情報に基づき出動する。
- 3 保健所長は、医療情報の収集、医療の確保に努める。
- 4 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援し、被災地からの重傷患者等の受入及び広域搬送の拠点となる。

II 対策

~~大規模災害が発生した場合の対策~~

(1) 医療救護班の編成・派遣等

- ア 医療救護班は概ね医師1~3名、看護師2~3名、事務員等（薬剤師等を含む）1~2名とする。
- イ 医薬品等は、災害用救急箱に整備しておく。
- ウ 県医師会は、県等又の要請に基づき班を編成する。
→災害時の医療救護に関する協定（県対県医師会）
- エ 県災害対策本部等が派遣する医療救護班の編成数
→県医師会：190 日赤：18 国：8 県：10 合計 226
- オ 収容を必要とする者は、最適な医療機関へ搬送する。

(2) 救急搬送の実施

患者の搬送は、地元及び応援消防機関による。

(3) 医薬品その他衛生材料の確保

←「災害発生直後における医薬品等供給対応マニュアル」参照

- ア 必要な医薬品等は、最寄りの販売業者から調達することを原則とし、不足する場合は、県に調達の要請をする。
- イ 調達の要請を受けた場合は、調達し、輸送する。
- ウ 災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を把握し、流通在庫に上乗せした備蓄などにより調達する。
- エ 県薬剤師会は、県等の要請に基づき供給に協力する。

(4) 血液製剤の確保

災害発生後、血液関連施設等の被災状況及び必要な血液量を把握し、血液センターと連携を図り供給する。

(5) 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び相談を行う。

2. 県が大規模災害が発生した場合の実際

(1) 医療救護班の編成・派遣等

- ア 被災状況に応じて、医療機関へ派遣し、当該医療機関と協同して応急手当を行う。
- イ 避難所の巡回診療等、避難民等の医療の確保を図る。
- ウ 県医師会、日赤、災害拠点病院等で十分な活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院等の医療機関の協力を得て活動する。
- エ 県独自で十分な活動ができない場合は、隣接県等へ派遣、被災地からの搬送患者の受入を要請する。
→災害応援に関する協定書（9県1市）

(2) 救急搬送の実施

道路や交通機関の不通時等の場合は、県、県警、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリ等により空輸する。

(3) 医薬品その他衛生材料の確保

- ア 隣接県及び国の協力を得て、調達する。
- イ 交通手段のない場合は、県等のヘリで空輸する。
- ウ 集積所を設置して、保管・管理を行う。
- エ 県薬剤師会は、集積所の保管・管理に協力する。

(4) 血液製剤の確保

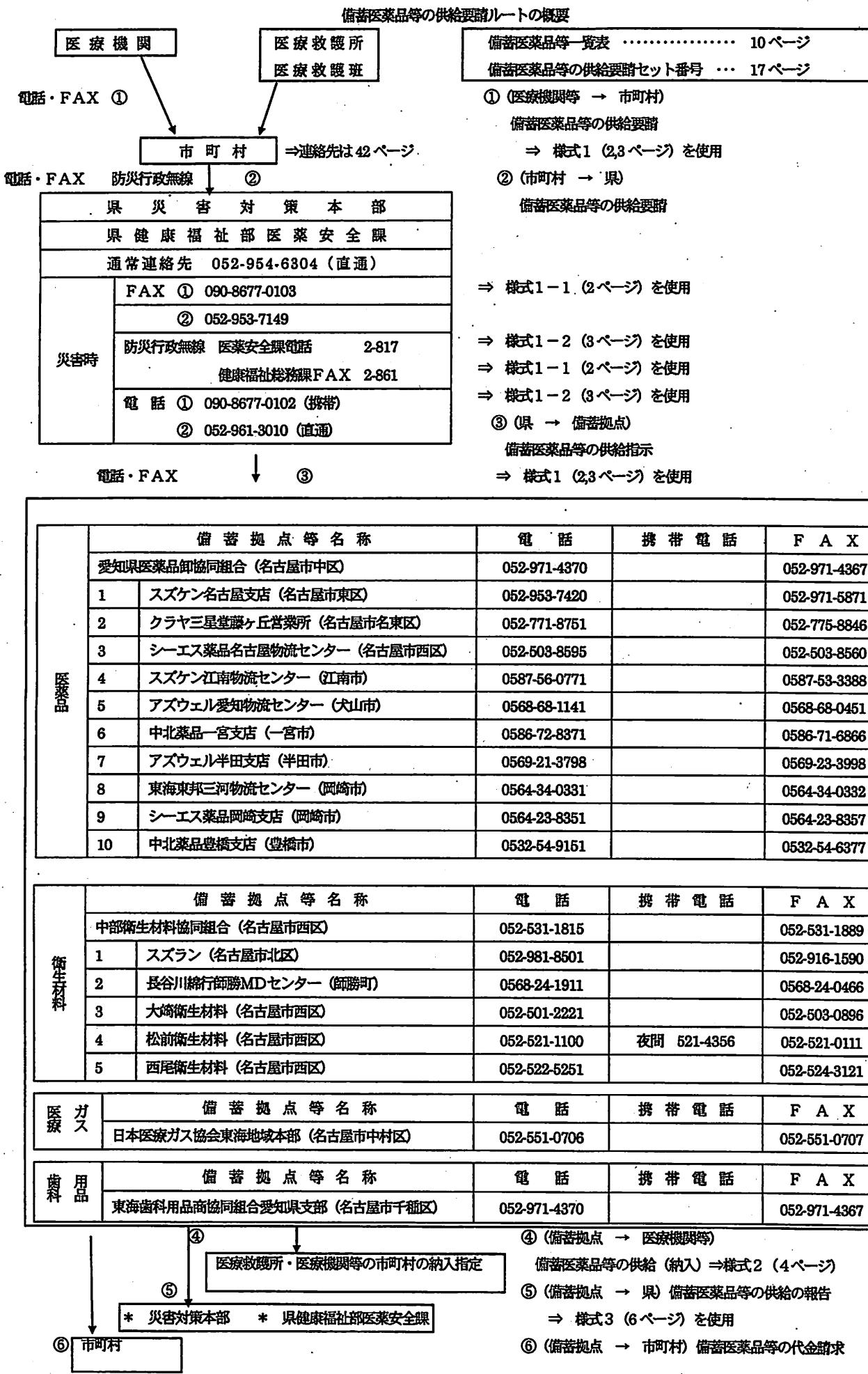
- ア 県内確保が困難な場合、県外から導入を図る。
- イ 通常の輸送体制が取れない場合は、県等のヘリで空輸する。

(5) 医薬品等の適正使用に関する活動

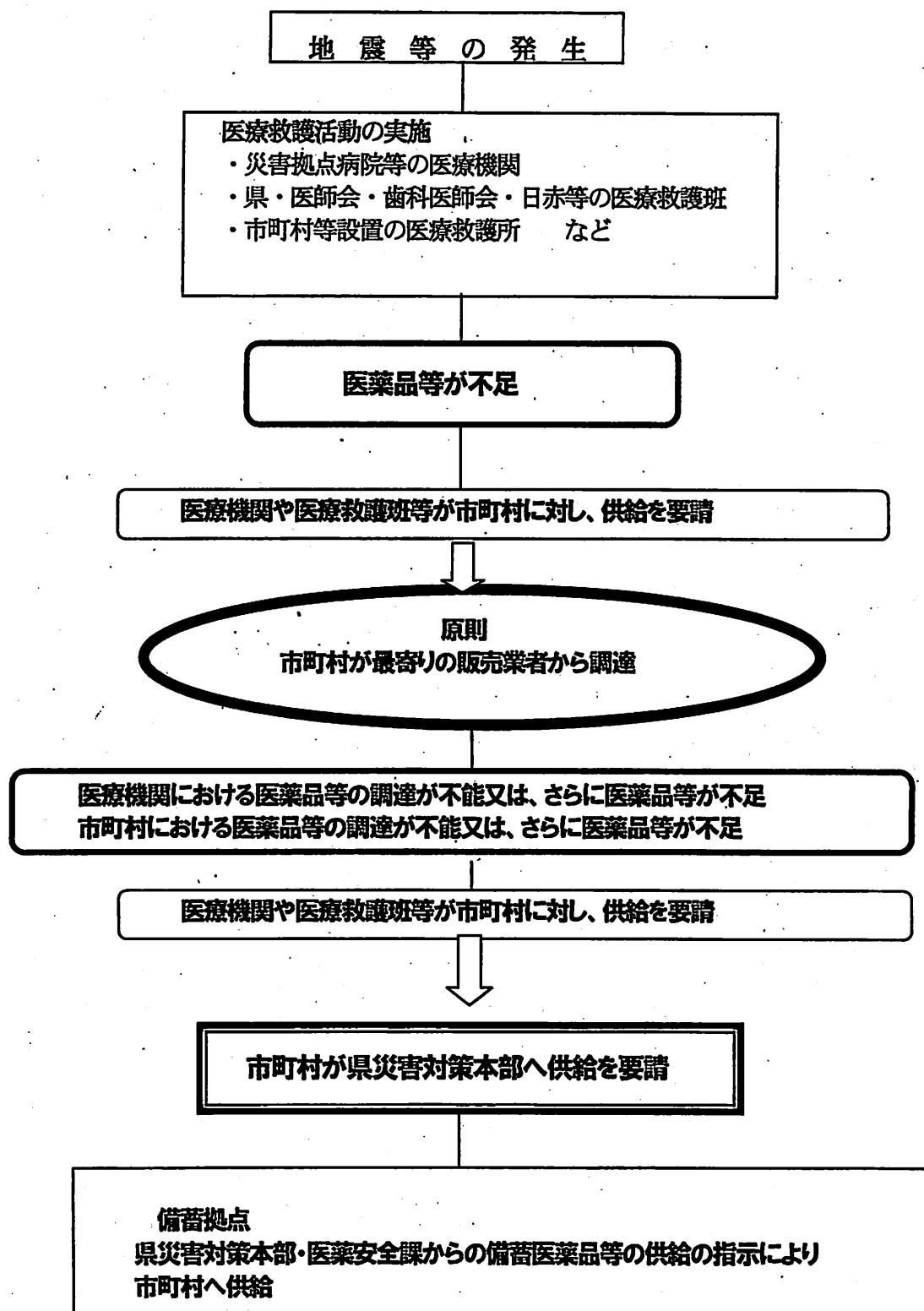
県薬剤師会は、避難所等において被災者に対する服薬指導及び相談を行う。

医薬品その他衛生材料の確保について

「災害発生直後における医薬品等供給対応マニュアル」（健康福祉部医薬安全課）より一部抜粋
(資料中様式番号及びページは、マニュアルで示してあるもの)



災害発生直後における薬品等供給手続き（医療機関及び市町村）



* 備蓄拠点は、地震の発生直後の備蓄医薬品等供給の事前準備体制をとり、備蓄医薬品等の供給準備をする。

防疫・保健衛生活動の概要

「愛知県地域防災計画一地震災害対策計画一」(第4編第15章 P219~220)
より一部抜粋

I 基本方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行なわれるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期す。

II 対策

~~大規模災害が発生した場合の対策~~

(1) 防疫

ア 県として実施すべき事項

(ア) 積極的疫学調査及び健康診断

防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。

被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び健康診断（感染症法第17条第1項、2項）を順次実施する。

(イ) 防疫指示

a 生活環境に対する措置

- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- ・ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- ・物件の消毒に関する指示（感染症法第29条第2項）
- ・生活の用に供される水の供給の指示（感染症法第31条第2項）

b 患者等に対する措置

被災地において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、移送を行なう。

(ウ) 器具器材の整備

a 防疫用器具器材の保有状況を把握し、市町村からの借上要請に対応する。

b 薬剤の調達

(エ) 予防教育及び広報活動

被災地の住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

イ 市町村として実施すべき事項

(ア) 防疫組織

災害対策本部に防疫組織の設置

(イ) 防疫活動

a 県の指示及び指導に基づき、病原体に汚染された場所の消毒、ねズみ族・昆虫

等の駆除、生活の用に供される水の供給を実施する。

b 避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(2) 食品衛生指導

県、政令市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱い等について、指導する。

(3) 栄養指導

県、政令市は、避難所等の炊き出しの実施に際し、栄養指導を行なう。

(4) 健康管理

県、政令市は、必要に応じ、避難所等に保健師を配置し、健康相談を行う。

② 次に大規模災害が発生した場合の対策

(1) 県として実施すべき事項

「1 大規模災害が発生した場合の対策」に加え、次の対策を実施する。

ア 器具器材等の整備

イ 臨時予防接種

ウ 応援体制

ボランティア活動の概要

「愛知県地域防災計画一地震災害対策計画一」(第4編 19章 P229~230)

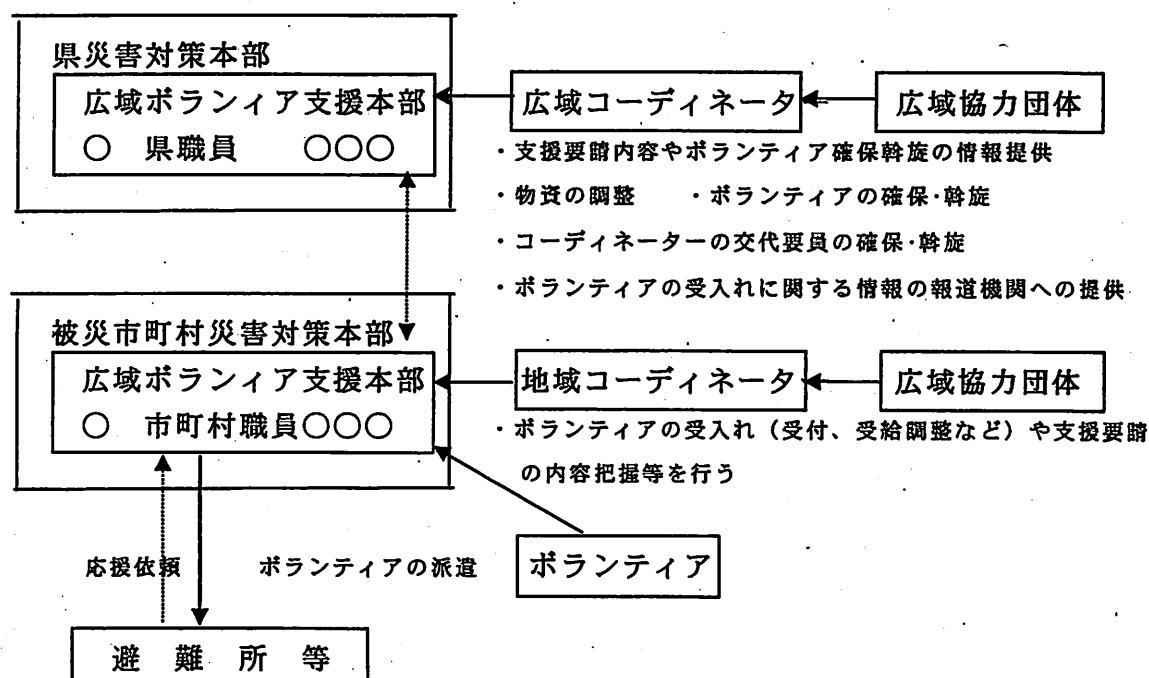
より一部抜粋

I 基本方針

災害が発生した場合、平常時よりはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予測される。この際、行政とボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら支援することが不可欠である。

II 対策

ボランティアの受け入れの流れ



* 「愛知県防災ボランティアグループ登録制度」によると、ボランティアグループの活動内容を一般作業（炊き出し、清掃、救援物資の整理等危険を伴わない作業）、特殊作業（アマチュア無線通信等特殊な資格、技術を要する作業）の何れかとしており、医療保健技術の提供は範囲ではなく、上記のシステム上では運用できにくい。

** 保健従事者のボランティア団体やNPO団体（県内看護系大学、看護協会など）からの協力希望がある場合、受け入れや活動の調整などについては県庁と被災地域（市町村、保健所）で連絡調整し、保健活動に協力が得られるよう対応することが必要となる。

平常時の情報収集項目一覧

1 施設一覧

- ① 管内医療機関（標榜科目、病床数、歯科診療所も含む）
- ② 管外の主要医療機関
- ③ 管内薬局
- ④ 管内保健センター
- ⑤ 管内社会福祉協議会
- ⑥ 訪問看護ステーション
- ⑦ 在宅介護支援センター
- ⑧ 居宅介護支援事業所
- ⑨ 保健・福祉機関（施設、作業所など）
- ⑩ 行政施設（地区センター、公民館、保育園、学校など）
- ⑪ 避難所となる施設
- ⑫ 報道関係者（新聞社、テレビ、ラジオ局）の連絡先
- ⑬ 支援者宿泊可能施設

2 人的資源一覧

- ① 職員連絡先、連絡網
- ② ボランティア連絡先
- ③ 民生委員、地区保健委員、自治会長の名簿

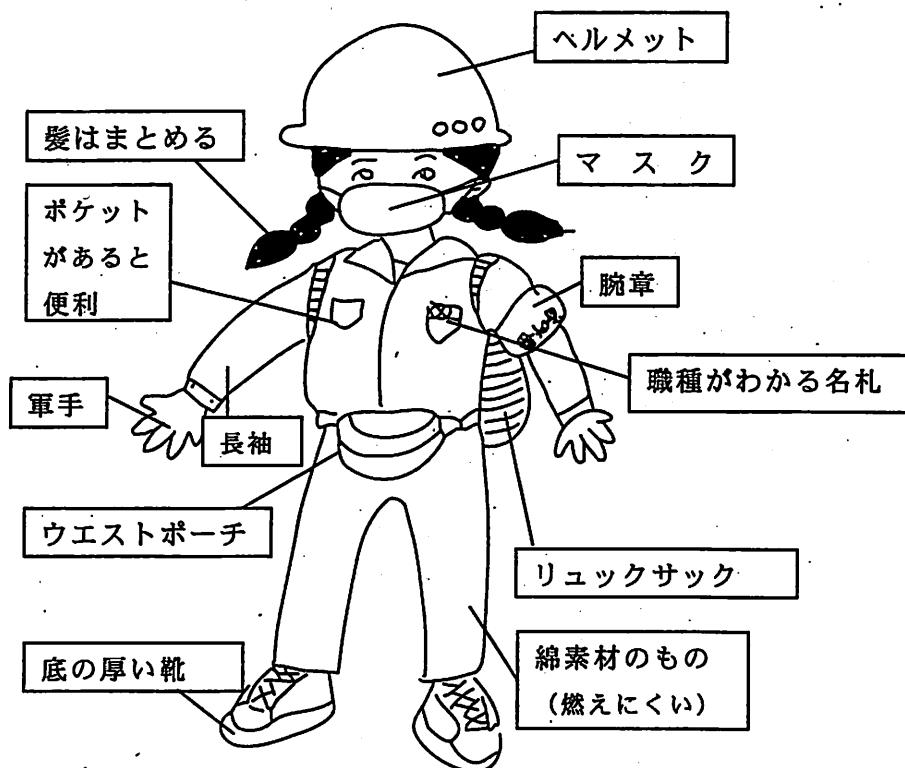
3 物の一覧

- ① 組織、体系図
- ② 物品台帳（救急用品、携帯用品など）
- ③ 地図
担当地区別（避難所、災害時要援護者リスト、災害時拠点病院・協力病院、
その他の医療機関、施設などが入ったもの）

4 災害時要援護者登録台帳（カード）・リスト

1 活動時

自転車 ヘルメット 活動しやすい服装 リュックサック ウエストポーチ
底の厚い靴 必要な場合は長靴 腕章 マスク 軍手 名札



2 携帯品

血圧計 聽診器 体温計 携帯電話（予備バッテリー）懐中電灯（乾電池）
携帯ラジオ 使い捨てカメラ テレfonカード 不在時用メモ
子どものおもちゃ（折り紙）
脱脂綿 アルコール綿 手指消毒薬（ウエルパス） 滅菌ガーゼ 救急絆創膏
絆創膏 三角巾 ゴム手袋 包帯 ハサミ セッシ 舌圧子
温湿布・冷湿布 毛抜き 消毒薬 綿棒 エプロン ビニール袋 タオル
マスク ティッシュ ウエットティッシュ ゴミ袋 上履き
雨具 記録用紙 筆記用具 バインダー クリップ 地図 連絡先リスト（関係機関電話番号） 災害時要援護者リスト
本人の身分証明書 本人の間食 水筒 冬季は使い捨てカイロ 折りたたみ傘
健康教育用パンフレット

* 医薬品を携帯するかどうかは医療班の体制を確認して判断する

災害拠点病院等施設一覧

(H15・4・1現在)

資料6

①基幹災害医療センター 1病院

病院名	所在地	電話
藤田保健衛生大学病院	豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	(0562) 93-2000

②地域災害医療センター 15病院

病院名	所在地	電話
名古屋第二赤十字病院	名古屋市昭和区妙見町2-9	(052) 832-1121
社会保険中京病院	名古屋市南区三条1丁目1-10	(052) 691-7151
名古屋掖済会病院	名古屋市中川区松年町4丁目66	(052) 652-7711
国立名古屋病院	名古屋市中区三の丸4丁目1-1	(052) 951-1111
名古屋第一赤十字病院	名古屋市中村区道下町3-35	(052) 481-5111
厚生連海南病院	海部郡弥富町大字前夏ヶ須新田字南本田396	(0567) 65-2511
愛知医科大学付属病院	愛知郡長久手町大字岩作字雁又21	(0561) 62-7511
県立尾張病院	一宮市大和町莉安賀2135	(0586) 45-5000
小牧市民病院	小牧市常普請1丁目20	(0568) 76-4131
市立半田病院	半田市東洋町2-29	(0569) 22-9881
岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合3-1	(0564) 21-6251
厚生連安城更生病院	安城市御幸本町12-38	(0566) 75-2111
厚生連加茂病院	豊田市元城町3-17	(0565) 31-1511
豊橋市民病院	豊橋市青竹町字八間西50	(0532) 33-6111
新城市民病院	新城市字北畠32-1	(05362) 2-2171

救命救急センター

病院名	所在地	電話
名古屋掖済会病院	名古屋市中川区松年町4丁目66	(052) 652-7711
藤田保健衛生大学病院	豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	(052) 93-2000
国立名古屋病院	名古屋市中区三の丸4丁目1-1	(052) 951-1111
愛知医科大学付属病院 (高度救命救急センター)	愛知郡長久手町大字岩作字雁又21	(0561) 62-7511
岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合3-1	(0564) 21-6251
豊橋市民病院	豊橋市青竹町字八間西50	(0532) 33-6111
名古屋第二赤十字病院	名古屋市昭和区妙見町2-9	(052) 832-1121
小牧市民病院	小牧市常普請1丁目20	(0568) 76-4131
厚生連安城更生病院	安城市御幸本町12-38	(0566) 75-2111
社会保険中京病院	名古屋市南区三条1丁目1-10	(052) 691-7151

第三次病院群 特殊診療部門の重症熱傷及び小児救急患者(重症新生児)の救命医療

病院名	特殊部門	所在地	電話
社会保険中京病院	熱傷	名古屋市南区三条1丁目1-10	(052) 691-7151
名古屋第一赤十字病院	小児	名古屋市中村区道下町3-35	(052) 481-5111

災害時拠点病院等施設一覧

(平成 15 年 8 月現在 災害拠点病院施設票による)

資料 6

病院名	診療科目 ○、 ◎は緊急手術対象科目 (14年度版 災害基本データブック(日本赤十字社)による)																						
	内 科	精神 科 ・神 經 科	神 經 內 科 ・診 療 內 科	呼 吸 器 科	消 化 器 科	循 環 器 科	小 兒 科	外 科	整 形 外 科	形 成 外 科	腦 神 經 外 科	呼 吸 器 外 科	心 臟 血 管 外 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	產 婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科	放 射 線 科	麻 醉 科	齒 科 ・口 腔 外 科	リ ハ ビ リ 科	リ ウ マ チ 科
藤田保健衛生大学病院 (基)	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋第一赤十字病院 (地)	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国立名古屋病院 (地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋第二赤十字病院 (地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋掖済会病院 (地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会保険中京病院 (地)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
愛知医科大学付属病院 (地)	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県立尾張病院 (地)	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○
半田市立半田病院 (地)	○	○				○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡崎市民病院 (地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県厚生連 加茂病院 (地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊橋市民病院 (地)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新城市民病院 (地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小牧市民病院 (地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県厚生連 安城更生病院 (地)	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県厚生連 海南病院 (地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

愛知県の災害拠点病院



災害時要援護者緊急連絡カード（本人用）

資料 7

災害・緊急時のお願い

私は、病気や障害のために日常的に医療や手助けが必要です。
私が倒れている場合は、
最寄りの医療機関や援助者に連絡してください。

氏名：ふりがな

居住市町村保健センター 電話

管轄保健所 電話

生年月日 男・女

住所：

電話番号：

病名：

飲んでいる薬：

必要な医療機器：

要介護認定：あり（ ）・なし

血液型：A・B・O・AB [Rh+・-]

1 災害時

最寄りの救護所（ ）

最寄りの避難所（ ）

大至急運んでください

2 緊急時

救急車を呼び病院へ大至急運んでください

係りつけ医（ ）

tel（ ）

* 災害時拠点病院（ ） tel（ ）

* 災害時協力病院（ ） tel（ ）

3 搬送時の注意点

呼吸：

問題なし

酸素使用 安静時 1/分

人工呼吸器使用

移動：

・自力で可・杖・車椅子・

介護が必要（ ）

コミュニケーション：

できる・できない

(聴覚障害： 有 ・無)

(視覚障害： 有 ・無)

(母国語 :)

緊急時の連絡先

(家族・援助者・医療機関・医療機器会社等)

名前	続柄	連絡先（電話）

大地震のときの私の持ち出しリスト

NTT 災害用伝言ダイヤル「 171 」
電話が混みあつた時の家族の安否確認に利用！

（被災地では） 案内に沿って
伝言録音の場合「 1 」

市外局番（0XX）×××-××××
自宅電話番号をダイヤル

（被災地以外では） 案内に沿って
再生の場合「 2 」
 市外局番（0XX）×××-××××
被災地の方の電話番号をダイヤル

* 3日分の目安に非常持ち出し品を準備しましょう。

【食料関係】

水、一人一日 3リットルを目安に

鍋・水筒

乾パンやクラッカー、缶詰（プルトップタイプが便利）

ナイフ、レトルト食品、缶切り、はし

ミルク、哺乳瓶、レトルト離乳食（赤ちゃんがいる場合）

【安全対策】

救急医薬品、常備薬、防災頭巾や帽子、底の厚い靴、助けを呼ぶための笛

【衣類関係】

衣類、下着、寝袋、雨具、タオル、毛布

【貴重品】

現金（小銭も）、預金通帳や有価証券などの権利証書、印鑑、連絡カードや身分証明書

【日用品】

卓上コンロ、ロープ、使い捨てカイロ、携帯ラジオ、予備電池、筆記用具、

懐中電灯、包装用ラップ、大きなごみ袋、マッチやライター、生理用品、

ティッシュ・ウエットティッシュ、ヘルメット、軍手、防塵マスク

携帯用トイレ、オムツ（赤ちゃんがいる場合）

啓発用パンフレットのポイント（一般用・災害時要援護者用）

一般用

項目	ポイント
地域での支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関の初動態勢が整うまではある程度時間を要し、その間地域を守る主役は地域に住む住民である。 ・災害から我が身と家族・財産を守るために、自ら行動し、同じ地域に暮らす一人一人が助け合い、支え合うことが重要。
災害時要援護者とは	<p>災害時要援護者とは、自分の身に危険が差し迫った場合、察知する力・情報を受け取る力が弱く、危険に対して適切な行動をとることができない人。</p> <p>身体・知的・精神障害者や体力的な衰えのある人、重度な病気を持っている人、乳幼児など</p>
日頃からの交流	<p>地域の中にどのような人が住んでいて、どんな暮らしをしているのかを知り、どんな配慮が必要なのか考えておく。</p> <p>「声の掛け合い」が大切。</p>
情報把握	<p>災害時要援護者がどこにいるのか知っておくことは必要だが、プライバシーを守ることも大切。</p> <p>本人や家族からの自己申告による方法がよい。</p>
防災環境の点検	<p>災害時要援護者の身になって、地域を点検してみる。車いすでも避難路を通れるか、障害物はないか、視聴覚障害のある人への警報や避難勧告の伝達方法が確保されているかをチェックする。</p>

災害時要援護者とその家族・近隣者用

項目	ポイント
備え	<ul style="list-style-type: none"> ・内部障害や重症な病氣がある場合は、地震発生時や警戒宣言発令時のかかりつけ医の対応や医療機関に行けなくなつた時の対処方法を事前に相談しておく。 ・いつも本人の身元や連絡先がわかるものを携帯しておく。 (緊急連絡カード) ・非常時の持ち出し品の準備 ・医療機器を使用している場合は、停電時の対応や緊急時の搬送方法などを決め、あらかじめ消防署への連絡などをとっておく。 ・地域の人に災害時要援護者がいることを知らせておく。 (自ら情報発信する、プライバシー保護に留意し、情報提供する)
災害時要援護者 【自分を守るために】	身の安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・食器棚・本棚・冷蔵庫・タンスなど倒れる恐れのあるものから離れ、座布団などで頭を守り、丈夫な机の下に入るなどして、落下物から身を守る。 ・車いすなどを使っている場合、安全な場所へ移動し、車いすのブレーキをかける。
<u>地震が起きたら</u>	<p>あわてて外へ飛び出さない 落下物があつたりして危険である。</p> <p>火事になつたり、閉じこめられたら 大声や笛などで、家族や地域の人に知らせる。</p> <p>揺れがおさまったら火の元点検</p>
家の中に いる時	<p>情報の収集</p> <p>テレビの音声やラジオで地震情報を収集する。 聴覚障害のある場合は情報提供を依頼する。</p>
外出時	<p>身の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物などで、頭を守り、周りの人に安全な場所への誘導を依頼する。ブロック塀や門から離れる。 <p>情報提供を依頼する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害のある場合、近くにいる人に声をかけ、周囲の状況を教えてもらう。 聴覚障害のある場合は、筆談などで、自分のことを伝え、正しい情報を教えてもらう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの交番や消防署、駅などへの誘導を依頼する。 ・遠慮することなく声をかけて依頼する。 <p>家族や知人と連絡をとる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を伝え、可能な連絡方法を周りの人聞いて家族や知人の所在や安否の連絡をする。 <p>避難するもしくは周囲の人に保護を依頼する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くに知り合いの家があれば立ち寄り、混乱に巻き込まれないようにする。
家族・近隣者 【災害時要援護者を守るために】	<p>身体の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族は、素早く、座布団などで頭を保護し、家具類の転倒、落下物に注意し、安全な場所に誘導する。 <p>避難口の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉などが開かなくなったり、外に出にくくなるので、扉などを開け、避難口を確保する。 <p>安否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人は、駆けつけて安否の確認や地震の情報を伝える。 <p>初期消火・避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族は、火事に気づいたら消火し、地域の人は駆けつけ、消火や避難の協力をする。 <p>進んで協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある場合は、電話の代理を依頼されることもあるので、進んで協力し、相手の返事はメモにして渡す。 <p>緊急連絡先への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部障害や重症な病氣がある場合は、医療機関などの連絡先を提示してもらい、緊急時の指示に基づく行動がとれるようにしておく。 ・依頼があったり、苦しんでいる人を見たら、緊急時の連絡先を聞き、医療機関や家族に連絡をとる。 <p>情報の提供・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼があった時は、地域の医療機関と連絡をとり、医療機関の情報を知らせる。 <p>本人の身元や連絡先がわかるものの携帯を促す。</p> <p>地震発生時の対処の仕方について日頃から伝えておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保・危険な箇所・避難所の場所など

避難時の注意

- ・避難するとき

市町村役場や消防・警察などの防災関係機関からの避難の指示があった時

地震により家が壊れ日常生活ができなくなった時

崖崩れなど危険が迫った時

「警戒宣言がでたから」「地震が起きたから」と直ちに避難しなければならないといふものではないので、地震情報を聞き、落ち着いて行動する。

- ・火の始末

- ・避難の服装

ヘルメット等で頭を保護し、活動しやすい服装で、底の厚い丈夫な履き物で避難する。

- ・協力し合って集団避難

- ・避難は徒步で

自転車の使用は、避難時に支障となりやすい。

視覚障害のある人への協力のしかた

歩行の誘導

- ・白い杖の反対側に立って腕を貸し、目の不自由な人の半歩前を歩く。
- ・歩行速度は目の不自由な人に合わせる。
- ・階段は手前で止まり、昇り・降りを伝え、段が終わったら立ち止まり、終わりを伝える。

方角や位置の説明

- ・その方向を向かせるか、時計の文字版で方向を伝え、何歩先・何メートルなど具体的に伝える。

聴覚障害のある人への協力のしかた

情報の伝え方

- ・相手の視野に入るか、軽く触れて合図する。
- ・言葉を聞き取る。
言葉を話せる人について、わかりにくい時には、聞き直すか、断って筆談したり、手のひらに文字を書く。
- ・口で伝える。
口の動きで理解できる人もいるので、まっすぐに顔を向け、口を大きく開けて、唇を明確に動かすようにして話す。
- ・手話、筆談で伝える。

身体に障害のある人への協力のしかた

車いすの取り扱い

- ・車いすは、手足の不自由な人にとって体の一部という認識が必要。
- ・危険防止
急な発進や停止、方向転換は乗っている人が不安になったり、乗っている人が転落する危険性がある。
- ・階段の昇降
3人以上で運ぶと安全である。
車いすの背中は必ず階段の下方に向けて運ぶ。
- ・段差を超えるとき
段差の手前で止まり、ステッピングバーを足で踏み、ハンドグリップを押し下げて前輪をあげ前に進む。後輪が段差にきたらゆっくりハンドグリップを上げ、静かに段上に乗せて押し進む。
- ・坂道の下り
急な坂道を降りる時は、車いすを後ろ向きにし、ブレーキをかけながらゆっくり下りる。

寝たきりの方の緊急時の移動

- 一人の時
- ・背負って移動
- ・シーツ・毛布などを利用
シーツや毛布などの端を結び、結んだ方を足側とし、頭側を引っ張って移動する。
段差のあるところは、ゆっくりと、けがをしないように注意する。
- 二人以上の時
- ・応急担架を作る。
近くにある物干し竿や毛布などで、応急担架をつくり、頭を後ろにして運ぶ。
- ・椅子を使う
椅子に腰掛けさせて、持ち上げて移動する。椅子から落ちないように注意する。

知的障害・痴呆性高齢者などのへの接し方

- ・恐怖感を与えないように優しく接する。
- ・緊急の場合は、力強く、具体的に指示し、手を引いて誘導する。

避難所の保健活動の内容

資料 10

目的：公衆衛生的立場から避難所における住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。また、個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動がとれるよう援助する。

- ポイント①慢性疾患の悪化防止
- ②日常生活での保健予防活動の実施
- ③プライバシーへの配慮
- ④避難者の自主活動の支援等

	保 健 活 動 の 内 容	連携
1 状 況 把 握 に つ い て	<p>(1) 環境的側面</p> <p>ライフライン（水道・ガス・電気）の状態 照明・騒音・粉塵・ゴミ・室温 居室の整理、清掃状態、プライバシーの確保 トイレの設置、配置、清掃状態</p> <p>(2) 防疫的側面</p> <p>かぜ、食中毒等</p> <p>(3) 対象特性的側面</p> <p>乳幼児・妊婦・高齢者・障害者・独居者・要介護者</p> <p>(4) 健康問題</p> <p>ケースの把握（難病・寝たきり・精神疾患・慢性疾患） 避難所における顕著な問題 (食欲不振・食事内容の偏り・不眠・便秘・腰痛等) →記録用紙 避難所活動記録（様式4） 健康調査連名簿（様式7） 健康相談票＜避難所活動記録＞（様式6）</p>	避難所の担当職員
2 生 活 援 助 に つ い て	<p>避難所生活を余儀なくされた人々が、今までの生活習慣行動がとれるよう援助することである。</p> <p>(1) 生活環境を整えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度調節や換気 ・清掃（トイレ、居室等） ・手洗い・うがいの励行 ・分煙、喫煙コーナーの設置 ・照明 ・ゴミの始末 ・ペットの扱い <p>(2) 食生活への援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限、消費期限の切れた食料品の廃棄 ・老人、乳幼児、体調の悪い人、消化能力が低下している人の把握 ・配給される弁当の内容チェックや炊き出しのメニューの調整 ・高血圧や糖尿病など慢性疾患の食事への配慮 <p>(3) 保清への援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助を要する人に対する入浴介助 ・入浴できない場合と入浴できない人への清拭の実施 	<p>避難住民のリーダー</p> <p>栄養士</p> <p>ボランティア</p>

2 生 活 援 助 に つ い て	<p>(4) 睡眠・プライバシーの確保に対する援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペースの確保 ・仕切を作るための物資の補給 ・着替えや静養室の確保 <p>(5) レクリエーション活動の援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムを整えるきっかけづくり ・運動不足解消のための朝のラジオ体操 ・休日にハイキングをしたり、散歩をするなど気分転換を図る活動の推進 ・子供たちへの遊びの援助 	保育士 ボランティア
3 精 神 面 へ の 援 助	<p>避難住民の不安な気持ちは問題の解決にはつながらなくても口に出して聞いてもらうだけでも元氣ができる。しかし、ただ聞くだけでいいのかという葛藤、無力感、限界も感じる場面もある。話を聞く中で、問題解決できることは何か、改善につながる意見等は迅速に関係者につなげていくことは重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害後のストレス反応への理解を促す →p. 7 8 参照 ・PTSD に移行しないための支援 ・定期的に巡回することにより「安心感」につなげる ・やり場のない怒りへの対応 	精神保健福祉 班 精神保健福祉 ボランティア
4 慢 性 疾 患 等 へ の 対 応	<p>災害後は、災害前は安定していた慢性疾患の状況が悪化する可能性があることに注意が必要となる。したがって、一人ひとりに声をかけ、話を聞きながら、健康状態への自覚を促すことが重要となる。</p> <p>→p. 8 1 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服薬の支援および受診に関する情報提供や介助 ・医療救護班との連携 ・リハビリテーションの必要な人への継続に関する援助 ・生活の変化や種々のストレスによる血圧上昇や胃潰瘍の予防 	医療班 理学療法士 作業療法士
5 情 報 ・ そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・この機会をとらえて、被災者の健康状態を把握し、保健・医療・福祉及び生活情報を提供していく。 ・必要時、他の職種、ボランティア等の関係機関との情報交換、調整を図る。 ・一人ひとり声をかけ、話を聞きとり、情報収集・記録し、カンファレンス等で、情報の共有化を行っていく。 	

仮設住宅の保健活動の内容

資料 11

目的：公衆衛生的立場から仮設住宅における住民の生活を把握し、予測される問題と解決方法、地域の復興に向けての課題と対策を検討する。個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動がとれるよう援助する。

	保 健 活 動 の 内 容	連携
1 状 況 把 握 に つ い て	<p>(1) 環境的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ・寒さ、騒音、振動、排水や水はけ ・はえ・ねずみ・蚊等の衛生害虫の発生 ・住宅構造の使いにくさについて（段差、トイレ、浴室等） ・住宅周辺の環境 <p>(2) 対象特性的側面</p> <p>乳幼児・妊婦・高齢者・障害者・独居者・要介護者</p> <p>(3) 健康問題</p> <p>ケースの把握（難病・寝たきり・精神疾患・慢性疾患）</p> <p>通院状況</p> <p>仮設住宅の健康問題</p> <p>（食事内容の偏り、閉じこもり・孤立化、不安・あせり等）</p> <p>→記録用紙 仮設住宅活動記録（様式4）</p> <p>健康調査連名簿（様式7）</p> <p>健康相談票＜継続フォローの必要なケース＞（様式6）</p>	
2 生 活 援 助 に つ い て	<p>仮設住宅入居者が、その生活に慣れ、自立・自助促進が図れるよう援助することである。</p> <p>(1) 生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等の視点に立って、転倒予防や使いやすさを考え、段差の解消等住宅の改善工夫を図る ・仮設住宅周辺の危険箇所についても改善工夫を図る <p>(2) 食生活への援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居、高血圧や糖尿病など慢性疾患の食事への配慮 <p>(3) 保健・医療・福祉等の総合的支援体制の整備及び保健・医療・福祉・その他の生活情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉サービスが、総合的に提供できるよう関係機関との連絡調整を図るとともに、協働で支援体制の整備を図る。（仮設住宅ケアネットシステム、処遇検討会の開催等） ・保健・医療・福祉サービス、生活情報（仮設住宅近辺の交通機関、店、関係機関等）の情報提供 <p>(4) 自主組織づくりの支援</p>	<p>環境衛生担当職員 作業療法士 ボランティア</p> <p>栄養士 医師会 福祉事務所 自治会 町内会 民生委員 地域福祉センター 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター</p>

3 精神面への援助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 孤立化しないよう、定期的な訪問や関係者による安否確認 (2) アルコールや薬物依存の予防 (3) 要フォロー者の継続訪問 (4) 地域でのこころの健康教育 (5) 自主的な見守り体制づくりの支援 	精神保健福祉班 精神保健福祉ボランティア
4 慢性疾患への対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 服薬の支援および受診に関する情報提供や介助 (2) リハビリテーションの必要な人への継続に関する援助 機能訓練教室への参加勧奨 (3) 健康相談の利用の推進 	理学療法士 作業療法士 ボランティア 医療機関

災害後の心理的回復プロセス

- ①英雄期（災害直後） 自分や家族・近隣の人々の命や財産を守るために、危険を顧みず、勇気ある行動をとる。
- ②ハネムーン期
(1週間から6ヶ月) 劇的な災害の体験を共有し、くぐり抜けてきたことで、被災者同士が強い連帯感で結ばれる。
援助に希望を託しつつ、瓦礫や残骸を片づけ、助け合う。
被災地全体が暖かいムードに包まれる。
- ③幻滅期
(2ヶ月から1,2年) 被災者の忍耐が限界に達し、援助の遅れや行政の失策への不満が噴出。
人々はやり場のない怒りにかられ、けんかなどのトラブルもおこりやすい。飲酒問題も出現。被災者は自分の生活の再建と個人的な問題への解決に追われるため、地域の連帯感や共感が失われる。
- ④再建期（数年間） 被災地に「日常」が戻り始め、被災者も生活の建て直しへの勇氣を得る。地域づくりに積極的に参加することで、自分への自信が増してくる。ただし、復興から取り残されたり、精神的支えを失った人には、ストレスの多い生活が続く。

災害後のストレス反応：

個人の安寧を損なうような「異常」な事態への「正常」な反応として、無気力になったり、不安感が高まったり過敏な行動を起こしたりする状態（異常な事態への正常な反応）

<様々な反応>

- ・ちょっとした揺れや物音への過剰反応
- ・不安感による睡眠障害
- ・集中力や判断力の低下
- ・対人関係の支障（コミュニケーションがうまくいかなくなる）

<上手な対処法>

- ・友人・隣人同士、被害や困難を話し合い、理解者のネットワークを作る。
- ・楽しみを見つけ、気分転換する。
- ・酒で紛らわさない。
- ・栄養のバランスをとる。
- ・計画を立て無理をしない。
- ・自分を責めない。
- ・つらさを一人で抱え込まず、助けを求める。

◆ PTSD：心的外傷後ストレス反応（Post-traumatic Stress Disorder）
で耐え難い体験を過去のものにすることができず、強い恐怖や無力感が現在の生活を損なってしまう状態



災害時の地域精神保健福祉活動について（ガイドライン）（検討中）参照

災害救援者の心理的影響のチェックリスト

資料 13

A.状況

- 通常では考えられない活動状況であった
- 悲惨な光景や状況に遭遇した
- ひどい状態の遺体を眼にした、あるいは扱った
- 自分の子どもと同じ年齢の子どもの遺体を扱った
- 被害者が知り合いだった
- 自分自身あるいは家族が被災した
- 救援活動をとおして殉職者やケガ人がでた
- 救援活動をとおして命の危険を感じた
- 救助を断念せざるを得なかった
- 十分な活動ができなかった
- 住民やマスコミと対立したり、非難された

B.活動後の気持ちの変化

- 動揺した、とてもショックを受けた
- 精神的にとても疲れた
- 被害者の状況を、自分のことのように感じてしまった
- 誰にも体験や気持ちを話せなかった、話しても仕方ないと思った
- 上司や同僚あるいは組織に対して怒り・不信感を抱いた
- この仕事に就いたことを後悔した
- 仕事に対するやる気をなくした、辞めようと思っている
- 投げやりになり皮肉な考え方をしがちである
- あの時ああすれば良かったと自分を責めてしまう
- 自分は何もできない、役に立たないという無力感を抱いている
- 何となく身体の調子が悪い

* この表は救援活動の心理的影響を考える目安となるものである。A の項目を 2 個以上満たすときは、心理的影響が生じる可能性の高い活動と考えられる。また、B に 3 個以上あるときは、救援活動に心理的影響が強く出ており、何らかの対処が必要である。

引用：心的トラウマの理解とケア

対象別保健指導のポイント

資料 14

《高齢者への保健指導》

身体的にも不安を抱えやすい高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、特に保健指導が重要である。仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、精神的支援、特に「孤独死」等の防止に努める。

健 康 課 題	対 応 方 策
<p><第1～2期></p> <p>①急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすい。</p>	<p><第1～2期></p> <p>①生活指導、機能訓練、環境整備を行い、心身の機能低下を予防し、また、介護保険担当者との連携により、サービスの広域活用を調整する。</p>
<p>②痴呆性老人は急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすい。</p>	<p>②巡回健康相談や精神福祉ボランティアの協力を得て、精神的な安定を図り、心身の機能低下を予防する。</p>
<p><第3期以降></p> <p>③環境の変化に対応できず、痴呆症状が出たり、閉じこもりになりやすい。</p>	<p><第3期以降></p> <p>③巡回相談等で話を聞く機会を増やし、精神的不安の解消を図ると共に、できるだけ早く生活の場の変更調整をする。</p>

《乳幼児への保健指導》

乳幼児は、精神機能・身体機能が未発達なため、周囲の変化の影響を受けやすいので、保護者や関係者は当事者に対し、できるだけ普段どおりの表情で声かけをするよう努力する必要がある。又、できるだけ平常時の生活と同等の基本的生活習慣が送れるような配慮（遊びも含めて）も必要である。

健 康 課 題	対 応 方 策
<p><第1～2期></p> <p>①水分や、食事が十分補給されないと、脱水を起こしやすい。</p> <p>②皮膚の清潔が保てないと、感染症や皮膚疾患などを起こす。</p> <p>③退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックなどの症状が出現する。</p>	<p><第1～2期></p> <p>①ミルクやお湯の確保、哺乳瓶の清潔が保てるよう配慮する。</p> <p>②沐浴の手だての確保やスキンケアの指導を行う。</p> <p>③フラッシュバックなどにも留意を要するため、精神安定が図れるよう場づくりをする（遊びの工夫等）。</p> <p>周囲に気兼ねなく育児がしやすいよう出入りしやすい場所にする。</p>
<p><第3期以降></p> <p>④偏った食生活習慣が形成されやすく、肥満傾向になる。</p>	<p><第3期以降></p> <p>④できるだけ早く元の規則正しい生活習慣に戻すように努めると共に、避難生活の中で運動不足にならないよう、工夫をする。（年齢に応じた役割を持たせる等）</p>
⑤母親の育児ストレスが増強する。	<p>⑤関係者による保育・託児・遊びの場の整備、育児相談の開設をする。</p>

《妊娠婦への保健指導》

身体的・精神的なダメージを受けることにより、妊娠経過が不安定となり、切迫流早産から流早産等の危険性がある。又、異常事態や出産に備え、妊婦自身に早くその事態を認識させると共に、関係者への連絡方法を周知しておく。一方医療機関の確保をして妊婦に伝え、できるだけ不安を取り除くよう声かけをし、安定した経過が送れるよう支援が必要である。

健 康 課 題	対 応 方 策
<ul style="list-style-type: none"> ①精神的ショックにより出産が早まる可能性がある。 ②流早産が起きる可能性がある。 ③抵抗力が弱まり、感染症を起こしやすい。 ④特に産褥期・授乳期の産婦については、産後の子宮復古状況、母乳の分泌状況が悪くなる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①出産予定日と出産予定産院を確認する。 ②定期検診の受診確認と一般状態の観察、健康チェック（尿検査、血圧測定、児心音の聴取、浮腫等）をする。 ③感染予防、マスク・うがい薬の配布等を行う。 ④状態の把握に努め、精神的安定を図ると共に、助産師や産婦人科医と連携し対応する。

《生活習慣病等の慢性疾患をもつ人への保健指導》

健 康 課 題	対 応 方 策
<p><第1～2期> 避難所開設当初</p> <ul style="list-style-type: none"> ①内服薬が切れてしまう。 ②交通遮断で受診できない。 ③服薬が途切れることにより、症状の悪化が予想される。 ④強い精神的不安で症状を不安定にする。 <p><第3期以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤生活習慣の変化により症状の悪化が予想される。 ⑥四肢の機能低下が予測される。 	<p><第1～2期> 避難所開設当初</p> <ul style="list-style-type: none"> ①薬の搬送方法を医療機関と検討する。 ②交通事情が良くなるまで、医療救護所や近隣の病院へ受診を促す。 ③確実な服薬支援及び血圧測定や症状の把握に努め、医療班との連携により悪化を防止する。 ④不安の軽減を図るとともにセルフコントロールができるよう助言する。 <p><第3期以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤規則的な生活が送れるよう支援し、食事・運動などの乱れや変化を平常時へ戻すよう、健康状態への自覚を促す。 ⑥リハビリテーションの必要な人へのリハビリ継続に向けての援助を行う。

《ケアを要する人への保健指導》

健 康 課 題	対 応 方 策
<p><第1～2期> 避難所開設当初</p> <p>①特殊なケアが受けられなくなる。</p> <p>②症状の悪化（疼痛、しびれ等の苦痛）が見られる。</p> <p>③感染症の合併が予測される。</p> <p>④内服薬が切れる。</p>	<p><第1～2期> 避難所開設当初</p> <p>①在宅酸素療法・人工透析・人工呼吸器等を受けている患者は、主治医や業者と早急に連絡をとる。</p> <p>②安楽な体位、温冷罨法、マッサージ、水分補給などを行う。</p> <p>③マスク、うがい薬の配布と衣服や毛布の調整、通風、日照の考慮や風邪などの症状のある人からできるだけ隔離し、静かな環境を整備する。</p> <p>④医療救護所との連携により内服薬の確保を図る。</p>

《結核患者への保健指導》

結核菌による空気感染であるため、限られた空間やビル等の建築物の同一空調内に排菌患者がいると、感染の危険性が大きい。2週間以上続く咳や痰などの風邪症状や、発熱（微熱）、倦怠感などの症状がある場合、特に高齢者などで結核の既往がある場合などは、個室で対応し、できれば早急に喀痰の検査やエックス線撮影検査を実施するのが望ましい。また、咳・痰の症状がいつからあったかを記録に留めておくと良い。

健 康 課 題	対 応 方 策
<p>①要医療者について 内服薬が切れる、交通遮断で受診できない。 内服薬が中断されることにより、病状悪化や耐性菌となる恐れがある。</p> <p>②結核で治療中の者や排菌患者がいると、他の避難者へ感染させる恐れがある。</p> <p>③2週間以上続く咳・痰等の症状がある避難者がいると結核患者の疑いがある。</p>	<p>①医療救護所等との連携により内服薬の確保及び服薬支援をする。 服薬確認の優先度の高い対象には医療救護所等と連携を図りながらDOTSを行う。</p> <p>②主治医と連携しながら内服薬の内容を確認し、治療中断しないように確保する必要がある。又、排菌患者は個室対応とし（同一空調外で）対応者は、N95マスクを必ず使用する。</p> <p>③現在の症状・治療の有無・既往歴等を確認し、できれば個室対応とエックス線撮影装置設備のある医療機関へ受診をさせる。対応した部屋の消毒は不要であるが、1時間ほど換気する。</p>

《精神障害者への保健指導》

避難生活等による、環境や人間関係の変化により、過大のストレスが加わり、不安定になり易い。症状に応じて対応し、これまで関わっていた家族や保健師等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題解決にあたって優先順位をつける等の支援が必要である。

健 康 課 題	対 応 方 策
<p><第1～2期></p> <p>①震災による精神的ショックや、避難所生活によるストレス等から、不安定になりやすい。</p> <p>②内服薬が切れてしまう。</p> <p>③交通遮断で受診できない。</p> <p>④周囲の避難者の無理解による苦情がある。</p> <p><第3期以降></p> <p>⑤作業所やデイサービス等への通所ができず、外出する機会が減る。</p>	<p><第1～2期></p> <p>①睡眠、食欲、服薬状況等の確認や顔色、表情、精神不安などの健康観察を行い、困り事や不安を聞いて保健指導をする。 精神保健福祉相談班等につなげる。</p> <p>②③医療救護所、精神保健福祉相談班へつなげる。薬の搬送方法を医療機関と検討等。</p> <p>④周囲の避難者の理解を得る。</p> <p><第3期以降></p> <p>⑤被災前の生活にできるだけ早く戻すことを心がけ、作業所・デイサービス等に通えるよう、また外出の機会や社会参加の場の提供などを行い、社会との接点を減らさないよう支援していく。</p>

《難病患者への保健指導》

神経系・膠原系・消化器系・その他で対応が異なる。神経系患者については、特に歩行障害、嚥下障害への配慮、膠原系患者については、炎症性病変が憎悪と寛解を繰り返して経過する場合が多いが、特に急性期に当たる場合の配慮(確実な治療)、消化器系患者については、摂取できる食事が限られるため、食事についての配慮が必要となってくる。したがって、難病患者を受け入れる避難所は身体や症状の違いによって配慮することが望ましい。またどの疾患も、服薬ができなかったり、風邪等の感染症にかかると症状が悪化しやすくなるため、定期的な保健指導が必要である。

健 康 課 題	対 応 方 策
<p>①内服薬が切れてしまう。</p> <p>②交通遮断で受診できない。</p> <p>③神経系の患者について ・転倒の恐れがある。</p>	<p>①主治医と連携し、内服薬の内容を確認し確保をする。</p> <p>②交通事情が良くなるまで、医療救護所へつなげたり、近隣の病院へ受診をさせる。病院ベットの確保と搬送方法についても確立しておく。</p> <p>③症状に応じて、ベットや車椅子、簡易洋式トイレを用意したり、トイレに近い場所にするなどの環境整備が必要である。(排泄介助が必要な場合は、換気やプライバシーに配慮する)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・窒息の恐れがある。 <p>④膠原系の患者では、急性期になると発熱や、自立歩行ができなくなり介助を要することがある。</p> <p>⑤消化器系の患者では、栄養状態が不良となり、下痢症状が悪化する。</p>	<p>吸引器や医療機器が必要な場合は電源や衛生材料の確保が必要となる。食事内容・形態に注意し、できるだけの配慮をする。</p> <p>④症状の観察を十分に行い、主治医等と連絡を取りながら、場合によっては医療機関の確保が必要となる。副腎皮質ホルモン（ステロイド）等服薬中の場合は感染予防、骨折予防に十分に考慮する。</p> <p>⑤食事内容の配慮や個室の専用トイレ等に近い場所の確保、保温等の環境整備に心がける。</p>
--	---

《長期療養児への保健指導》

長期療養児は、成人の難病患者とは異なり、家族等周囲の関係者に対する依存度が高く、病気に対する理解、自己管理能力には年齢等により個人差が大きい。日ごろから、服用している薬の種類や量等を明記したものを持ち身につけるよう指導することが必要である。

平常時から、人工呼吸器装着等医療依存度が高い児や緊急対応が必要な長期療養児のリストを作成し、主治医等の連絡先や対応方法について整備しておく。また、管内の小児慢性特定疾患に対応可能な病院の状況を把握し、緊急時対応ができるようにする。

喘息等、災害がストレスとなり増悪することが予測される疾患については、罹災早期から患児及び家族の状況を確認し、精神的支援が必要と考えられる。

健 康 課 題	対 応 方 策
第1期～第2期 <p>①人工呼吸器等医療の中止の恐れがある。</p> <p>②治療薬の継続が中断する恐れがある。</p> <p>③ストレスや様々な環境因子により症状の悪化が見られる。</p> <p>④食糧不足による症状の悪化が起こる。</p>	<p>①緊急対応を要する児の安否を確認する。対応医療機関の情報を提供し、安全な場所へ収容する。</p> <p>②関係機関と連携をとり、治療薬の確保（医療機関、患者家族会等）を図る。</p> <p>③要支援患児・家族を訪問し、精神的支援を行い、症状につながる環境因子の改善を図る。</p> <p>④補食の提供を図る。</p>
第2期～第3期 <p>①特殊栄養食の不足による悪化が起こる。</p> <p>②治療継続できるか不安が強くなる。</p>	<p>①関係機関と連携をとり、治療薬、特殊栄養食品の確保（医療機関、患者家族会等）に努める。</p> <p>②要支援患児・家族を訪問し、精神的支援を実施する。</p>

「東海地震に関連する情報」の発表・解除基準

	発表基準	解除基準
東海地震観測情報	<p>東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合 (少なくとも<u>1カ所</u>の歪計で有意義な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が発生した場合であっても東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等)</p>	<p>①東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 ②発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合、安心情報である旨を明記して発表。 (全ての歪計の変化が収まる等、前兆滑りの可能性がなくなったと認められた場合等、または、地震は発生しているが、地核変動が観測されておらず、地震活動が収まる傾向であることが認められた場合等。)</p>
東海地震注意情報	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (<u>2カ所</u>の歪計で有意義な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等。)</p>	<p>東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、その旨を発表。 (全ての歪計の変化が収まる等、前兆滑りの可能性がなくなったと認められた場合等。)</p>
東海地震予知情報	<p>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合 (<u>3カ所以上</u>の歪計で有意義な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等。)</p>	

警戒宣言時の対応（地震防災基本計画の一部見直し）

（H16・1・5から適応）

【 警戒宣言が発せられた場合 】

鉄道の運行：

強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害の恐れのない地域について運行可能と判断された場合は、運行を継続する。

新幹線：名古屋駅－新大阪間の運行を継続

・強化地域内の病院、診療所：

原則として外来診療を中止するが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には、地域の医療を確保するため診療を継続することができる。

耐震性を有する県立病院については、警戒宣言時の外来診療を継続する。

・強化地域内の百貨店等：

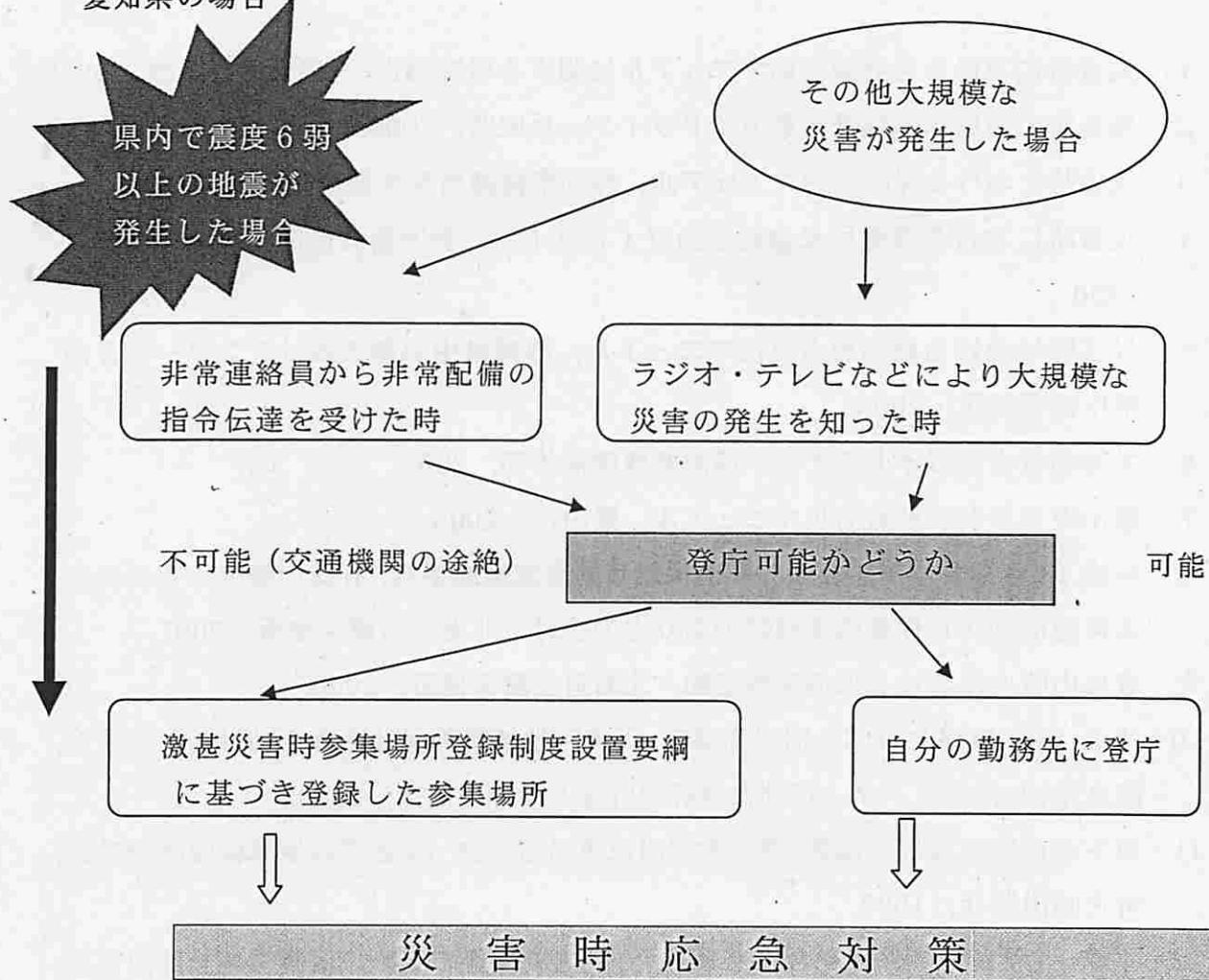
原則として営業中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料等の生活必需品に対する需要に応えるため営業を継続できる。

警戒宣言時における避難対象地区内外の居住地の行動

避難対象地区：市町村の指示に従い、指定された避難地へ速やかに避難する。

避難対象地区外：耐震性が確保された自宅や庭・近くの空き地等安全な場所で行動する。このため、耐震診断等を行うものとし、自宅の耐震性を十分把握しておく。

登庁・初動活動までのフローチャート (休日・週休日又は勤務時間外)
愛知県の場合



[職員の参集]

* 震度6弱未満

第三非常配備により、勤務先に登庁

* 震度6弱以上又は、大規模な災害で交通機関が途絶した場合

激甚災害時参集場所（あらかじめ登録済み）

参考・引用文献一覧

- 1 災害時における保健婦活動マニュアルに関する研究報告, 全国保健婦長会, 1996.
- 2 災害時の地域保健福祉活動ガイドライン, 兵庫県, 2000.
- 3 災害時における保健指導マニュアル, 静岡県保健衛生部健康対策課, 1996.
- 4 災害時における保健所保健婦活動ガイドライン, 鹿児島県保健環境部医務課, 1996.
- 5 災害時における難病患者支援マニュアル, 静岡県中部健康福祉センター・静岡県中部保健所, 2003.
- 6 災害弱者支援ガイドライン, 静岡県健康福祉部, 2003.
- 7 豊田市災害弱者地震防災マニュアル, 豊田市, 2003.
- 8 平成13年度日本看護協会先駆的保健活動交流推進事業, 有珠山噴火災害における保健活動から保健所保健師のあり方の検討, 北海道室蘭保健所, 2001.
- 9 有珠山噴火における保健医療活動, 北海道室蘭保健所, 2000.
- 10 平成13年度厚生科学特別研究事業, 災害時地域精神保健医療活動ガイドライン, 国立精神・神経センター精神保健研究所成人精神保健部, 2003.
- 11 厚生省健康政策局計画課・厚生省健康政策局指導課: 災害時の地域保健医療活動, 新企画出版社, 1997.
- 12 平成13年度地域保健総合推進事業, 健康危機管理のための保健所機能に関する調査報告書, 日本公衆衛生協会, 2002.
- 13 井伊久美子: 災害時の保健婦活動, 公衆衛生, 60(4), 272-275, 1996.
- 14 高鳥毛敏雄: 災害時の公衆衛生と保健婦, 保健婦雑誌, 52(8), 600-605, 1996.
- 15 三輪眞知子: 静岡県の「災害時における保健指導マニュアル」作成に生かしたこと, 保健婦雑誌, 52(8), 606-613, 1996.
- 16 宮本保子: 被災地ではいま 震災の教訓から学ぶ保健婦活動, 保健婦雑誌, 52(8), 625-632, 1996.
- 17 井伊久美子: 避難所における救援活動と保健婦の役割(地域看護学講座別巻 地域看護管理), 152-162, 医学書院, 東京, 1997.
- 18 厚生労働省精神・神経疾患研究委託外傷ストレス関連障害の病態と治療ガイドラインに関する研究班: 心的トラウマの理解とケア, じほう, 2001.
- 19 平成14年度版災害基本データブック, 日本赤十字社, 2003.

災害時保健指導マニュアル作成検討委員会設置要綱

(目的)

第一条 地震などの災害時において、保健師として迅速・適正・効果的に地域での保健活動を行うことができるよう、保健指導マニュアルを作成するため、災害時保健指導マニュアル作成検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第二条 検討委員会の構成員は、次に掲げる者から健康福祉部長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市町村職員
- (3) 県保健所職員
- (4) 保健師職能団体員
- (5) その他

(委員長)

第三条 検討委員会に委員長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 委員長に支障がある時は、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(運営)

第四条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 検討委員会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
- 4 検討委員会に作業部会を置く。
- 5 作業部会の構成員、任務、運営などについては、検討委員会の承認を経て定める。

(事務局)

第五条 検討委員会に事務局を置く。

- 2 事務局には、健康福祉部医療福祉計画課地域保健グループがあたる。
- 3 事務局の職務については、検討委員会の承認を経て定める。

(解散)

第六条 検討委員会は、第一条の目的を達した時に解散する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成15年4月21日から施行する

災害時保健指導マニュアル作成検討委員会構成員名簿

氏名	所属等	備考
中野則子	兵庫県健康生活部健康局健康増進課長	
井伊久美子	兵庫県立看護大学助教授	
門間晶子	名古屋市立大学看護学部助教授	兼作業部会
近藤良雄	西枇杷島町福祉部民生主幹	
川合洋子	豊田市福祉保健部障害福祉課主査	
竹下知加子	小坂井町健康福祉課保健係長	兼作業部会
若杉英志	新城保健所長	
池田厚子	豊川保健所地域保健課長	委員長
平位弘子	一宮保健所地域保健課主査	兼作業部会
栗本洋子	師勝保健所地域保健課主査	兼作業部会
多田桐子	大府市健康福祉部保健センター主査(愛知県市町村保健師協議会)	兼作業部会
松井圭子	春日井保健所地域保健課長(愛知県保健師会)	
真鍋昭子	師勝保健所地域保健課長(全国保健師長会愛知県支部)	
近藤高規	防災局防災課政策・企画グループ主査	

(順不同)

災害時保健活動マニュアル

平成 16 年 3 月発行

愛知県健康福祉部医療福祉計画課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6267 (ダイヤルイン)

**災害時保健活動マニュアル
(応援・派遣編)**

平成17年3月

愛 知 県

はじめに

愛知県では、東海地震、東南海地震など大規模地震発生の危機感が高まってきております。

平成16年3月被災後の生活安定対策の準備として、被災者の健康管理を迅速・適確に行うための指針「災害時保健活動マニュアル」を作成しました。

平成16年10月23日新潟県中越地方において、大規模地震が発生し、愛知県は北魚沼郡川口町へ保健師を派遣し、災害時の保健活動を実践してまいりました。現地での活動において、県の作成しましたマニュアルがどのように活用できたのかなどを検証しましたところ、マニュアの補完・補強すべき事項があることが判明しました。そこでこの度既存のマニュアルの増補版として、「派遣・応援」を中心に編集し、新たに発刊することと致しました。

内容的には新潟県での体験を活かし、県内において関係者の応援・派遣を受け入れるにあたり、県庁・保健所・市町村の役割・業務を明記しました。併せて他都道府県への派遣に関する事項を新たに追加しました。また、活動するために必要と思われる記録及び報告様式、健康教育資料、保健活動必要物品をまとめ収録致しました。

前回作成しました「災害時保健活動マニュアル」と併せて活用いただき、市町村・保健所において、災害時保健活動の体制がさらに整備・強化されていくことを期待しております。

最後に、作成にあたり、ご尽力を賜りました委員各位を始め、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様方に深謝申し上げます。

平成17年3月

愛知県健康福祉部
理事 藤岡正信

目 次

はじめに

I 応援・派遣による保健活動	1
1 応援・派遣に関する基本的な考え方 関連図	1
2 応援・派遣保健活動の概要（時期別、機関別）	3
3 被災地が県内の場合の保健活動（応援・派遣）	7
(1) 県庁の動き	7
(2) 保健所・市町村の動き	10
4 被災地が県外の場合の保健活動（派遣）	15
(1) 県外への保健師派遣に向けての県庁の体制づくり	15
(2) 派遣時期別の業務	15
II 保健師活動に必要な物品リスト	23
1 班（所属）で準備するもの	23
(1) 平常時から準備しておくべきもの	
(2) 緊急で準備するもの	
2 個人で準備するもの	24
III 保健活動計画及び保健活動記録・報告用紙（改正）	25
1 保健活動計画	25
2 記録及び報告用紙一覧	27
3 記録及び報告用紙の用途について	27
(1) 一般的な注意事項	27
(2) 各種記録用途	27
災害時要援護者登録台帳（カード） 様式1	災害時保健活動ボランティア登録カード 様式2
地域活動記録	様式3 避難所活動記録（日報） 様式4-1、4-2
仮設住宅活動記録	様式5 健康相談票 様式6-1、経過用紙 様式6-2
健康調査連名簿	様式7 災害初動時情報 様式8
保健活動日誌	様式9 保健活動日誌（個人記録） 様式10
巡回健康相談実施集計表	様式11 保健活動実績集計表（日報） 様式12
保健活動引き継ぎ書	様式13 保健活動ボランティア活動記録 様式14
IV 災害後の健康問題と健康教育資料	37
・震災によるケガや病気・エコノミークラス症候群・避難所生活での健康管理	
・不活発な生活による機能低下予防・腰痛予防・不眠・かぜ予防・手の消毒・うがい・下痢・腹痛	
・インフルエンザ・食中毒予防・家の後片付けに伴うケガ・災害のあととの気持ちの変化	
・災害時のあととの気持ちの変化～子どもの変化～	

I 保健師の応援・派遣による保健活動

1 応援・派遣に関する基本的な考え方

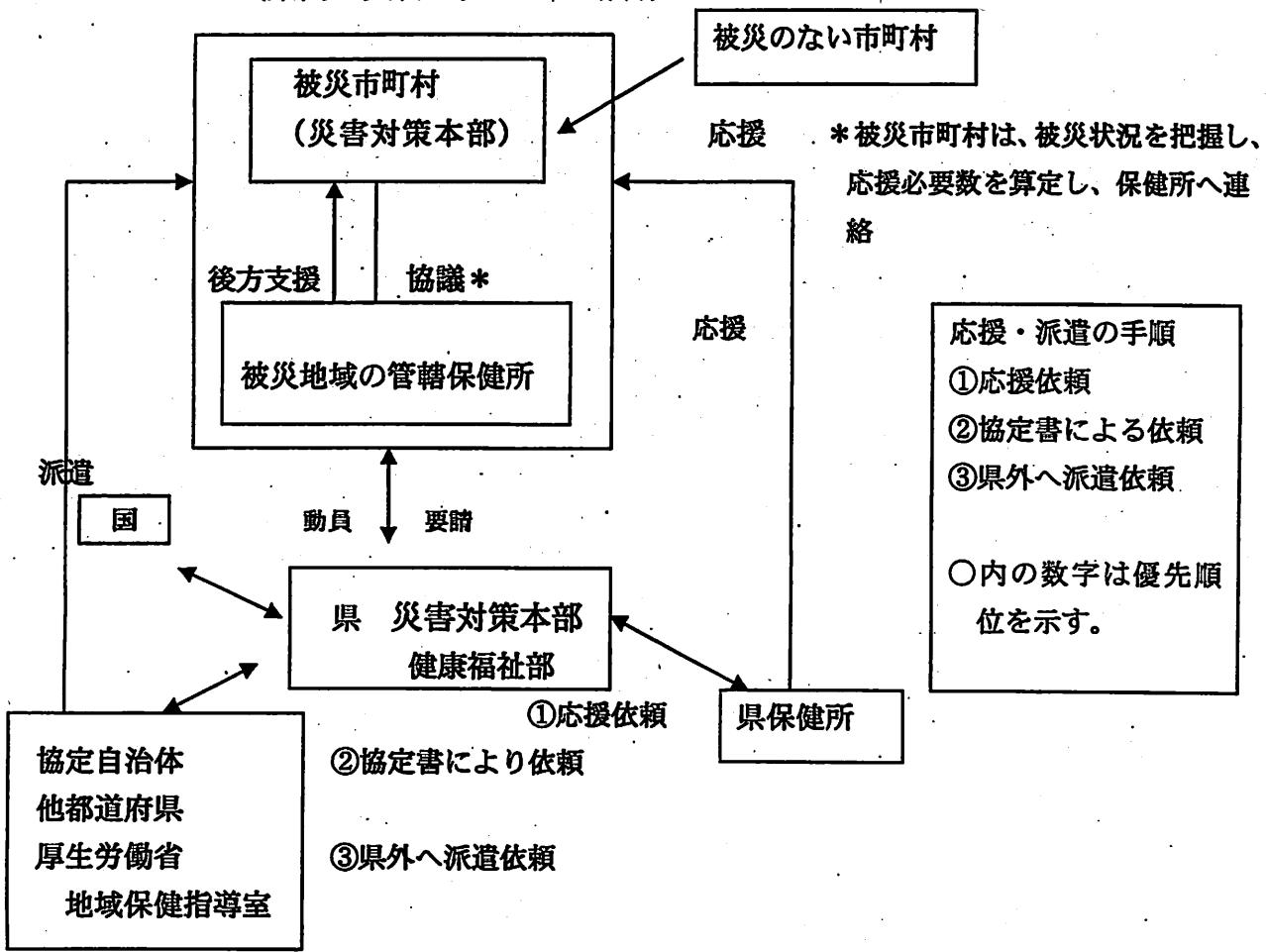
- ・ 本マニュアルは、応援・派遣を通じ、必要な人的支援を確保することで、災害直後からの迅速な初動態勢の確立及び災害時保健活動の充実を図ることをまとめるものである。なお、「応援」とは、保健所及び市町村間（県内）で、災害時保健活動に関する人的支援をする体制を表し、「派遣」とは他都道府県市町村（県外）から、人的支援を本県に受け入れる或いは他都道府県市町村（県外）へ人の支援をする体制を表している。
- ・ 大規模な災害が発生した場合、被災した県内各市町村からの応援要請がなくても、県は対応できる準備性を持ち、災害の規模と被災地の初動態勢に応じて、速やかに応援・派遣体制を組めるようにする。
- ・ 他都道府県が被災した場合も速やかな対応に努め、特に災害応援協定を締結している県市に対しては、積極的に派遣に関しての検討をする。
- ・ 他都道府県への派遣決定にあたっては、健康福祉部は派遣される保健師の派遣先（被災地）で予想される危険な事態、過酷な任務等を充分考慮し、防災課をはじめとする関係部署との調整の基に判断をするものとする。

【災害応援協定】愛知県は中部9県1市と災害応援に関する協定を結んでいる。

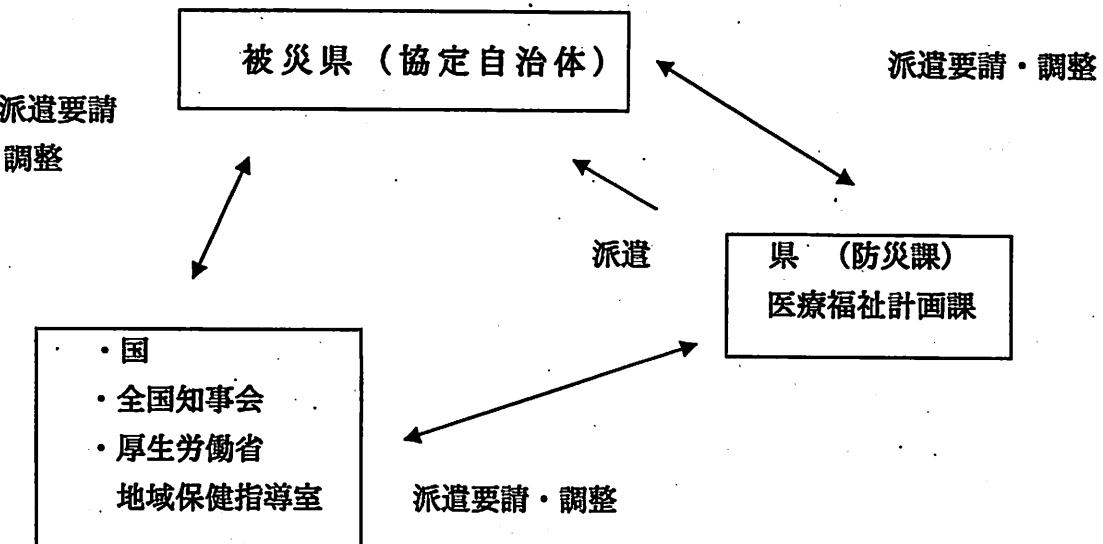
対象：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市 締結：平成7年11月14日

応援・派遣に関する関連図

[県内で災害が発生した場合]



[県外で発生した場合]



2 応援・派遣保健活動の概要〈時期別・機関別〉

(1) 被災地が県内の場合 平常時から災害発生、復興期まで

	県 庁 (医療福祉計画課) (p 7)	保健所・市町村の共通項目 (p 10)	保 健 所 (p 10)	市 町 村 (p 10)
平 常 時	1 応援・派遣保健師の役割確認及び受け入れ体制整備 ・受入れ体制・役割の明確化 ・具体的なシミュレーションの実施 (研修企画)	1 応援・派遣保健師の役割確認及び受け入れ体制整備	・応援・派遣依頼の判断や調整をする県及び所内の指示命令系統の明確化 ・応援・派遣を受け入れる場合の保健所の役割と連携体制の確認 ・応援・派遣保健師の班編成や役割の概略の確認 ・活動拠点の候補地の検討	・応援・派遣依頼の判断や調整をする市町村内の指示命令系統の明確化 ・応援・派遣を受け入れる場合の市町村内および保健所の役割や連携体制の確認 ・応援・派遣保健師の班編成や役割の概略の確認 ・活動拠点の候補地の検討
		2 応援・派遣保健師の活動に必要な物品の整備	・市町村と調整のうえ地域関係情報を伝達・閲覧できるように整備	・保健所と調整のうえ地域関係情報を伝達・閲覧できるように整備
	県 庁 (医療福祉計画課) (p 7)	保健所・市町村の共通項目 (p 11)	保 健 所 (p 11)	市 町 村 (p 12)
第 1 期	1 地域(保健所・市町村)における職員確保 応援体制の運用 ・保健所・市町の保健師の稼動状況把握 ・応援必要数の把握 2 協定県及び厚生労働省への派遣要請の決定 ・応援・派遣の規模、配置先、機関等を含む応援・派遣計画策定 ・部内及び対策本部との協議 ・予算措置	1 応援・派遣保健師の受け入れ要請 ・被災規模、避難所開設状況、保健師の稼動状況等を確認し、保健活動の人的必要量を判断 2 応援・派遣保健師の活動計画作成 ・被災地の活動方針の決定と活動計画作成・応援・派遣保健師の役割明確化 3 応援・派遣保健師受け入れの体制整備 ・地域情報関係資料の準備・オリエンテーション準備 ・応援・派遣保健師の調整窓口の明確化 ・活動拠点の確保	1 管内市町村の情報収集と応援・派遣保健師の受け入れの調整 ・保健所の被災状況や保健師の稼動量、市町村の要望を含め、応援・派遣保健師の人数調整	1 地域の情報収集と応援・派遣保健師受け入れの決定と報告 ・応援・派遣保健師の導入が必要な場合は、対策本部と調整し、対応窓口・必要数等保健所に相談報告
	県 庁 (医療福祉計画課) (p 8)	保健所・市町村の共通項目 (p 13)	保 健 所 (p 14)	市 町 村 (p 14)
第 2 期	1 応援・派遣保健師の受け入れ体制の準備 《応援の場合の受け入れ》 ・保健所との調整 ・応援保健所及び保健師の選定 《他県からの派遣の受け入れ》 ・派遣元の担当者と調整し、被災状況等の情報提供する ・受入れ保健所・市町村の決定 ・報告に必要な様式等の提供 2 応援・派遣保健師の活動状況の把握と進行管理 ・助言者の確保 ・保健所での「振り返りの場」の企画への助言と参加 ・派遣保健師の活動状況把握し、活動計画の見直しと必要数の再調整	1 応援・派遣保健師受け入れのオリエンテーションの実施 ・現地で初めての応援・派遣保健師の受け入れ時には、保健所と市町村で協同したオリエンテーションを実施 2 応援・派遣保健師が行う保健活動の進行管理や調整 ・ミーティングを実施し、情報交換や課題の共有 ・活動の課題把握 ・応援・派遣保健師が把握したニーズの集約 ・派遣保健師の生活に関する地域情報の提供	1 応援・派遣保健師を受け入れ、保健活動を行う管内市町村保健師への支援 ・管内市町村の保健師を招集し、「振り返りの場」の設定	1 保健所との連携による応援・派遣保健師が行う保健活動の進行管理と調整 ・保健所へ活動状況、課題を報告し、必要な支援要請 ・保健所と協同した保健活動の進行管理

県 庁 (医療福祉計画課) (p 9)	保健所・市町村の共通項目 (p 14)
第3期 1 応援・派遣終了の時期の検討 2 応援・派遣保健師の活動の評価 ・派遣保健師の活動成果のまとめと還元 3 効果的な引継ぎ ・引継ぎ様式の統一 4 応援・派遣保健師の活動のまとめと還元 ・活動状況を把握し、課題検討 5 国及び派遣元の県への報告 ・活動実績をまとめて報告 6 災害時保健活動における応援・派遣保健師活動のあり方の再構築	1 応援・派遣保健師の終了時期の検討 ・適切な保健活動の実態把握と判断 一 市町村：派遣保健師の活動実態を把握し、終了時期について保健所・災害対策本部と協議 保健所：市町村の意向を把握し、調整のうえ県庁へ報告 2 応援・派遣保健師の活動の評価 ・報告書や記録物を活用し、活動の成果のまとめ 3 応援・派遣保健師がフォローしていたケースの引継ぎ ・市町村の様式で担当保健師に引継ぐ 4 応援・派遣保健師活動のまとめと報告 ・災害対策本部解散の時期に派遣元の県・市町村・施設に対して報告 5 災害時保健活動における応援・派遣保健師活動のあり方の再構築 ・保健所、市町村が協働し、今後に生かす事柄の集約と活動のあり方を検討
第4期	

(2) 被災地が県外の場合 他都道府県への派遣に関する業務

県 庁 業 務 (医療福祉計画課)	派 遣 前 (p 15)	派 遣 中 (p 19)	派 遣 終 了 (p 21)
<p>◆ 本庁の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 役割分担：総括・派遣調整・現地調整・物品調整 <p>1 派遣要請を受けての関係機関との調整 (国・他県・関係部署の調整)</p> <p>2 派遣のための人的な調整 (保健所・市町村・派遣先との調整) <ul style="list-style-type: none"> 派遣計画の作成、派遣体制の組織化 派遣チームの構成等 </p> <p>3 現地活動に必要な物的資源の確保、補給</p> <p>4 派遣保健師に対するオリエンテーション <ul style="list-style-type: none"> 派遣保健師のこころ構え オリエンテーションの内容等 </p> <p>5 派遣保健師の健康管理</p> <p>6 派遣に伴う予算措置</p> <p>7 適切な効果的なマスコミへの対応</p>	<p>1 現地(派遣先)と連絡体制の確保</p> <p>2 派遣先での保健活動の情報還元 (派遣元職場及び保健所・市町村等)</p> <p>3 本庁職員の現地視察等(視察及び保健活動)</p> <p>4 派遣業務を終了した保健師への対応 <ul style="list-style-type: none"> 活動報告の受理 保健師の健康管理 </p> <p>5 派遣が長期化する場合、今後、派遣する保健師職員への対応</p> <p>6 保健活動及び生活必需品の補給・補充</p> <p>7 派遣計画及び体制の見直し</p> <p>8 派遣終了の検討・決定</p> <p>9 派遣保健活動の記録・保管</p> <p>10 責任者によるマスコミへの対応</p>	<p>1 派遣終了に伴う関係機関との調整 (国・派遣先の県・保健所・関係部署の報告)</p> <p>2 派遣保健師の心身の健康管理</p> <p>3 派遣実績のまとめ <ul style="list-style-type: none"> 経費の処理 派遣に要した物品の整理 派遣保健活動実績の報告 派遣報告会の開催 派遣報告集の作成 派遣体験を踏まえた課題・問題点の整理 </p>	

災害時期の区分：

- 第1期：災害規模や程度にかかわらず、建物や道路の崩壊、けが人や死者の発生、ライフラインの切断などによる混乱と不安の時期(災害直後から概ね2日)
- 第2期：外部からの応援が増え、避難所の状況も少しずつ安定して、生活再建に向けての活動が活発になる反面、身体状況の悪化やストレスの増大する時期(概ね3日から2週間)
- 第3期：住民の疲労と将来への不安も日々強くなり、日常生活も不規則なことから様々な問題が発生しやすい時期(概ね2週間から災害対策本部解散まで)
- 第4期：仮設住宅への入居や他地域への避難により、近隣の関係が変化し、知人友人が少なくなる。家族の中でも職を失う、財産を失う、肉親を失う等の出来事により、地域・家族両面で役割の喪失や交替が生じる(災害対策本部解散後の復旧・復興時期)

注：災害時の応援・派遣保健活動の期間は、応援・派遣の目的や役割、被災地域の復興状況に応じて変化するため、必ずしも災害時期の区分に沿ったものではないが、ここでは、一例として区分に沿ってまとめた。

3 被災地が県内の場合の保健活動（応援・派遣）

県内で被災のあった場合は、その規模、被災状況、避難状況及び保健師の稼働状況により、県保健所保健師の応援でよいのか、県内外の自治体への派遣要請等が必要なのかを判断する必要がある。そのため、早期に被災保健所を通して、被災市町村の情報把握が重要となる。

災害時の市町村の保健活動において応援・派遣保健師を受け入れていくことは、被災住民の健康管理を効果的に行うために重要であることを認識しておく必要がある。

また、応援・派遣保健師の活動内容として、平常業務の支援を行うことも住民への生活支援にとって重要な業務であることを周知しておく。

（1） 県庁の動き

ア 平常時

（ア） 応援・派遣保健師の役割確認及び受け入れ体制整備

●災害の規模によっては、応援・派遣保健師の要請を行うが、あらかじめ、受け入れ体制、役割を明確にしておく。

●応援・派遣保健師数について、どの程度必要になるか、各市町村における応援・派遣保健師の役割や避難所及び救護所の立ち上げ状況を保健所・市町村がシミュレーションしておくように促す。

●応援・派遣保健師からの報告の受け方、応援・派遣保健師のマネジメントについてなど、受け入れの準備を整えられるよう研修を開催し、周知徹底を図る。

イ 第1期

（ア） 地域（保健所、市町村）における職員確保（応援・派遣体制の運用）

災害の規模と初動態勢に応じて、応援保健師の確保と他都道府県に対する派遣の必要性を判断し、部内及び対策本部と協議の上、応援及び派遣保健師の受入体制の整備を行う。

●市町村・保健所の被災状況及び保健師の稼働状況の把握を行う。

●市町村及び保健所での応援・派遣保健師の必要数を把握する。（様式8参照）

●応援及び派遣保健師の必要数については、余裕を持って受け入れるようにする。

（イ） 協定県および厚生労働省への派遣要請の決定

●地域のマンパワーの動員計画を統括者に確認の上、各機関の要請希望を受ける。

●応援・派遣の班体制、人数、配置先、期間等含む応援・派遣計画を策定する。

●被災状況が大規模で、県内及び近隣協定県で対応が困難と見込まれる場合は、厚生労働省を通して他県への派遣要請を検討する。

●部内及び対策本部と協議し、応援・派遣の受入れを決定する。

●派遣を受け入れる場合、各々の協定に基づく手続、予算措置などの事務処理を行う。

●派遣保健師の食事や宿泊場所等の確保について情報提供されているかを保健所に確認し、必要に応じ調整する。

(ウ) 応援・派遣保健師の受入れ体制の準備

- 応援・派遣保健師の受入体制の整備について、次の準備をする。

◆受入れ体制の準備◆

- ① 応援・派遣保健師の勤務場所の決定
- ② 被災地域保健所と調整の上、応援・派遣保健師の業務内容を明らかにする。
- ③ 応援・派遣保健師の派遣元県庁（または保健所）との連絡網を作成する。
- ④ 医療機関の稼働状況など保健所が把握しきれない情報については、県庁の他課の協力を得て、情報提供する。

a 応援（県内保健所からの支援）の場合の受入れ準備

- 被災保健所近隣の県保健師の応援体制の確保のため、保健所を通じて県保健師に応援要請を行い、申し出に基づき調整を行う。
- 被災市町村の近隣の保健所を中心に派遣保健所を設定し、応援保健師の選定については、被災地域の地理や道路状況、地域や住民の特性を把握している者を優先する。
- 応援保健所の業務に支障が生じないように調整し、必要により応援体制を整える。

b 他県等からの派遣保健師の受け入れ準備

- 被災保健所管内の市町の状況について、交通機関・道路交通状況・宿泊場所の情報・食糧の販売情報等の把握をし、派遣元の県庁窓口担当者に連絡する。
- 派遣を申し出た県の移動手段・班体制・職種・派遣期間・テントなどの装備を把握の上、保健所と調整し、受け入れ保健所・市町村の決定を行う。
- 受け入れ保健所及び市町村を決定後、被災状況等の情報提供をする。
- 活動拠点の確保について、市町村・保健所に依頼する。
- 県庁及び国への活動報告に必要な様式（県下で統一したもの）・資料を提供する。

ウ 第2期

(ア) 応援・派遣保健師の活動状況の把握と進行管理

- 災害時の保健活動に精通した大学等から助言者を招き、全体の進行管理について助言が得られる体制を作る。
- 応援・派遣保健師の活動状況を保健所の報告を通して把握し、全県下で統一した課題を把握し、必要により保健所との調整を行う。
- 課題解決のために、保健所保健師のリーダーや応援・派遣を受けている市町村保健師リーダーが集まる機会を設ける必要があるため、保健所との調整を行い、設定について検討する。
- 保健所が企画する「振り返りの場（p 12参照）」に参加する。その中で、県全体で調整する必要のある課題がある場合は、他部局・他機関との調整を行う。
- 応援・派遣保健師の必要数や活動内容の再調整を行う。
応援・派遣保健師の活動状況を把握し、活動計画の見直しや復旧状況をふまえ、必要保健師数の再調整を行う。調整に当たっては、保健所・市町村の意向を十分汲み取る。

工 第3期・第4期

(ア) 応援・派遣終了時期の検討

- 市町村・保健所の報告と派遣元の県からの意向をもとに、派遣終了時期を決定する。
決定にあたっての要因としては、医療機関の回復状況、気候、仮設住宅入居状況、経過観察者の健康管理の状況と新たな健康課題の発生状況、平常業務の開始状況などを考慮し、検討する。
- 県下の被災地域を管轄する保健所で応援の必要のある保健所・市町村を把握し、再配置の必要があれば、調整を図る。

(イ) 応援・派遣保健師の活動の評価

- 各保健所からの活動報告をとりまとめ、客観的な評価をし、成果をまとめ、派遣元の県に還元する。

(ウ) 効果的な引き継ぎ

- 引き継ぎ様式を統一し、効果的な引き継ぎができるようにする。

(エ) 応援・派遣保健師の活動のまとめと還元

- 保健所等が企画する報告会への参加をし、活動の把握と課題について検討する。
- 県としての対応について、学識経験者等助言者を招き、総括し、保健所・市町村へ還元する。

(オ) 国及び派遣元の県庁への報告

- 活動実績をまとめ、保健活動について国へ報告する。
- 派遣元の県に対して、活動実績をまとめ、還元し、謝意を示す。

(カ) 災害時保健活動における応援・派遣保健師活動のあり方の再構築

- 災害時保健活動における応援・派遣保健師活動のあり方を再構築する。

オ その他

(ア) 看護専門職等のボランティアの受け入れ

看護専門職のボランティアについては、①県庁への申し入れ②市町村のボランティアセンター窓口への申し入れ③役場などの災害対策本部へ直接申し入れをする場合など、さまざまな形で支援に入ることが予想され、窓口を一本化することは難しい。

県庁への申し入れがあった場合には

- 看護協会等からの派遣申し出があった場合は、窓口となり、各保健所・市町村へ照会をかけ、ニーズにより受け入れの決定をする。
- 県庁内の福祉施設担当課と連携し、介護施設部門への派遣照会を行う。

(2) 保健所・市町村の動き

ア平常時

(ア) 応援・派遣保健師の役割確認及び受け入れ体制整備

災害の規模によっては、応援・派遣保健師の要請をすることになる。あらかじめ協定書の取り決め、受入れ体制、依頼する役割などを明確にしておく必要がある。

【 保健所 】

- 災害時に、応援・派遣保健師依頼の判断や調整をする県及び所内の指示命令系統を明らかにする。
- 市町村が応援・派遣保健師を受け入れる場合、地域の状況に応じて保健所の役割や連携体制を確認しておく。
- 応援・派遣保健師の班編成や依頼する役割の概略を確認しておく。
- 活動拠点の候補地を検討しておく。

【 市町村 】

- 災害時に、応援・派遣保健師依頼の判断や調整をする市町村内の指示命令系統を明らかにする。
- 応援・派遣保健師を受ける場合の、市町村内及び保健所との役割や連携体制を確認しておく。
- 応援・派遣保健師の班編成や依頼する役割の概略を確認しておく。
- 活動拠点の候補地を検討しておく。

(イ) 応援・派遣保健師の保健活動に必要な物品の整備

応援・派遣保健師が行う活動に必要な物品を整備する。応援・派遣保健師は地域状況の理解に乏しく、地域に不慣れな中、主体的な保健活動をすることになる。このことから、提供できる地域関係情報の整備が必要である。

【 保健所 】

- 市町村と調整の上、下記の地域関係情報を伝達、閲覧できるように整備をする。

【 市町村 】

- 保健所と調整の上、下記の地域関係情報を伝達、閲覧できるように整備をする。

地域関係情報一覧

- ①地図（避難所、関連施設、地域組織関係者、要援護者などをプロット）
- ②避難所の数と場所
- ③公共施設一覧
- ④医療機関・訪問看護ステーション・介護保険関連施設・社会福祉施設等一覧
- ⑤要援護者名簿
- ⑥地域組織一覧（自治会、民生委員、自主防災組織など）
- ⑦ボランティアセンターと活動内容
- ⑧保健所及び市町村の保健師数と業務内容
- ⑨宿泊施設一覧

イ 第1期

【保健所と市町村の共通項目】

(ア) 応援・派遣保健師の受け入れ要請

- 災害対策本部などから情報収集をした災害規模、被害の状況、避難所開設状況と併せて保健師の出勤状況等を確認し、保健活動の人的必要量を判断する。必要があれば迅速に応援・派遣保健師の導入を検討する。
なお、その際、保健所と市町村が十分情報交換をする。
- 応援・派遣保健師の必要性を検討する際には、①被災地域の広がり方、②生活の被害程度、③被災住民の人数および健康被害程度、④避難所の数や規模など被災地域の状況と⑤活動の中長期見通しも含め総合的に判断する。
- 応援・派遣保健師の必要数については、ある程度余裕を持って受け入れるようにする。
- 応援・派遣保健師の必要数、必要期間、役割などを検討し、災害対策本部の指示に基づき、県・関係団体等に依頼する。

(イ) 応援・派遣保健師の活動計画作成

- 被災地の保健活動の方針の決定、計画を作成する中で、応援・派遣保健師の役割を明確にし、活動計画（班編成、活動場所、活動内容など）を作成する。
- 応援・派遣保健師は地域の状況に詳しくなく、住民との信頼関係も築かれていないため、避難所等巡回健康相談などの集団的関わりの中で役割発揮が望ましい。

(ウ) 応援・派遣保健師受け入れの体制整備

- 平常時に準備された保健活動に必要な地域情報関係資料（上記 地域関係情報一覧参照）を準備する。
- 応援・派遣保健師の調整担当窓口を明確にし、所属内への連絡、災害対策本部との連携、応援・派遣保健師への指示・伝達ルートなどを再確認する。
- 応援・派遣保健師の活動拠点を確保する。
- オリエンテーションに必要な資料、物品等を準備する。

【保健所】

(ア) 管内市町村の情報収集と応援・派遣保健師受け入れの調整

- できれば現地に出向き被災状況を把握し、保健所の被災状況や保健師の稼働量、市町

村からの要望も含め、県に要請する応援・派遣保健師の人数を調整する。

【市町村】

(イ) 地域の情報収集と応援・派遣保健師受け入れの決定と報告

●応援・派遣保健師の導入が必要な場合は、災害対策本部と調整の上、対応窓口および必要数、その規模となる被災状況のデーターを示し、保健所に相談・報告する。

活動例

応援・派遣保健師の活動・支援内容のポイント

【活動要点】

- ・被災地域の住民が心身共に安心して生活ができるように体制づくりに向けて支援する。
- ・平常業務の支援も災害時の支援の範疇として考える。
- ・第一陣は、派遣先の市町村で今後継続派遣される保健師が安全に、効果的に活動がしやすい体制を整える役割も併せ持つ。
- ・被災地域の活動を通して住民のニーズを把握・集約する。

【活動・支援内容】

医療：医療との連携を整え、継続的に支援する。

こころ：安心して心のケアが受けられる相談体制の整備

生活：生活リズムを整え、二次災害の発生予防に努める。

自治組織への支援：

地区内でのつながりを強化し、地域住民が互いに支え合えるように支援をする。

区役員及び避難所の運営管理者の健康管理

市町村職員への支援：

被災市町村の職員も被災者であることを認識し、健康管理や心のケアなどにも配慮し、休養がとれる体制を確保できるようにする。

自治区役員及び避難所運営責任者への支援：

連携を密にし、運営についての支援を行うとともに、健康管理、心のケアを行う。

仮設住宅入居に向けた支援：

- ・避難所及び自宅で避難している住民への生活及び健康支援に加えて、仮設住宅入居に向けての支援を行う。
- ・避難所で支援されている人で、仮設住宅に入居した後も継続的な支援が必要なケースは、個別支援ファイルを作成し、情報整理しておく。
- ・高齢者世帯や、一人暮らしの高齢者など仮設住宅入居後、継続的な支援が必要な人に対して、仮設住宅入居時に支援を受けることができるよう個別ファイルを作成するなどして情報を整理しておく。

ボランティアへの健康支援と連携：

- ・ボランティアの健康管理への支援を行う。
- ・ボランティアセンター窓口担当者と顔つなぎをし、ボランティアの情報を把握し、連携により住民への情報提供や、住民の生活支援への協力を得ていく。

ウ 第2期

【保健所と市町村の共通項目】

(ア) 応援・派遣保健師受入れのオリエンテーションの実施

- 現地で初めて応援・派遣保健師を受入れる場合、県保健師と市町村保健師が協同し、下記の項目についてオリエンテーションを行う。

なお、チーム交代時には隨時、各自・各団体で責任を持って引き継ぎを実施してもらう。

オリエンテーション内容

- ① 現地の被災状況（ライフライン・生活状況・健康課題）と全体の活動状況
- ② 現地の保健活動方針と計画
- ③ 応援・派遣保健師の活動計画（保健活動計画の中の位置づけ、目標、内容、役割など）
- ④ 他の応援・派遣チームの活動状況
- ⑤ 現地の災害対策本部の組織と運営状況
- ⑥ 応援・派遣保健師の統括窓口
- ⑦ 被災地域の概要
 - ・避難所の数、設置箇所、規模、健康問題など
 - ・医療機関、福祉施設、公共施設などの場所、開設状況など
 - ・活用できる社会資源
 - ・住民の自主組織の存在、役割

* 以上を口頭で説明すると共に、平常時から準備していた地域関係情報を提示、応援・派遣保健師が閲覧できるようにする。

(イ) 応援・派遣保健師が行う保健活動の進行管理や調整

- 毎日最低一回のミーティングを行う。ミーティングは現地職員と応援・派遣保健師、応援・派遣保健師相互の意思疎通、情報交換や課題の共有を図ることを目指す。また、必要があれば他のチームとの合同ミーティングも開催する。
- 活動は主体的なものになることが予測できることから、毎日の活動内容、要援護者への援助内容、活動上の課題を記録（p 33、34 様式 12、13）により提出を求める。
- 応援・派遣保健師が活動を通して、集約した地域情報や被災者の生活ニーズ、健康課題など報告を受け、保健活動に繋げる。
- 応援・派遣保健師の生活については、基本的には自己責任とするが、ライフラインの復旧、食糧・生活必需品販売状況など入手できる地域の最新情報の提供は努力する。なお、情報提示については掲示板などを活用し、目に見えるかたちで全体に周知できるようとする。
- 応援・派遣保健師のチーム間でリーダー的役割を決め、とりまとめを依頼する。

【保健所】

- (ア) 応援・派遣保健師を受け入れ、保健活動を行う管内市町村保健師への支援
- 応援・派遣を受け入れ、活動を行う管内市町村保健師などを集め、適切な時期に災害任務における感情を表出できる場（振り返りの場）の設定及び運営を行う。精一杯で活動に当る保健師の気持ちを表出し、活動状況を報告しあうことで、対応の評価や課題の整理をすることをねらう。

【市町村】

- (ア) 保健所との連携による応援・派遣保健師が行う保健活動の進行管理と調整
- 保健所に活動状況、課題などを報告し、必要な支援を要請、保健所と協同して応援・派遣保健師が行う保健活動の進行管理と調整にあたる。

工 第3期・第4期

【保健所と市町村の共通項目】

(ア) 応援・派遣保健師の終了時期の検討

- 現地での応援・派遣保健師の活動実態を適確に判断し、応援・派遣体制の見直し、再編、終了について検討する。検討に際し、災害対策本部の指示を受け、市町村と保健所で協議の上、その意向を県に報告、方針を決定する。

なお、支援終了時期について、医療救護所・避難所・仮設住宅の開設状況や利用状況、被災住民の生活復興状況や健康状況など把握した上で、関係機関とも連絡調整をし、決定する。

(イ) 応援・派遣保健師の活動の評価

- 応援・派遣保健師の目から客観的に活動を見ての感想や意見をまとめておくと今後の活動の評価に役立てることができる。
- ミーティングの場での情報交換や提出を求めた報告・記録物を活用し、これまでの保健活動の成果をまとめ、応援・派遣保健師に結果を返す。

(ウ) 応援・派遣保健師がフォローしていたケースの引継ぎ

- 応援・派遣保健師がフォローしていたケースについて、現地で使用している様式に記載されている内容をもとに、担当の保健師に引継ぎをする。

(エ) 応援・派遣保健師活動のまとめと報告

- 災害対策本部が解散の時期に、応援・派遣元の県や市町村、施設に対し、活動のまとめを報告し、謝意を示す。

(オ) 災害時保健活動における応援・派遣保健師活動のあり方の再構築

- 保健所と市町村が協同して、今回の活動経験をまとめ、今後の災害時保健活動に活かす事柄を集約し、あり方を検討する。

4 被災地が県外の場合の保健活動（派遣）

（1）県外への保健師派遣に向けての県庁の体制づくり

県庁は派遣要請があった場合には、ただちに派遣にかかる事務局を設置し、被災地との連絡調整、派遣計画の策定等、派遣体制の整備にあたる。

短期間での準備であるため、県庁部内の調整、派遣先との調整、派遣計画の作成、派遣に伴う物品の調達等は担当者を決め分担して作業に当たることが望ましい。

【主な役割分担】

- ・総括 : 関係部署調整、国、他県との調整、マスコミ対応
- ・派遣調整 : 派遣計画の作成、修正、保健所及び市町村の調整、派遣保健師の連絡窓口
- ・現地調整 : 現地の状況把握及び現地との調整、第1陣として現地での保健活動に従事
- ・物品調整 : 派遣に関する物品の調達、派遣に伴う予算措置事務

*本庁職員も現地での視察もしくは保健活動に従事することが望ましい。

（2）派遣時期別の業務

ア 派 遣 前

（ア）派遣要請を受けての関係機関との調整（国・他県・関係部署の調整）

派遣先決定までは、主に国もしくは被災地本庁と連絡調整をする。

派遣先決定後は、派遣先保健所、市町村と連絡調整をする。

●国からの派遣依頼、現地等情報収集及び調整

- ・被災地の状況及び派遣依頼状況の把握し派遣に備える。

●関係部署及び他県の情報収集

- ・関係部署の派遣状況等から、保健師単独派遣あるいは他職種との編成派遣か等の情報を得る。（防災課、医療救護関係、精神保健福祉関係、防疫関係等）
- ・他県の派遣状況を情報収集し、本県派遣の参考とする。

●県派遣に関する部局内検討

- ・派遣決定にあたっては、派遣する保健師が派遣先（被災地）での予想される危険性、過酷な任務であることを充分考慮し、防災課をはじめとする関係部署との調整の基に派遣の可否を判断をする。
- ・派遣可とした場合は、派遣開始時期、派遣期間、派遣人員等（案）を示し、派遣の方針性を決定する。

●国からの派遣照会に回答

- ・派遣可否について報告し、派遣先の決定を待つ。

(イ) 派遣のための人的な調整（保健所・市町村・派遣先との調整）

派遣の準備は、発災から派遣開始までの期間は短期間(数日)であるため、県庁及び保健所、市町村においても危機感を持って早急に対応する。

●派遣計画の作成、派遣体制の組織化

- ・派遣開始時期、派遣期間、派遣人員等の派遣計画を作成するが、被災状況及び被災県の近隣県からの派遣状況を考慮し、県として適切な人員・期間を作成する。
- ・保健所の回答名簿を元に、派遣保健師の選定をし派遣計画を作成する。

派遣計画作成の詳細については後述する「派遣チームの構成」を参照のこと

●保健所へ派遣照会及び派遣依頼

- ・派遣決定に伴い、派遣開始時期、期間、人員等を示し、派遣職員の照会をする。
- ・派遣計画が決定次第、派遣元職場に対して派遣依頼を送付する。

●市町村の取りまとめ

- ・国からの照会が市町村も該当すれば、派遣に関する市町村のとりまとめをする必要が生ずる。場合によっては、県、市町村の編成チームとなることがある。

●派遣先との調整(派遣先保健所及び市町村)

- ・現地の状況、現地の意向及び活動業務内容、携帯物品、移動、食事、宿泊の確保、調整窓口等を確認し派遣計画の修正を加える

◆派遣チームの構成◆

- 派遣初期にあって体制が整わない状況では、事務局と現地との連絡体制の確立、移動、食事、宿泊の確保等に対応するため、事務職員が入ることが望ましい。
- 班員の構成は2人1組の班編成を最小単位とする。ペテン職員と若手職員がペアを組めるよう配慮する。特に派遣初期や終結期には的確な状況判断、調整力が求められるため、経験豊かなペテン保健師の派遣、状況の見通しが立ちにくい初期には連絡等の取りやすい本庁保健師を派遣する等の工夫をする。
- 1班の派遣期間は1週間以内とする。往復の交通に要する日時を含まず最低5日間程度が適当と考えられる。なお、厳しい状況にある災害直後と安定期では、心身の影響、求められる活動の内容も大きく異なるため、柔軟な編成を行う。
- 派遣チーム間の引継ぎはチーム間で十分に行う必要があり、このための引継ぎ期間に前後1日のスライド日を設ける等の考慮をする。

(ウ) 現地活動に必要な物的資源の確保、調整

●現地活動に必要な携帯品の確保、補給

- ・原則として、派遣側が準備確保する。
- ・派遣が決定次第、「保健活動の必要物品、生活必需品、個人で用意する物品、現地の状況により必要となる物品」を区分し準備し整える。
- ・本庁内、保健所等で整備されていない物品があれば直ちに出納担当と調整し購入する。
- ・派遣時に必要な物品については「保健師活動に必要な物品チェックリスト」の項目を参照のこと

●派遣保健師の移動手段、食事、宿泊等の確保

- ・現地までの移動手段は原則は持ち込み物品が多いため、県庁で公用車の手配をすることが望ましい。
- ・現地での活動手段についても、効率的な活動のためには車及び自転車が望ましい。
- ・緊急車両の取得については各市町村を管轄する警察署に事前届出のあることを確認し、標章の交付をうける。
- ・現地での拠点となる宿泊は被災間もない時期は、住民の健康管理のため避難所等での宿泊も考えられる。
- ・派遣滞在が長期化する場合は、公共施設等の日常業務の開始もあり、派遣職員の宿泊についてはホテル等を利用するすることが望ましい。

(エ) 派遣保健師に対するオリエンテーション

●派遣保健師に対するオリエンテーション

- ・派遣保健師等に対して、事前に派遣先の状況等を示し、現地の活動が円滑にするためオリエンテーションを実施する。
- ・派遣に関する理解を得る上で、派遣保健師のみならず派遣元職場の上司の同席が望ましい。
- ・派遣期間が長期間にわたるとの想定があれば、現地での状況が変化するため、前半・後半等の派遣時期に区分して実施する場合もある。
- ・オリエンテーションの内容については後述する「オリエンテーションの内容」を参照のこと

◆派遣保健師のこころ構え◆

- 派遣保健師は被災地における保健師の活動を支援するものであるが、派遣先の保健師等従事者自身が被災していることを念頭に置き、被災地の住民のための活動に従事する現地職員を同時に支援するという認識で行動する。
- 支援のための派遣が被災地の職員に過重な負担をかけるといったことのないよ

う配慮する。そのためには、混乱の中で奮闘する被災地職員からの要求や指示を待って割り振られた業務を行うのではなく、支援業務や保健活動の内容について派遣保健師が自分たちで考え、現地の了解を得た上で主体的に活動を展開していくことが必要である。

- 被災地では住民に対する直接サービスのみでなく、情報分析、統計処理、様々な領域の関係機関との調整等、保健師機能の多面的な提供、支援を行うことが求められ、派遣保健師はこれらに積極的に従事することが必要である
- 派遣チームの班長は県庁へ毎日定時報告し（派遣先での活動内容、職員の健康状態、不足物品等）、保健活動を円滑に実施する調整の必要事項があれば、本庁と相談をする。あわせて派遣計画の修正等の判断材料にするための現在の業務量、派遣先の意向、活動方針等を報告をする。

◆オリエンテーションの内容◆

- 派遣に関するこころ構え
- 派遣計画（派遣時期、人員、現地までの移動手段、派遣班員の役割）
- 現地の状況（地区的概況、死者・負傷者・被害家屋・ライフライン等の被災状況、道路状況・交通機関の運行状況、医療機関、福祉施設、在宅ケアシステムの稼動状況、救護所、避難所の数・場所、動けるマンパワーの種類・数、災害本部の数・場所、避難しない人の状況、社会資源等）
- 現地での業務（派遣先の意向、活動業務、最新の現地派遣チームの状況等）
- 現地での生活（宿泊場所、食料の確保、生活必需品の確保等）
- 用意する物品（県で用意する物品、個人で用意する物品等）
- 県庁との連絡（連絡体制の確保）
- 持ち込み物品の管理
- 記録、報告（各種記録・報告は派遣先の様式を優先して使用する。記録・報告は原則、全て派遣先に引き継いでおく。必要な記録・報告はコピーをして持ち帰る）
- 引き継ぎ（活動は派遣班で完結型とし、派遣班で引継ぎを完了する。様式に基づき実施）
- 健康管理、事故対策（事故の場合の対処、県庁への報告）
- 時間外勤務等（現地で従事時間を記録する）
- 派遣先で物品を購入する場合（資金前渡金の説明）
- その他（派遣メンバー内での役割確認等）

*現地の情報はできるだけ多くの情報を派遣保健師に伝える。

●事故対策の想定

派遣保健師にむけては、現地での保健活動中の事故（例）交通事故、体調不良、物品破損等があれば、本庁に報告し対処の指示を仰ぐよう説明する。

(オ) 派遣保健師の健康管理

●派遣保健師の健康管理

- ・派遣保健師にむけては「被災地では保健活動のみならず、自身の健康管理に十分注意をはらう（特に睡眠、休養、プライバシーのない生活から来るストレス等）旨を留意するよう説明し、県庁職員は派遣保健師の健康状態を把握しておく。

(カ) 派遣に伴う予算措置

●派遣に伴う予算措置

- ・派遣に伴う経費については全て記録しておく。
- ・派遣先で使用する経費については、資金前途員を設定し、資金前途金で支払えるもの（3万円未満の物品等）を派遣保健師に説明し、使用した物品についての事務処理を行う。
- ・派遣に伴う経費については予算担当・出納担当等関係課と調整をとり運用にあたる。

(キ) 適切な効果的なマスコミへの対応

●マスコミの対応

- ・記者発表等に関する資料を作成する。
- ・マスコミ対応に関しては窓口を一本化し、原則として管理監督者が対応をすることが望ましいが、課内においても共通理解しておく。結果については記録・報告をする。

イ 派 遣 中

(ア) 現地（派遣先）と連絡体制の確保

●県庁と現地（派遣先）との連絡体制の確保

- ・県庁と現地との通信手段の確保をする。（災害用携帯電話、パソコン等）
- ・派遣初期においては緊急の対応・判断を求められることが想定されるため、派遣保健師と県庁は24時間連絡体制を組む。
- ・現地の派遣保健師（班長）から毎日定例で報告を受け、現地での活動上の問題の有無、派遣職員の健康状態、物品の補充等の情報を受け、派遣保健師の活動上の後方支援のため、指示や相談に応じる。
- ・県庁は24時間体制で現地からの連絡に対応できる体制を組む。平日の勤務時間内は原則、窓口担当が対応する。土曜・日曜・夜間に関しては少数の役職者で対応する

が、派遣が長期化（1ヶ月以上）した場合は県庁（医療福祉計画課保健師）で体制を整え対応する。

- ・派遣先の業務量、派遣先の意向及び今後の活動方針等を把握し、今後の派遣計画の参考とする。

（イ）派遣先での保健活動の情報還元（派遣元職場及び保健所・市町村等）

●県庁から派遣保健師の所属及び保健所等への情報提供

- ・派遣保健師の所属及び保健所に対して、派遣保健師の活動及び現地での生活等派遣保健師の様子を知らせ、派遣に関する情報提供と理解・協力を得る。
- ・県庁と保健所の連絡体制を確保し、派遣保健師の活動について情報を共有する。

●部内及び関係部署に報告

- ・派遣保健師から現地での活動等について上層部及び必要関係部署に報告する。

（ウ）県庁職員の現地視察等（視察及び保健活動）

●県庁保健師の現地視察及び派遣に関すること

- ・県庁職員はできるだけ早期に現地視察をし、派遣保健師に対して激励及び慰労をし、必要に応じて派遣先県関係者との調整をする。
- ・派遣保健師として従事し、現地で保健活動の困難度や業務量・環境・今後の活動の方針等を掌握する。

（エ）派遣業務を終了した保健師への対応

●派遣業務を終了した保健師から活動報告の受理

- ・派遣業務を終了した保健師から現地での活動報告を受け、現地の状況や派遣に際しての留意点等を聞き取り、次に派遣に出る保健師への参考資料とする。
- ・派遣に関する報告書、記録等を受理する。

●派遣業務を終了した保健師の健康管理

- ・派遣業務を終了した保健師に対して、労いの言葉を掛けるとともに、派遣業務は心身ともに疲労すると思われるため、充分休養を取るよう本人に促し、所属の上司には休み等の勤務体制を配慮するように依頼する。

（オ）派遣が長期化する場合、今後、派遣する保健師への対応

●長期化する場合、今後、派遣する保健師へのオリエンテーション

- ・前述した「派遣保健師に対するオリエンテーション」の項目を参照
- ・「派遣保健師に対するオリエンテーション」の内容は現地の最新情報を基に修正を加える。

●派遣時期が近づいた保健師への現地の情報提供

- ・派遣時期が近くなった保健師に対し、派遣業務を終了した保健師からの直近の現地状況や活動に関する情報を提供し、自己の派遣に備える。
- ・場合によっては派遣出発前に現地の派遣保健師と電話等により情報交換をすることも検討する。

(力) 保健活動及び生活必要物品の補給・補充

●保健活動及び生活必要物品の補給・補充

- ・現地からの情報により、補充する必要のある物品、あるいは新たに必要となった物品の調達を出納担当と実施し、現地に配送する。

(キ) 派遣計画及び体制の見直し

●派遣計画、体制の見直し

- ・派遣保健師からの報告を得ながら、宿泊地、派遣人員、派遣期間等の修正の必要があれば派遣計画の変更・修正をする。
- ・保健所等に対して派遣変更の旨を通知する。

(ク) 派遣終了の検討・決定

●派遣終了の検討・決定

- ・派遣保健師からの報告及び派遣先県・国・他県からの情報を元に、今後の保健活動計画

業務量派遣先の季節(雪対応等)と派遣先の市町村及び県、国の意向とを照らし合わせ、

総合的に終了時期を判断し、部内上層部に案を示す。

- ・部内上層部に派遣終了の案を示し、方向を決定する。

(ケ) 派遣保健活動の記録・保管

●活動内容の報告受理、記録、統計処理

- ・現地からの報告、派遣修了者からの報告書等を集計・記録し保管する。

(コ) 責任者によるマスコミへの対応

●マスコミの対応

- ・マスコミ対応については、原則として管理監督者とし結果については記録し報告する。

ウ 派 遣 終 了 後

(ア) 派遣終了に伴う関係機関との調整

●国及び派遣先の県へ報告

- ・国・派遣先の県に対し、派遣終了決定の報告をし、それに伴う報告書等を提出する。

●県庁関係部局の報告

- ・県庁関係部局内に派遣終了報告をするとともに必要な報告書等を提出する。

●保健所等への通知

- ・派遣元所属に対し、派遣終了と併せて派遣に関する協力に対するお礼の通知をする。

(イ) 派遣保健師の心身の健康管理

●派遣保健師の健康管理

- ・派遣直後は気分の高揚から、元気に見えてもその後体調を崩すこともあり、派遣保健師の健康状態を継続的に把握しておく。

●派遣保健師報告会の実施

- ・県庁が主催して、派遣保健師の保健活動の振り返りをする機会をもつ。派遣先で体験した（特に心的疲労）苦労等の体験の気持ちの整理をするとともに県庁職員は、派遣保健活動の苦労や健闘を称える。

(ウ) 派遣実績のまとめ

●経費の処理

- ・災害救助法の適用の可否に関わらず、需要費、旅費、時間外勤務手当等整理をし、派遣に係った費用の全額を記録に留める。

●派遣に要した物品の整理

- ・派遣に要した物品において必要な物品、不要であった物品、增量すべき物品等の整理を実施し次回の活動に備える。

●派遣保健師活動実績の報告

- ・派遣終了に伴い、派遣期間、派遣人数、派遣先での活動内容、活動実績を集計し、実績をまとめ、派遣保健師実績報告をする。

●派遣報告会の実施

- ・派遣保健師の報告会を早期に開催し、派遣保健師へのねぎらいと併せ、今後役立てていくことの項目の整理を行う。

●派遣報告集の作成

- ・派遣を経験した保健師による報告集を早いうちに作成する。

●派遣経験を踏まえた課題・問題点の整理

- ・派遣経験を通して今後の災害時保健活動に活かす事柄を集約し、検討すべき内容は計画的に検討を加えていく。

1 班（所属）で準備するもの

(1) 平常時から準備しておくもの

<必需品>	*ディパック 必要物品をいれて保管しておく *血圧計 手首用の自動血圧計が便利であるが、上腕の測定値と±10 mmHg の差がある。必ず、ひとつは上腕用の血圧計を備えておくことが望ましい *ウェルパス 携帯用・詰め替え用 *スプレー式うがい液 コップが要らず、薄めなくて良いので、重宝	<事務用品等> <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 電卓 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> 透明シート (地図上で、マッピング用) <input type="checkbox"/> 鉛筆・シャープペンシル <input type="checkbox"/> ボールペン(黒・赤) <input type="checkbox"/> 修正テープ <input type="checkbox"/> 修正カバーテープ <input type="checkbox"/> マーカー(各色) <input type="checkbox"/> マジック(太・細書き用) <input type="checkbox"/> カラーシール(マッピング用) <input type="checkbox"/> インデックスラベル <input type="checkbox"/> ペーパーパッチ <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> カッターナイフ <input type="checkbox"/> 白紙 <input type="checkbox"/> ノート <input type="checkbox"/> 紙ファイル <input type="checkbox"/> クリアファイル <input type="checkbox"/> ファイル整理BOX <input type="checkbox"/> ホッチキス(針) <input type="checkbox"/> 瞬間接着剤 <input type="checkbox"/> メンディングテープ <input type="checkbox"/> セロテープ <input type="checkbox"/> スティックのり <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> タフロープ <input type="checkbox"/> 輪ゴム <input type="checkbox"/> クリップ (ダブル、ゼム) <input type="checkbox"/> 付箋 <input type="checkbox"/> 留守連絡用メモ付箋 <input type="checkbox"/> バインダー <input type="checkbox"/> 健康教育用パンフレット <input type="checkbox"/> 記録用紙 <input type="checkbox"/> 使い捨てカメラ <input type="checkbox"/> 折り紙
<その他>	*チャック付きポリエチレン袋 衛生材料等小分けに使用 *ウエットティッシュ 水が使用できないときに活躍 *割り箸 シーネとして活用 *割り箸・赤いハンカチ(緊急時用) 緊急時には割り箸に赤いハンカチを縛って振り回す *給水袋(6L) 2WAYタイプ(背負う・手提げ)	

(2)緊急で準備するもの

- ①派遣先（現地）の状況、季節等の条件により、必要となるもの
②衛生材料等 大量に必要となるもの、使用期限があるもの

<生活拠点確保>	<衛生材料等>	<通信連絡・事務用品等>
<input type="checkbox"/> 車（運転手付き）	<input type="checkbox"/> 手指消毒薬	<input type="checkbox"/> 携帯電話
<input type="checkbox"/> 自転車	<input type="checkbox"/> ウエルバス (携帯用・詰め替え用)	<input type="checkbox"/> トランシーバー
<input type="checkbox"/> テント 冬用 3シーズン用	<input type="checkbox"/> スプレー式うがい液	<input type="checkbox"/> テレホンカード
<input type="checkbox"/> 断熱シート (テント床用)	<input type="checkbox"/> 滅菌ガーゼ	<input type="checkbox"/> パソコン
<input type="checkbox"/> レジャーシート (銀色面：下 青色面：上)	<input type="checkbox"/> ティスボ舌庄子	<input type="checkbox"/> プリンター
<input type="checkbox"/> ランタン	<input type="checkbox"/> 湿布（打撲・捻挫用）	<input type="checkbox"/> 電卓
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 熟さまシート	<input type="checkbox"/> 地図
<input type="checkbox"/> 毛布	<input type="checkbox"/> 外傷用消毒スプレー	<input type="checkbox"/> 透明シート (地図上で、マッピング用)
<input type="checkbox"/> 寝袋 冬用・3シーズン用	<input type="checkbox"/> アルコール消毒錠（分包）	<input type="checkbox"/> 鉛筆・シャープペンシル
<input type="checkbox"/> 携帯ガスコンロ	<input type="checkbox"/> 弾力包帯	<input type="checkbox"/> ボールペン（黒・赤）
<input type="checkbox"/> 携帯ガスピボベ	<input type="checkbox"/> 縫棒	<input type="checkbox"/> 修正テープ
<input type="checkbox"/> やかん	<input type="checkbox"/> 救急紛創膏	<input type="checkbox"/> 修正カバーテープ
<input type="checkbox"/> 鍋（菜箸）	<input type="checkbox"/> サージカルテープ	<input type="checkbox"/> マーカー（各色）
<input type="checkbox"/> 電気ポット	<input type="checkbox"/> 三角巾	<input type="checkbox"/> マジック（太・細書き用）
<input type="checkbox"/> 給水袋（6L）	<input type="checkbox"/> ゴム手袋（ティスボ）	<input type="checkbox"/> カラーシール（マッピング用）
<input type="checkbox"/> ラップ	<input type="checkbox"/> ピニール袋	<input type="checkbox"/> インデックスラベル
<input type="checkbox"/> アルミホイル	<input type="checkbox"/> 45Lゴミ袋（黒・半透明）	<input type="checkbox"/> ペーパーパッチ
<input type="checkbox"/> 携帯トイレ	<input type="checkbox"/> スーパー袋	<input type="checkbox"/> はさみ
<input type="checkbox"/> 食料品保存用発砲スチロール箱（食卓・記録机用）	<input type="checkbox"/> ポリエチレン袋	<input type="checkbox"/> カッターナイフ
<input type="checkbox"/> 延長コード（3つ口）	<input type="checkbox"/> チャック付きポリエチレン袋	<input type="checkbox"/> 白紙
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> マスク（ティスボ）	<input type="checkbox"/> ノート
<input type="checkbox"/> 各種乾電池	<input type="checkbox"/> ペーパータオル	<input type="checkbox"/> 紙ファイル
<input type="checkbox"/> 台車（荷物搬送用）	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> クリアファイル
 <その他>	<input type="checkbox"/> ポケットティッシュ	<input type="checkbox"/> ファイル整理BOX
<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> ウエットティッシュ	<input type="checkbox"/> ホッチキス（針）
<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> 割り箸	<input type="checkbox"/> 瞬間接着剤
<input type="checkbox"/> 雨カッパ上下	<input type="checkbox"/> 赤いハンカチ（緊急時用）	<input type="checkbox"/> メンディングテープ
<input type="checkbox"/> ゴム長靴	<input type="checkbox"/> 給水袋（6L）	<input type="checkbox"/> セロテープ
<input type="checkbox"/> 雨傘	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> スティックのり
<input type="checkbox"/> うちわ（夏）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガムテープ
<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ（冬）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> タフロープ
<input type="checkbox"/> 虫除けスプレー（夏）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輪ゴム
<input type="checkbox"/> 蚊取り線香orマット（夏）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> クリップ（ダブル、ゼム）

2 個人で準備するもの

<p><必需品></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人の身分証明書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 常備薬（必要な場合） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 腕時計（秒針つき） <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> テレホンカード <input type="checkbox"/> メガネ (コンタクトレンズは使用できない場合あり) <input type="checkbox"/> 防寒着（必要に応じて） 	<p><応援・派遣時の追加></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> 着替え（宿泊数分） <input type="checkbox"/> 携帯電話充電器 <input type="checkbox"/> 食料品 <input type="checkbox"/> 飲み物 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲み物は現地調達が可能か確認し、滞在期間に自分の必要分だけとする。 (残さないのが理想)
<p>生活拠点確保の必要な場合</p> <p><必需品></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食料品 * <input type="checkbox"/> 飲み物 * <input type="checkbox"/> 食器類 マグカップ、 小ぶり深めのミール皿、 スプーン・フォーク・箸 <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ 	<p><あると便利な物></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> フラットシーツ (寝袋の中に使用等) <input type="checkbox"/> 上履き <input type="checkbox"/> 水のいらないシャンプー <input type="checkbox"/> エプロン <input type="checkbox"/> 懐中電灯付き帽子 	<ul style="list-style-type: none"> ・行き帰りの途中で購入することも可能であり、また徐々に現地でも調達可能となるので、臨機応変に対応する。 ・飲料水は夏と冬で必要量も異なるが、個人で全期間分の必要量を準備するには荷重となるため、班でまとめた方がよい。

III 保健活動計画及び保健活動記録・報告用紙（改正）

1 保健活動計画

災害時の保健活動を的確及び効果的に実施するために適切な保健活動計画が必須である。保健活動計画の作成にあたっては、被災の状況、範囲、健康被害の状況、稼働保健師数などを考慮することが必要となる。

この計画に基づいて必要保健師数を算定し、応援・派遣要請をする。

適切に保健活動を行っていくために、保健活動計画の中で、応援・派遣保健師の役割を明確にしておくことが重要である。

◆保健活動計画の例示

	発災後	直後	1週間	2週間	3週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
	時期	1期・2期	3期					4期	
状況	被災・対応状況	避難勧告 救急医療体制の縮小・避難所の縮小 ライフライン切断 ライフラインの一部回復 仮設住宅入居							
	健康調査 (数字は主な目的)	①健康の動機付け ↔ ②こころのケア (PTSD) ↔ ③孤立化予防 ↔ ④孤独死防止							
	健康調査 フォロー	健康の動機付け ← → こころのケア ← → 孤立化予防 ← → 孤独死防止 ↔							
	地域巡回活動	在宅住民の健康相談、 地域のニーズ集約・分析							
	避難所巡回相談	避難所健康相談							
	要援護者への 支援	安否確認 ↔ 要観察者のフォロー ↔							

◆計画に盛り込む主な活動内容と留意点

◇健康調査◇

健康調査は被災後の住民の抱えている健康課題を解決するために必要となる調査である。

したがって、被災後の時期と住民の健康課題に応じて、調査目的（①から④）は変化し、それに応じた調査対象、内容を計画的に実施する。

① 健康の動機付けのための健康調査

被災直後、住民は生活を営むこと・家の片付け等に追われ、自らの健康に関して配慮しないままに日を過ごす傾向がある。住民への健康の動機づけとするための健康調査を行い、把握した生活習慣病・慢性疾患の治療中の人を必要な医療・相談に結びつける。

② 被災によるこころのケア（P T S D）に関する調査

被災後の心的外傷後ストレス反応について、住民自らが意識するとともに、無気力になる・

不安感が高まるなどの症状のある人を把握するための調査。

症状のある人に対しては必要な医療・相談に結びつけることができる。

③ 孤立化予防のための健康調査

被災後の生活が長期化した場合、仮設住宅入居後など近隣との関係性が薄くなり、孤立化しがちな人を把握するための調査。把握した人に対しては、必要な医療・相談に結びつけるとともに、関係機関と連携して、孤立化予防の対策を講じることができる。

④ 孤独死防止のための調査

③の状況がさらに長期化した場合に実施する調査。生命の危険を伴う場合もあるため、必要な医療・相談に結びつけるとともに、関係機関との調整のもとに対策を講じる。

◇地域巡回活動

・被災後、在宅において生活する住民に対しての健康相談

・地域の環境・衛生・健康等のニーズを集約・分析する役割

応援・派遣の保健活動においても、担当地域の環境・衛生・健康ニーズの集約・分析をし、派遣先に提供する役割がある。

◇避難所巡回健康相談

：被災後、避難所において生活をする住民に対しての健康相談

◇要援護者の確認

・要援護者の安否確認は、被災後早期に完了できるのが望ましいため、平常時から要援護者のリストアップに加え、職員間での情報の共有及び応援・派遣職員に委ねる場合も想定した準備をしておく。

2 記録及び報告用紙一覧

平常時	災害時		
	全体	避難所	仮設住宅
① 災害時要援護者登録台帳 (カード)	③地域活動記録	④避難所活動記録 (日報)	⑤仮設住宅活動記録
② 災害時保健活動ボランティア登録カード	⑥健康相談票、経過用紙 ⑦健康調査連名簿 ⑧災害初動時情報 ⑨保健活動日誌 ⑩保健活動日誌 (個人記録) ⑪巡回健康相談実施集計表 ⑫保健活動実績集計表 (日報) ⑬保健活動引き継ぎ書 ⑭保健活動ボランティア活動記録*		

註1)は「災害時における保健婦活動マニュアルに関する研究報告(全国保健婦長会)」の資料 p50 を活用した。

- 2) ○内の番号は様式番号である。
- 3) 応援・派遣の場合は、基本的には派遣先の様式を使用する。

3 記録及び報告用紙の用途について

(1) 一般的な注意事項

- ・項目を全て記入することが目標ではなく、各自が活動の中で得た範囲の情報を記入し、記録を活用して皆で地域の姿を把握することが、記録の第一の目的となる。
- ・「印象」欄を活用して、活動の中で感じたことを残すことが活動に役立つ。
- ・被災場所や被災状況、応援・派遣など、活動内容により使用する様式を選択し、活用する。応援・派遣の場合は、派遣先での様式を使用することを原則とする。

(2) 各種記録用途

「災害時要援護者登録台帳 (カード)」 様式 1

- ・要援護者の把握と支援を行う際に、効率よく安否確認できるためのものである。
- ・緊急度は、①医療依存度②疾病の特性③生活の自立度④世帯構成⑤災害時の援助者の有無⑥年齢を考慮して判断する。
- ・情報は共有し、変化のあるたびに追加修正し、最低年1回は確認を取る。
- ・支援には専門職を始めボランティアなども関わるため個人情報の管理に留意する。
- ・家族の要望を受けとめ、情報の公開についても意思確認をしておく必要がある。

「災害時保健活動ボランティア登録カード」 様式 2

- ・保健活動に協力する意思のある専門職ボランティアを登録し、各々の専門性が効果的に発揮できるようにする。

「地域活動記録」 様式 3、「避難所活動記録 (日報)」 様式 4-1、4-2

「仮設住宅活動記録」 様式 5

- ・被害や住民の健康などの状況把握と保健活動(指導)を同時に記録する。
- ・そのままFAX送付等で報告に用いる事ができる。誰から誰への報告、相談であるのかを、記載者が意識しやすいものとする。

「地域活動記録」様式3

- ・地震発生後の地域の健康課題を把握・解決するために用い、また必要に応じて情報集約場所への報告に用いる。
- ・特に第1期は毎日記録し、その後は必要に応じて記録する。
- ・災害や復興の時期によって把握すべき事項が異なるため、必要事項があれば修正・追加する。

「避難所活動記録(日報)」 様式4-1、4-2

以下の活動・支援目的に添って活動した内容を記録・報告する。

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所における住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

「仮設住宅活動記録」様式5

以下の活動・支援目的に添って活動した内容を記録・報告する。

仮設住宅活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から仮設住宅における住民の生活を把握し、予測される問題と解決方法、地域の復興に向けての課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

「健康相談票・経過用紙」 様式6-1、6-2

- ・場所(避難所・仮設住宅・自宅)や方法(訪問・面接・電話)に関わらず、健康相談の際に用いる。世帯の把握にも用いることができる。

「健康調査連名簿」 様式7

- ・避難所等において、全体の健康調査を行う際に使用する。継続支援が必要な対象者には健康相談票(様式6)を作成する。
- ・乳幼児・高齢者・介護認定者、慢性疾患患者など、特定の対象者を把握する場合にも使用できる。

「災害初動時情報」 様式8

- ・災害発生直後の被災地の概況と活動稼動状況を早期に把握し、地域での保健活動の初動体制の整備に活かす。
- ・FAX送信を原則とし、まず市町村から保健所に送付、保健所から管内を取りまとめ(各市町村の原本を使用)県庁へ情報伝達する。
- ・早期に情報の集約が可能になるよう、第1報で全てを記入する必要はなく、状況が明らかとなった時点で、必要情報を追加伝達できる様式とした。

「保健活動日誌」 様式9

- ・被災地で行った保健活動全般を記録し、被災地での活動の評価や課題の整理、成果をまとめるために活用する。
- ・記録は統括者が記入することが望ましい。

「保健活動日誌(個人記録)」 様式10

- ・個々の保健師の活動記録とし、被災地での活動の評価や時間外勤務状況の資料とする。

「巡回健康相談実施集計表」 様式11

- ・避難所・仮設住宅・地域において、健康課題を持った者に行った相談の概況を報告する。
- ・被災地での活動の成果をまとめるために活用する。

「保健活動実績集計表(日報)」 様式12

- ・被災地での保健活動を数量的に把握するために、活動実績の集計を行い、応援・派遣の場合には、派遣先の市町村に一部提出する。

「保健活動引き継ぎ書」 様式13

- ・被災地での保健活動内容について、班体制で引き継いでいくために使用する。
- ・なお、応援・派遣に入った場合は、派遣先の市町村に一部提出する。

「保健活動ボランティア活動記録」 様式14

- ・被災地での活動を把握し、成果をまとめるために活用する。

災害時要援護者登録台帳(カード) 作成 年月日 更新年月日 様式1

作成者氏名								
氏名		住所		校区	疾 病	緊 急 度		
生年 月日 H	T S H	年 月 日	世帯主 氏名		電話 ファックス メールアドレス			
通院医療 機関	病院 科 クリニック、医院		主治医名 家庭医名					
服用中の 薬剤								
避難場所								
緊急連絡先	平日昼間		夜間・休日					
ADLの状況	1 生活自立度 (自立・一部介助・全介助) 2 移動方法 (歩行・杖歩行・車いす・担架) 自立・一部介助・全介助 3 医療機器の種類 (在宅酸素・人工呼吸器・発電機・バッテリー・アンビューバック・吸引器・経管栄養用品・ストーマケア用品)							
避難手段	4 食事の留意点 (自立・一部介助・全介助 普通・軟食・流動食・経管栄養・IVH)							
携帯する 機器等	5 排泄 (自立・一部介助・全介助 おむつ使用・失禁・便秘)							
	6 入浴 (自立・一部介助・全介助)							
緊急時配慮 をする事項	避難場所での必需品(無・有)							
その他の 特記事項	介護者・避難時付き添い者名 介護者が不在の時間帯(無・有 時~時) 関係機関 担当者名							
家族構成								
* 災害緊急時に安否確認や、他から問い合わせがあった場合に限り、住所、氏名等を公表してもよいですか。								
1 災害派遣の保健、医療関係者	可	不可						
2 民生委員	可	不可						
3 町内役員	可	不可						
4 ボランティア	可	不可						
災害時の安否状況と対応 (確認年月日 年月日)								

緊急度:①医療依存度②疾病の特性③生活の自立度④世帯構成⑤災害時の援助者の有無⑥年齢を考慮して判断する。

例 緊急度の「高・中・低」のいずれかを記載する。

災害時保健活動ボランティア登録カード

様式2

ふりがな 氏名		職 業	年 齢	性 別	男 女
個人団体別	個人・団体(団体名)				
自宅住所	〒				FAX TEL
連絡先 (勤務先等)	勤務先・学校名 〒				FAX TEL 携帯
資格・免許・特技	資格: 看護師・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・医師・精神保健福祉相談員 その他() 免許: 普通自動車運転免許・大型特殊免許・その他() 特技: ()				
ボランティア経験	なし あり 対象: 乳幼児・障害者・高齢者・その他() 内容: 施設内の介助・外出援助・おむつたたみ・安否確認と声かけ その他()				
活動希望	活動可能期間 平成 年 月 日から 年 月 日 活動内容:				
ボランティア 保険への加入	ボランティア保険への加入 ボランティア保険: 加入済み・これから加入予定 災害ボランティア保険: 加入済み・これから加入予定				

地域活動記錄

発信元(

)→送信先()

- ・地震発生後の地域の健康課題を把握・解決するに用い、また必要に応じて情報集約場所への報告に用いる。
 - ・特に第1期は毎日記録し、その後は必要に応じて記録する。
 - ・災害や復興の時期によって把握すべき事項が異なるため、必要事項があれば修正・追加する。

地域名		記録日時 月 日 時	記録者名 所属・職名・立場等	
被害状況	死傷者数 人 負傷者数 人 その他(住民の様子・家屋状況・がけ崩れ等)		対策本部の組織	
住民の避難状況	避難所数 ヶ所(備考 場所: 人(状況 場所: 人(状況 場所: 人(状況 場所: 人(状況		避難していない人の状況	
組織的活動状況	班・組織づくり、リーダーの有無等の状況		組織活動等の状況	
ライフライン・交通の状況	可・不可	不可の場所と復旧の見通し	遮断道路・通行上の注意・交通機関の機能など	
	電話			
	電気			
	水道			
	ガス			
保健医療福祉の機能やマンパワーの稼動状況	医療機関・救護所(数・場所・名称) 福祉機関(数・場所・名称) 在宅ケア(数・場所・名称) 保健活動(第2期以降は詳細に)		ボランティアを含むマンパワーの種類と数 名称(個人・団体)、人数、支援内容等	
必要物品	不足している医薬品・衛生用品など			
情報伝達	住民への情報・伝達すべき内容			
課題と対策	住民のニーズ・優先すべき健康課題			
印象・その他申し送り事項				

避難所活動記錄(日報)

年 月 日

記載者(所属・職名)

- ## 避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所の特徴・機能およびそこでの住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況	避難所名	所在地	避難者数: 日中 人／夜間帯 人 施設に関する情報(広さ・構造・概要図・連絡系統など)
	電話・FAX		
	交通状態(避難所と外との交通手段)		
組織や活動	優先すべき健康課題		
	管理体制・代表者の情報		
	氏名(立場)	その他	
	連絡体制／命令・指揮系統		
	ボランティア		
	自主組織		避難者への情報伝達手段(黒板・掲示板・マイク・ラジオ配布など)
	医療の提供状況		
	救護所:有・無		
	地域の医師との連携:有・無		
	現在の状態とそれに対する判断		対応／方針
環境的侧面	ガス・電気・給水の状況		
	冷暖房・照明・騒音		
	食事(回数、配食者、主な内容、炊き出し状況)		
	清掃・ごみ処理の状況		
	トイレ・手洗いの状況		
	入浴・消潔・洗濯の状況		
	プライバシーへの配慮の状態		
	ペットの状況		
	その他		
防疫的側面	空気の流れや換気、湿度、粉塵		
	喫煙者の状況(たばこによる影響など)		
	風邪様症状(咳・発熱など)		
	食中毒様症状(下痢・嘔吐など)		
	その他		

対象 特性的 側面 (災害時 要援護者等)	対象	人数	状況と判断	対応／方針	
	乳幼児		人		
	妊産婦		人		
	高齢者		人		
	介護認定者		人		
	心身障害者		人		
	精神保健		人		
	難病		人		
	感染症		人		
	慢性疾患		人		
その他		人			
合計		人			
避難者 が抱える 疾病の問題	難病、痴呆、精神疾患、慢性疾患、結核などを抱えている人たちの状況				
	氏名	疾患名	状況と判断		
避難所 特有の 健康問題	人数の把握	15歳以下	16~64	65歳以上	対応／方針／特記事項など
	便秘	人			
	頭痛	人			
	食欲不振	人			
	不眠	人			
	不安	人			
	その他				
	まとめ	全体の健康状態			
まとめ	活動内容				
まとめ	印象				
課題／申し送り					

仮設住宅活動記録				年月日	記載者(所属・職名)	
仮設住宅活動の目的:						
・公衆衛生的立場から仮設住宅における住民の生活を把握し、予測される問題と解決方法、地域の復興に向けての課題と対策を検討する。						
・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。						
仮設住宅の概況	仮設住宅(地区)名	所在地		地区担当保健師		
	引き継ぎ事項(巡回計画・方針／優先すべき健康課題等)				仮設住宅の情報(規模、周辺の交通・環境等):	
	自治会 有・無(年 月開始)／集会所 有・無(場所)				住宅内の制限事項:	
	自治会長	住居番号:	電 話: ()		近隣の医療機関名:	
	自治会副会長	住居番号:	電 話: ()		近隣の公共施設名:	
	自主組織(定期的会合、イベントなど)				行政の支援(保健・福祉・医療・警察・教育等):	
	ボランティア活動状況:				支援の必要性などの判断・方針	
	入居者の状況	世帯の種類・数	世帯の特徴の把握(戸数または人数)			
		入居可能戸数: 戸	乳幼児がいる世帯 戸			
		入居戸数: 戸	高齢者がいる世帯 戸			
	住民数: 人	65歳以上ののみの世帯 戸				
	未入居戸数: 戸	單身世帯 戸(人) / うち65歳以上 戸(人)				
	その他					
要 援 護 者 数 と 維 続 の 必 要 性	種別	対象数	相談数	備考	継続支援の必要な対象者	
	乳幼児					
	妊産婦					
	高齢者					
	介護認定者					
	心身障害者					
	精神保健					
	難病					
	感染症					
	慢性疾患					
その他						
合計					合計 人	
まとめ	全体の健康状態・印象				D氏名等:	
まとめ	活動内容					
まとめ	課題／申し送り					

樣式6-1

健康相談票

保管先

方法	対象者	担当者(立場)
・面接 ・その他 ()	・訪問 ・電話	・乳幼児 ・ねたきり ・高齢者
		・妊娠婦 ・難病 ・その他

基本的な状況	氏名	男・女	生年月日	M・T・S・H 年 月 日	歳		
	元の住所		連絡先				
	①現住所		連絡先				
	②新住所		連絡先				
	把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先			家族について			
	被災の状況						
身体的・精神的な状況	既往歴	現在治療中の病気	内服薬、医療機材・器具	医療機関			
	現在の状態(自覚症状)					具体的な自覚症状(参考) 頭痛/頭重/不眠/倦怠感/ 吐き気/めまい/動悸/ 息切れ/肩こり/関節痛/ 腰痛/目の症状/咽頭の 症状/咳/痰/便の性状/ 食欲/体温現象/精神 運動減退/空虚感/不満 足/判断力低下/焦燥感/ ゆううつ/朝方ゆううつ/ 精神運動興奮/希望喪失/ 悲哀感	
日常生活の状況	食事	移動	着脱	排泄	意思疎通	保清	その他
	自立						痴呆の有無など
	一部介助						
	全介助						
	備考 必要器具など						
個別相談活動	相談内容			指導内容			
							今後の計画 解決 継続

経過用紙

模式6-2

保健活動日誌（個人記録）

様式 10

保健活動日誌 年月日(天候) 記録者:

様式9

活動項目	従事者	活動内容	課題及び引きぎ事項等
総括			
情報管理			
コーディネート			
健康相談 (巡回健康相談) (所内健康相談) (その他)			
家庭訪問			
健康教育			
その他			
応援・派遣保健師など状況			
ボランティアなど状況			

活動 内容	年月日()被災日目		所属	年月日()被災日目
	勤務時間 :	時から 時まで		
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

注：訪問・健康相談・健康教育を実施した場合、件数とその内容（対象区分・内容）を記載すること。
 記載にあたっては、様式1.2を参照のこと。

保健活動実績集計表（日報）

樣式 1 2

記入者名
活動市町村

活動日 年 月 日 (班 活動 人)		活動市町村										
活動場所 (複数回答可)	1 避難所	2 避難所以外	3 仮設住宅									
	4 その他 ()											
活動方法 (複数回答可)	1 家庭訪問	2 個別健康相談・教育	3 集団健康教育									
	4 医療救援	5 関係機関調整	6 現状分析・活動計画の立案									
対象区分 (区分毎に 実人員を 記入する)	実人数											
	区分	乳 幼 児	妊 産 婦	高 齢 者	介 護 認 定 者	心 身 障 害	精 神 保 健	難 病	感 染 症	慢 性 疾 患	その 他	合 計
	件 数											
主な相談 内 容 (延べ件数)	内 容										件数 (件)	
	1 被災による外傷等 (復旧作業に伴うものも含む)											
	2 現症・既往に関するこ											
	3 生活習慣病に関するこ											
	4 医療・服薬に関するこ											
	5 感染症予防に関するこ											
	6 エコノミークラス症候群に関するこ											
	7 食事に関するこ											
	8 こころの健康に関するこ											
	9 生活機能低下予防に関するこ											
	10 生活に関するこ											
	11 介護に関するこ											
	12 その他											
ケ ア (再)	血圧測定 件	排泄介助 件	その他 件									
	食事介助 件	清潔介助 件										
	服薬介助 件	傷の処置 件										

樣式 11

様式13

保健活動引き継ぎ書 所属() 従事者人数() 記入者氏名()

担当地域:世帯数() 人口()		
活動期間 年月日() ~ 年月日() 計 日間		
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">93</p> ライフライン 電話()・電気()・ガス()・水道()		
	道路・交通状況	
	避難所の状況 合計 ケ所	
	場所:	約 人(状況)
	場所:	約 人(状況)
	場所:	約 人(状況)
	物資配布場所	
	住民連絡窓口	
	トイレ・入浴	
	その他	
生活状況		
主な健康問題		
当面の活動方針及び活動内容		
住民から質問を受けることが多い内容とその対応		
現地からの指示事項		
物品に関すること	その他特記事項	
備考		

保健活動ボランティア活動記録

様式14

登録番号	氏名	男 女	年 齢	歳
年月日	活動場所			
曜日	活動内容(対象者、実施したこと)			
活動時間	気づいた点			
時間				
年月日	活動場所			
曜日	活動内容(対象者、実施したこと)			
活動時間	気づいた点			
時間				
年月日	活動場所			
曜日	活動内容(対象者、実施したこと)			
活動時間	気づいた点			
時間				

IV 災害発生後の健康問題と健康教育資料

予測される健康問題	健康教育リーフレット
①震災によるケガ等	①「震災によるケガや病気について ～応急手当をしたらすぐに受診しましょう～」
②エコノミークラス症候群の予防	②「エコノミークラス症候群を予防しましょう」
③水分摂取不足	③「避難所生活での健康管理について」
④避難所生活等における不活発な生活による機能低下の予防	④「不活発な生活による機能低下を予防しましょう！ ストレッチングを行いましょう！ 「腰痛の予防をしましょう！」 ③も参照。
⑤不眠・ストレスの増加	⑤「よく眠れない…お困りの方はみえませんか？」
⑥感染症発生予防	⑥「かぜに注意しましょう！」 「トイレの後と食事の前は手を消毒しましょう！」 「効果的なうがいをしましょう！」 「下痢や腹痛がおこったら」
⑦インフルエンザ（冬期）	⑦「インフルエンザに注意しましょう！」
⑧食中毒	⑧「食中毒を予防しましょう！」
⑨家屋の片付けによる外傷	⑨「家の片付けに伴うケガに注意しましょう！」
⑩P T S D等の出現	⑩「災害のあとの気持ちの変化」 「災害のあとの気持ちの変化～子どもの変化」

健康問題は、第1期から第4期の各時期に明確に別れるものではないため、地域の被災状況や健康問題に応じて、適宜リーフレットを活用する。

災害によるケガや病気について ～応急手あてをしたらすぐに受診しましょう～

ケガは応急手あてをして

- ケガをしたところに土や泥などの汚れがついている時は、できるかぎりきれいな水で洗い汚れをおとしましょう。
- 出血が強い場合は、できるかぎりきれいな布で押さえ、受診しましょう。
- 痛みが強い、動かすことができない、腫れている等の場合は、その部分をなるべく動かさないようにし、すみやかに受診しましょう。

ケガをしていなくても

- 呼吸が苦しい、胸が痛いなどケガがなくても、体調に異変のあるときは受診しましょう。

医療機関・巡回診療情報

- 月 日現在、診療可能な医療機関は、
()です。
- 無線放送や()などで確認しましょう。
- また、()で診療を実施していますので、ご利用ください。
- その他の医療情報については()へお問い合わせください。



エコノミークラス症候群や水分攝取にも気をつけましょう！

- 同じ姿勢をとり続けると、呼吸困難や胸の痛みなどの症状ができるエコノミークラス症候群になりやすくなります。
- 予防のために、足首をまわしたりして動かしましょう。
- 脱水症状やエコノミークラス症候群の予防のために、できるかぎり水分をとりましょう。

災害用伝言ダイヤルを活用しましょう！

- 連絡のとれない家族にメッセージを残したり、家族が残したメッセージを聞くことができます。
- 公衆電話などで「171」をダイヤルし、あとはガイダンスにそって操作します。

その他、健康に関するご相談などは、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。

また、()で保健師等が健康相談を実施していますのでご相談ください。

連絡欄

エコノミークラス症候群を予防しましょう！

車中で生活している方は、できるだけ避難所などに移りましょう。やむを得ず車中泊をされる場合は、以下の予防法を実践しましょう。

エコノミークラス症候群とは？

食事や水分を十分とらない状態で、車の中など狭い座席で長い間同じ姿勢をとっていると、血行不良が起こり、足にある静脈に小さな血のかたまりができやすくなります。急に立ち上がりで動いた時などに、血のかたまりが足から肺や脳、心臓に飛び、血管を詰まらせ、肺塞栓や脳卒中、心臓発作などを起こす恐れがあります。

どんな症状なの？

片側の足の痛み・赤くなる・むくみ・胸の痛み・呼吸困難などの症状がおこります。この症状は中年以上の方や肥満体質の方に出やすいといわれています。異常に気づいたら早めに医師に相談しましょう。



予防のポイントは？

- 足首などの運動をしましょう！
・かかとの上げ下ろし・ふくらはぎを軽く揉む・足の指を開いたり閉じたり
・座ったままで足首をまわしたり、足を上下につま先立ちしたりしましょう。
・できるだけ歩くように心かけましょう！
- 水分を十分にとりましょう！
ただし、ビールなどの酒類やコーヒーの飲みすぎは、飲んだ以上に尿を出すがあるので、逆効果となることがあります。
- できるだけゆったりした服を着て、からだをしめつけないようにしましょう。
- たばこは、血管を収縮させるので、注意が必要です。できれば禁煙しましょう。

その他の健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。

また、()で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

連絡欄

不活発な生活による機能低下を予防しましょう

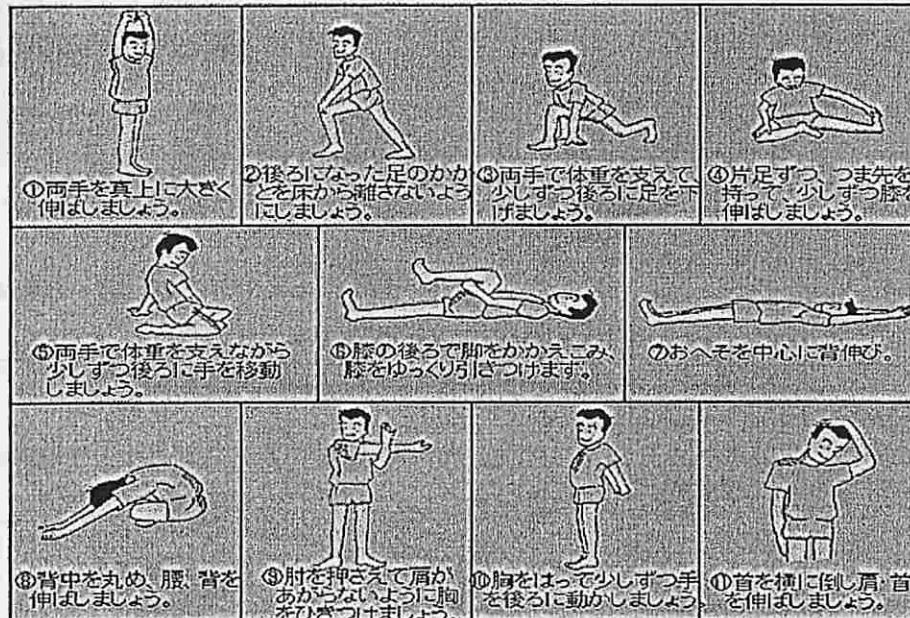
避難所生活の長期化により、運動量が減少することで、筋肉の衰えや腰痛、内臓などの全身の機能が低下してしまうことがあります。これは、高齢の方に発生することが多く、症状が進むと歩けなくなったり、寝たきりに近い状態にならざるを得ないこともあります。

予防するには、積極的に歩くこと、軽い体操、ストレッチなどからだをこまめに動かすことが大切です。

－ストレッチングを行いましょう！－無理せず、マイペースで。

- ◆1つの姿勢を10～20秒持続しましょう。
- ◆反動をつけず、ゆっくり伸ばしましょう。
- ◆息を止めず、自然に呼吸しましょう。

●ステップ1(11種目)



●ステップ2(14種目) ステップ1の途中に以下の3種目を入れて行います。



参考：あいち健康プラザ「基本ストレッチングプログラム」

（ ）で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

年 月 日()

避難所生活での健康管理について

1 水分をしっかりとりましょう。

- 脱水症状の予防などには、十分な水分の補給が必要です。
- トイレに行かなくても済むように、水分をとらないことは危険です。
- 水分は、アルコールやコーヒー以外のものでとりましょう。（飲む以上に尿を出すことがあります。）



2 夜間の十分な睡眠・休息をこころかけましょう。

- なかなか眠ることができないときは、体だけでも休めましょう。
- 不眠で困っている方は、巡回の保健師等に相談してください。



3 手洗い・うがいをこまめに行い、マスクを着用しましょう。

- 多くの人が出入りする避難所では、かぜがはやりやすかったり、のどや肺への負担が大きくなりがちです。



4 慢性疾患などの薬を飲んでいる方は、薬がなくなる前に、医療機関に受診するか、巡回の保健師に相談してください。

- 薬がきれると体調が悪化する可能性があります。
- 薬を調達するのに、時間がかかることも考慮しておきましょう。



5 意識して体を動かすようにしましょう。

- 避難所生活では、普段よりじっとしていることが多く、体を動かすことが少なくなりがちです。
- 同じ姿勢をとり続けたり、体を動かすことが少なくなると、筋力が低下したり、関節が硬くなってしまうことがあります。

その他、健康に関する相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。

また、（ ）で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

腰痛の予防をしましょう！

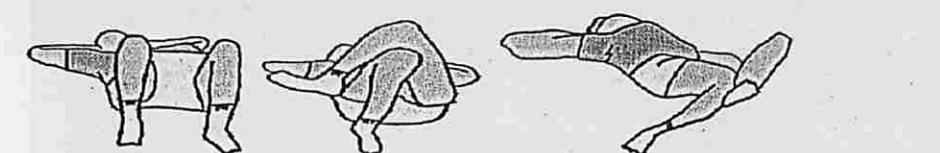
- 避難所などの慣れない場所での生活で、筋力が低下したり、姿勢が悪かったりすると、背骨に余分な負担がかかり腰痛がでることがあります。
- ストレッチングや筋力トレーニングで腰痛予防をしましょう。
- 足のももの裏のストレッチング



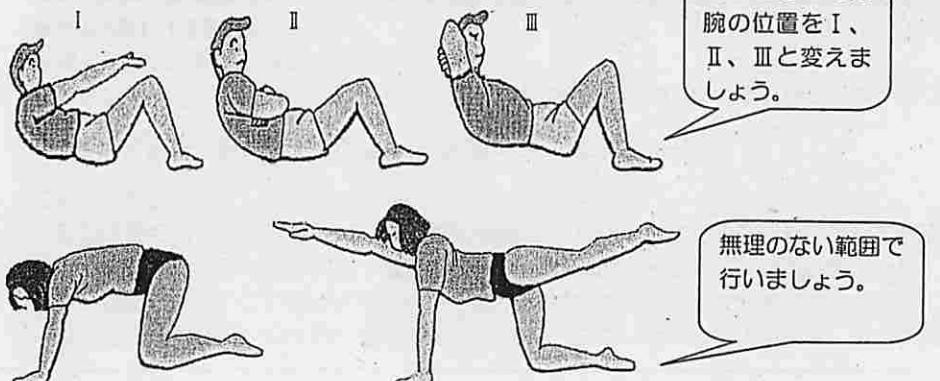
- 全身のストレッチング



- 背中・腰・おしりのストレッチ



- 腹筋運動・背筋運動



参考：あいち健康プラザ「腰痛のためのストレッチング」

よく眠れない…お困りの方はみえませんか？

震災という大きなできごとに加え、避難所などの集団生活が長くなったり、寝る場所が変わったりして、なかなか眠れない、食欲がわかない、気持ちが落ち着かない…という方も多いと思います。

このような変化は、災害体験した人なら、大人でも子どもでも、誰にでもおこる普通の反応です。

ゆっくり眠るために

- 昼間あまり仮眠をとらないようにしたり、眠る時間を一定にしたりしましょう。
- こころの中で気になっていることは、家族や知人に気持ちを聞いてもらったり、保健師等の巡回相談の時に相談したりしましょう。
- 眠れないときに、お酒を飲んで寝る人もいますが、お酒はその時は眠れるかもしれません、量が多くなると疲れの原因になったり、習慣となる可能性があるので注意しましょう。

眠れない日が続くと…

体がだるい・イライラする・やる気が起きないなどの変化がおこることがあります。

どうしても眠れない・気分が落ち着かない方は、

巡回している保健師や医師に相談しましょう。

その他、健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。

連絡欄

年月日()

かぜに注意しましょう！

～早めの予防と対策が重要です～

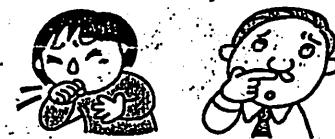
かぜをひかないために

- 手洗い・うがいをしましょう。
手洗い：流水または手指消毒薬で行いましょう。
うがい：流水やうがい薬で行いましょう。
- 換気をしましょう。
- マスクを着用しましょう。
- 十分な睡眠をとるなどして、抵抗力を落とさないようにしましょう。
- のど飴などをなめて、だ液をふやして、のどの粘膜を保護しましょう。



かぜの主な症状は？

- 発熱・せき・たん・鼻水・くしゃみ
のどの痛み・体がだるい・・・などです。



かぜをひいたかな？と思ったら

- 体を休め、睡眠を十分にとりましょう。
- 水分を十分にとりましょう。
- 保温・保湿に注意しましょう。
- なかなか治らない時やとてもつらい時は医師の診察を受けましょう。

医療機関・巡回診療情報

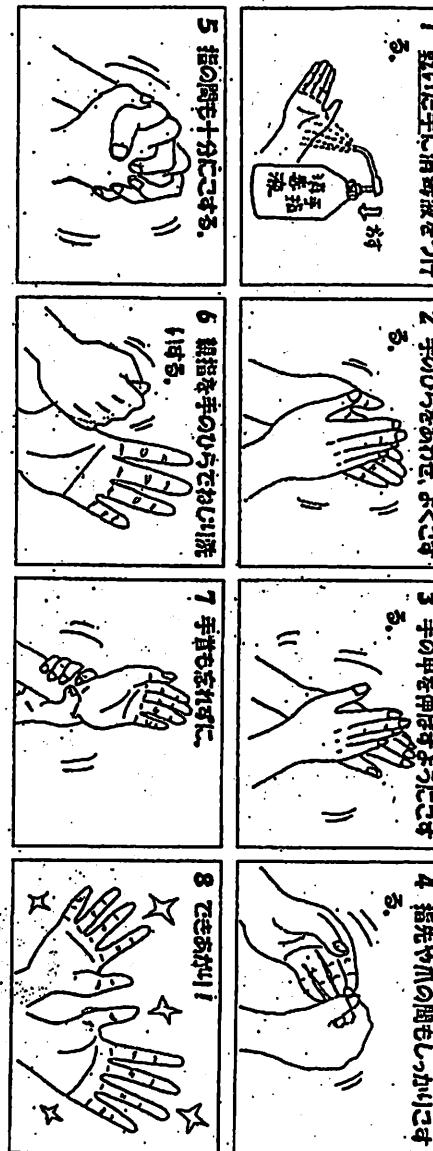


- 市販の薬を飲むときは、使用上の注意など説明書をよく読みましょう。

その他健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。
また、()で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

連絡欄

手を消毒しましょう！



手の後と食事の前には

下痢や腹痛がおこったら

下痢が続いたり、便に血が混じったり、腹痛が強かったりする場合は、必ず医師の診察を受けましょう。

医療機関・巡回診療情報

日の生活では次のことに注意しましょう。

食 事

- 胃腸に負担をかけないように、おかゆ・うどん・パンなどの消化の良いものをとるようにしましょう。
- 炭酸飲料を避け、規則正しい生活をしましょう。
- なま物は避け、できるだけ火の通った物をたべましょう。
- 刺激の強い炭酸飲料・アルコール類は控えましょう。

水分の補給

- 下痢が続く場合は、脱水症をおこす心配がありますので、こまめに水分補給しましょう。

脱水の症状は
唇や舌が乾く・皮膚が乾燥する
尿量が減る
などです。

保 温

- 腹部を冷やさないように気をつけましょう（カイロを上手に利用しましょう）。

手 洗 い

- 食事の前や排便後は手洗いを毎回行いましょう。

その他、健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。
また、()で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

効果的な「うがい」を しましょ



インフルエンザに注意しましょう！

～早目の予防と対策が必要です～

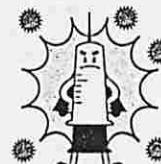
インフルエンザは、かぜとは違い、ウイルスが体に侵入すると2～3日前後の短い期間で突然高熱がでて、他の人も感染させてしまう強い感染力をもっています。

高齢の方や小さなお子さん、慢性疾患をお持ちの方は特に注意しましょう。

インフルエンザにかかるないために

- インフルエンザの予防接種を受けておくと、かかりにくくなったり、かかるても重症化しにくくなります。

予防接種情報



- 手洗い・うがいをしましょう。

手洗い：流水または手指消毒薬で行いましょう。

うがい：流水やうがい薬で行いましょう。

- 換気をしましょう。

- マスクを着用しましょう。

- 十分な睡眠をとるなどして、抵抗力を落とさないようにしましょう。



特徴的なインフルエンザの症状は？

- 高熱（39度近くになることがある）・頭痛・全身の筋肉痛・体がだるい・のどの痛み・咳などです。くしゃみなどかぜに似た症状がでることもあります。



インフルエンザにかかったかな？と思ったら

- 早めに医師の診察をうけましょう。

医療機関・巡回診療情報



- 体を休め、睡眠を十分にとりましょう。
- 水分を十分にとりましょう。
- 保温・保湿に注意しましょう（カイロやマスクを利用しましょう）。

その他、健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。

また、()で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

連絡欄

年月日()

食中毒を予防しましょう！

どうして食中毒になるの？

食中毒のほとんどは、食中毒の原因菌やウイルスがついた食品や飲料水を口にすることで起こります。

食中毒を予防するポイントは？

- 1 食中毒の原因菌・ウイルスをつけない

- 食品、手、調理器具は使用前後にしっかり流水で洗う。
- 清潔なタオルやふきんを使う。

- 2 食中毒の原因菌・ウイルスを増やさない

- 作った料理は早めに食べ、残った料理は後から食べない。
- 室温に放置せず、冷蔵庫に保存する。

- 3 食中毒の原因菌・ウイルスを消滅させる

- 食品内部まで十分に加熱する。生ものは避けましょう。
- 調理器具やふきんは定期的に消毒をする。



食中毒が疑われたら

- 主な症状は、吐き気・腹痛・嘔吐・下痢・血便・発熱などです。

- 高齢者や子どもは重症化しやすいので特に注意する。

- 医師の診察を受けるまで、胃腸薬や下痢止めを服用しない。

- 原因と思われる食品や包装容器、吐いた物や便などがあれば医師にみせる。

- こまめに水分補給をし、全身を暖かく保ちましょう。

その他、健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。
また、()で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

連絡欄

年月日()

家の片付けに伴うケガに注意しましょう！

ガラスで手や足を切ってしまったり、釘を踏んでしまう等家の片付けに伴うケガが増えています。

予防方法は？

- 軍手など分厚い手袋をはめて、作業をおこなうようにしましょう。
- 家中でも、靴をはきましょう。

もしケガをしてしまったら？

- 飲み水で傷をきれいに洗う。
- 出血が多い場合は、きれいな布で押さえ、すぐに受診する。
- 痛みが強い、腫れてきたなどの場合も、あまり動かさないようにしてすぐに受診しましょう。



小さなケガでも「このくらいなら大丈夫」と思わずには、

いつもよりも早めに受診しましょう！

その他、健康に関することなど、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。
また、()で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

連絡欄

災害のあとでの気持ちの変化

災害に出会うと、人は少なからず強いストレスのために心に変化が訪れます。これは、災害を経験した人なら大人でも子どもでも、誰にでもおこる普通のことです。

災害の前は問題のなかった人間関係も、災害のあとには次のように感じることもあります。

- 自分が相手から大切にされていないと感じてしまう。
- 相手の気遣いもわかるが、かえって負担に感じてしまう。
- 自分がしてあげたいと思うことが、子どもや家族にしてあげられないもどかしさを感じてしまう。

感情をあらわすことは、けっしていけないことではありません。

- 自然な感情を押さえ込み、気持ちを素直にあらわす方が、こころと体のためには良い影響を与えることが多いです。
- こころの中で気になっていることや自分の気持ちを、家族や知人に聞いてもらったり、保健師等の巡回相談の時に相談したりしましょう。

苦痛が強すぎたり、長すぎると感じるときには、自分で解決しようとせず、次のような時は、専門家に相談しましょう。

- 緊張感、混乱、むなしさ、疲労感が長い間続くとき。
- 悪夢や、よく眠れない夜が続くとき。
- お酒、タバコ、薬の量が多くなるとき。
- 仕事に身が入らなくなったとき。
- 人間関係がますくなったりとき。
- 自分の気持ちを打ち明けたい相手がないとき。
- 事故をおこし、混乱しているとき。
- 家族や友人がこれらのことで困っているとき。

保健師や心のケアチームが巡回しています。
ひとりで悩まず、どんなさいなことでも、ご相談ください。

その他、健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。
また、()で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

連絡欄

災害のあとでの気持ちの変化

～子どもの変化～

災害に出会うと、人は少なからず強いストレスのために心に変化が訪れます。これは、災害を経験した人なら大人でも子どもでも、誰にでもおこる普通のことです。

子どもたちも、災害によって傷ついています。

- 子どもたちの気持ちを聞いてあげましょう。
- 子どもたちに、自分の気持ちを説明してあげましょう。
- 子どもたちが、いきいきと活動できるように、行事を組みましょう。
- 災害のごっこ遊びや、災害の絵を描いたりすることを禁じないようにしましょう。

これらのことを通して、子どもたちが災害という現実を子どもなりに理解し、それを乗り越えていくための手助けをしてあげることが大切です。

苦痛が強すぎたり、長すぎると感じるときには、早めに専門家に相談しましょう。

- 緊張感が強い。
- 夜泣きがはげしかったり、夜間あまり眠れない。
- 赤ちゃんがえりが激しく、育児にこまってしまう。
- 子どもを育児する人が、このようなことで困っているとき。

保健師や心のケアチームが巡回しています。
ひとりで悩まずどんなことでもご相談ください。

その他、健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。
また、()で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

連絡欄



災害時保健活動体制整備推進会議構成員

氏名	所属等	備考
井伊久美子	兵庫県立大学看護学部教授	
門間晶子	名古屋市立大学看護学部助教授	兼作業部会
浦野愛	特定非営利活動法人 レスキュー・ストックヤード事務局長	
宮島まち子	江南市保健センター係長	
栗本洋子	一宮保健所稻沢支所地域保健課課長補佐	兼作業部会
萩野光枝	半田保健所地域保健課課長補佐	兼作業部会
中根恵美子	瀬戸保健所豊明支所技師	兼作業部会
前田恵美	知多市保健センター（愛知県市町村保健師協議会）	
松井圭子	春日井保健所地域保健課長（全国保健師長会愛知県支部）	
仲井節子	豊川保健所蒲郡支所地域保健課長（愛知県保健師会）	
青木善昭	防災局防災課 政策・企画グループ 主査	

(順不同)

災害時保健活動マニュアル

(応援・派遣編)

平成 17 年 3 月発行

愛知県健康福祉部医療福祉計画課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6267 (バイブル)